

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月
西日本工業大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	44
基準 4. 教員・職員	63
基準 5. 経営・管理と財務	74
基準 6. 内部質保証	82
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	90
基準 A. 社会貢献	90
V. 特記事項	95
VI. 法令等の遵守状況一覧	96
VII. エビデンス集一覧	108
エビデンス集（基礎資料）一覧	108
エビデンス集（基準資料）一覧	109

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 西日本工業大学の建学の精神と基本理念

西日本工業大学（以下、「本学」という。）は昭和 42（1967）年 4 月、建学の精神として「人間性に支えられた高度な工業技術者を広く学術の研鑽を通じて育成する」を掲げて設立された。この建学の精神に関して、大学創立者であった有田一壽は、本学の基本理念は『「責任感も強く、礼儀正しく、協調の精神に富んでいる」このような学生の育成を標榜し、徳育を最重要課題とし、知育、体育がこれを助ける教育の実施」にあり、このことを「正しい人間性の錬成」という言葉で表した。この言葉は後に「人を育て技術を拓く」と言い直され、爾来、本学の基本理念として、建学の精神とともに共有されている。

2. 西日本工業大学の使命・目的

本学は、建学の精神のもと、西日本工業大学学則（以下、「学則」という。）第 1 条において「工業に関する専門の学術と一般の学芸とを教授研究し、かつ、人格の育成と陶冶を図り、もって文化の向上に寄与することを目的とする」と定め、大学の使命とされる「教育」「研究」「社会貢献」を第一の目的として掲げている。また、学則第 2 条の 2 において、各学部・学科の人材養成目的及び教育研究上の目的をより具体的に規定している。

教育、研究、社会貢献のそれぞれにおける目標と方針は次のように定められ、ホームページ、学生便覧等に明示している。

教育の目標と方針：教育の目標は「豊かな人間性の錬成とすぐれた工業技術者の育成」である。教育の方針は「学生の個性を伸ばすきめ細かな教育の実現」「産業界を支える自立した実務型技術者の育成」「国際社会で、職場で尊敬され、頼りにされる技術者の育成」（基本教科の確実な修得・コンピュータに強い技術者の育成・個性化への対応）を大方針とし、これに基づく大学、学科及び大学院の教育方針を「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」の三つのポリシーで定め、学修成果の評価の方針として「アセスメント・ポリシー」を定めている。

研究の目標と方針：研究の目標を「テクノロジーとデザインを融合させた多様で独創的な研究成果を生み出すとともに、その資源を社会に提供することで豊かな未来を創造する」と定め、具体的な方針を「研究方針」で定めている。

社会貢献の目標と方針：社会貢献の目標を「地域自治体との連携、地域産業界との連携、国際交流、地域社会に対する教育研究機会の提供を推進する」と定め、「社会貢献ポリシー」において地域志向を明確化した推進方針を、また「国際交流ポリシー」において海外教育機関との教育・学術交流の方針を定めている。

一方、大学院では、西日本工業大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 2 条において「学部における確かな専門技術教育の基礎としつつ、複雑に多様化する現代の技術分野に対応すべく、大学院においては、幅広い社会的見識と、柔軟な技術応用能力の涵養を図り、高度専門技術者、経営者、起業家を育成することを目的とする」と定め、さらに、人材養成に関する目的及び教育研究上の目的をそれぞれ大学院学則第 2 条の 2、第 6 条で規定している。

3. 西日本工業大学の個性・特色

本学の個性・特色は次の3点に表れている。

- ①人を育てる教育の重視：全教員で学生個々人の指導、助言を行う「ガイダンス制度」とキャリア形成教育科目である「スタートアップセミナー」や「キャリアプラン」等を中心に、伝統的に徹底した人間性教育を実施している。その成果は毎年の高い就職率にも表れている。
- ②実務型技術者の育成：情報処理技術やデジタル技術の修得に重点を置いた教育プログラムにより、柔軟な技術応用能力を備えた実務型技術者の育成を実践している。
- ③地域に志向した大学：本学が所在する北九州・京築地域は自動車産業を核とするものづくり産業の集積地であり、工学とデザインが一体となって取り組むべき課題が多数存在している。本学が有するテクノロジーとデザインの知の融合による教育研究シーズを活用した地域貢献に努め、実績をあげている。

4. 西日本工業大学の教育実践の展開過程と現状

本学は昭和42（1967）年、工学部4年制による機械工学科、電気工学科の2学科によって開学した（翌年、土木工学科、建築学科を増設）。

開学当初、当時の新進気鋭の教員たちは「広く入れて、鍛えて狭く出す」という教育方針の下、自然科学及び基礎工学の徹底的学習を強調した教育を実施した。しかし、この方針は社会には受け入れられず、初の卒業生を出した頃から、卒業が難しい大学という風評が立ち、志願する学生数が激減し、私学としての本学の在り方が問われる事態に至った。

このため、開学10年頃より、建学の精神に立ち返り、「偏差値以外の多様な尺度を用意して、長所を伸ばし、人間形成にウェイトを置き、責任感や誠実さを養い、個性豊かな創造性を身に付けた学生を育てる」ことを確認し、具体的な教育法として到達度に応じた二元教育（昭和56（1981）年）を策定し、実施した。その後、“きめ細かい教育・面倒見のよい教育”を標榜したNIT教育（昭和58（1983）年、平成5（1993）年、平成7（1995）年）を実践し、昭和59（1984）年には志願者も回復した。この間、基本理念を表す言葉として、それまでの「正しい人間性の錬成」とともに「人を育て技術を拓く」が使われるようになり、平成4（1992）年以後は専ら「人を育て技術を拓く」を基本理念としている。

18才人口の減少、大学の全入化、グローバル化が進行する中で、本学は平成13（2001）年頃から、技術革新が進む現代社会に対応できる新しい技術者教育の創出に向けて検討を開始し、平成16（2004）年大学院（工学研究科）開設、情報デザイン学科増設、平成18（2006）年デザイン学部（建築学科、情報デザイン学科）設置と小倉キャンパス開校、平成21（2009）年工学部改組（総合システム工学科、デジタルエンジニアリング学科）、そして平成26（2014）年度からの工学部再編（デジタルエンジニアリング学科の総合システム工学科への統合）など、教育組織及び施設の整備を実施した。並行して教育方針の見直しを行い、「実務的技術能力の修得」を加えて、実践的・実務的技術者の育成を明確にした。

平成24（2012）年に開学45周年記念事業として行われたおぼせキャンパス（工学部）のリニューアルを機に学科、教員個々の依存型で進めてきた地域貢献活動を全学体制に一本化し、北九州及び京築地域の「知の拠点大学」として全学的に貢献するための諸規程の整備及び組織強化を行った。これにより、本学は「地域に志向した大学」であることを強

く宣言した。平成 26 (2014) 年度に文部科学省の「地(知)の拠点整備事業」を福岡県の大学で唯一採択され、「工学とデザインの融合」による地域を思考した教育、研究、地域貢献を北九州市と京築地域の自治体、産業界と連携して推進している。

平成 28 (2016) 年度は開学以来、本学が取り組んできた「きめ細やかな教育」に立ち帰り、三つのポリシー(学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れ方針)を新たなキーワード(主体性・協働して学ぶ態度など)で見直すとともに、ガイダンス制度の実質化や学生満足度の向上に取り組んだ。平成 29 (2017) 年度は、本学の新しい三つのポリシーを踏まえ、教育効果が期待できる能動的(PBL)授業の充実を組織的に図り、併せて、高大接続を意識した入試改革方針と平成 31 (2019) 年度入学者選抜基本方針を策定した。令和元(2019)年度は、令和 2 (2020) 年度以降実施される入学者選抜方法の大幅な変更先立ち、AO入試及び推薦入試に「知識・技能」を評価する基礎学力検査を導入した。また一般入試では「主体性を持って多様な人々と協働した学ぶ態度」を評価する自己エントリーシートを導入し、多面的・総合的に評価する方法に改善した。学修成果面では、アセスメント・ポリシーに基づき、新たに卒業研究の統一的な評価や卒業時(後)アンケートの実施等で学修成果の把握・評価の検証を開始するとともに、学修実態・授業に関するアンケート結果や退学・留年数などの情報をホームページに公表した。

この平成 26 (2014) 年度から令和元(2019)年度の教育改革、入試改革及び学生支援体制の再構築により、平成 29 (2017) 年度から安定した入学者の確保と、休・退学率の抑制並びに学生満足度の向上が図られている。

令和 2 (2020) 年度は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、5月から学生が自宅等から受講できるオンライン授業を実施し、本学の非常勤講師を含むすべての教員がPCを活用する遠隔講義方式で対応した。(7月2日からは、対面授業と遠隔授業を併用したハイブリッド授業で対応。)この実績を踏まえ、学生の個人用ノートパソコン必携化を1年前倒して、令和 3 (2021) 年度入学生から導入することとした。また、デジタル社会の基礎知識である「数理・データサイエンス・AI」に関する知識・技能等に関する授業を行うため、令和 3 (2021) 年度入学生から全学1年の必修科目として、初級レベルの「データサイエンス入門」科目を導入することを決定した。さらに、アセスメント・ポリシー等に基づく成果の評価実施と、学生の授業アンケート等と連動したティーチング・ポートフォリオを試行的に作成し、令和 3 (2021) 年度から本格導入の上、授業改善を行うこととした。

また、本学における内部質保証の再構築に向けた体制、組織、システム等の整備を行い、自己評価総括委員会で内部質保証の新たな方針を策定し、令和 3 (2021) 年度から新たな内部質保証の方針のもと、大学全体の改革・改善に取り組んでいる。

※ NIT は(西日本工業大学の英語表記「Nishinippon Institute of Technology」の略)

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 11 年 5 月	・九州工学校設立
昭和 19 年 5 月	・個人から（財）九州工学校に設置者変更
昭和 23 年 7 月	・九州高等工科学校に校名変更
昭和 27 年 12 月	・学校法人九州工業学園並びに九州工業高等学校設立認可
昭和 32 年 6 月	・筑紫工業高等学校設立認可（福岡県筑紫郡太宰府町）
昭和 42 年 1 月	・西日本工業大学設立認可（工学部 4 年制、機械工学科、電気工学科） 場所 福岡県京都郡苅田町大字新津 1633
昭和 42 年 4 月	・西日本工業大学開学
昭和 42 年 12 月	・昭和 43 年より土木工学科、建築学科増設認可
昭和 43 年 4 月	・機械工学科、電気工学科、土木工学科、建築学科の 4 学科となる
昭和 44 年 4 月	・教育職員免許状修得（正規の課程）のための認定申請許可 （高 2 普 工業・中 1 普 職業）
昭和 45 年 2 月	・第一種電気事業主任技術者認定校
昭和 45 年 4 月	・教育職員免許状修得（聴講生の課程）のための認定申請許可
昭和 46 年 4 月	・電気工学科に電子、電力コース設置
昭和 53 年 1 月	・教育職員免許状修得（正規の課程）のための認定申請許可 （高 2 普・中 1 普 数学）
昭和 53 年 4 月	・学校法人西日本工業学園と改称し、九州工業高等学校・筑紫工業高等学校を学園分離
昭和 58 年 4 月	・電気工学科に情報コース設置
昭和 61 年 4 月	・土木工学科に経営管理コース設置 ・建築学科に住居インテリアコース設置
昭和 62 年 4 月	・機械工学科に CAME、MES コース設置
平成 4 年 1 月	・臨時定員増認可（平成 4 年度から平成 11 年度までの間） ・機械工学科 130 名、電気工学科 140 名、建築学科 110 名
平成 4 年 4 月	・機械工学科 CAME コース・MES コースを機械工学コース・電子機械工学コースに変更
平成 5 年 4 月	・土木工学科に建築情報コース・環境情報コース・管理情報コースを設置
平成 8 年 12 月	・編入学定員設定認可 機械工学科 4 名、電気工学科 5 名、土木工学科 2 名、建築学科 2 名
平成 9 年 4 月	・各学科コースの再編成 機械工学科：機械工学コース・生産システム工学コース・機械／経営システム工学コース 電気工学科：電気システムコース・電子システムコース・情報システムコース 土木工学科：土木工学コース・都市システム工学コース 建築学科：建築学コース・建築／都市デザインコース
平成 11 年 12 月	・入学定員の増加（機械工学科 100 名、電気工学科 110 名、建築学科 100 名）及び平成 15 年度までの臨時入学定員の設定に係る学則変更認可
平成 12 年 4 月	・機械工学科コースの再編成 機械コース、電子機械コース、交通機械コース
平成 13 年 4 月	・土木工学科コースの再編成 建設・構造コース、環境・防災コース、都市・交通コース

西日本工業大学

平成 15 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学科名称の変更（機械システム工学科、電気電子情報工学科、環境都市デザイン工学科） ・建築学科コース制の廃止
平成 16 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報デザイン学科（CG&CAD コース、メディアデザインコース、ユニバーサルデザインコース）を設置 ・大学院工学研究科修士課程（生産・環境システム専攻）を設置
平成 17 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許状修得課程認定申請許可（情報デザイン学科：高 1 種（情報）、大学院：専修免（工業））
平成 18 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・小倉キャンパス開校（福岡県北九州市小倉北区室町 1-2-11） ・デザイン学部設置（建築学科・情報デザイン学科） ・入学定員の変更（機械システム工学科 90 名を 110 名、環境都市デザイン工学科 60 名を 40 名） ・機械システム工学科コースの増設、デジタルエンジニアリングコース
平成 19 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学科名称の変更（環境都市デザイン工学科を環境建設学科）
平成 21 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院・地域連携センター開設 ・工学部学科の改組 総合システム工学科の設置 （機械工学系、電気工学系、情報システム系、環境建設系） デジタルエンジニアリング学科の設置 （デジタルデザインコース、自動車、ロボットコース）
平成 23 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・総合システム工学科系名称変更、電気工学系を電気電子工学系 ・建築学科コースの再編成 建築デザインコース、住居・インテリアデザインコース、環境設備デザインコース、建築構造デザインコース ・情報デザイン学科コースの再編成 メディアデザインコース、プロダクトデザインコース、環境デザインコース、キャリアデザインコース
平成 26 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・工学部の学科の改組 デジタルエンジニアリング学科の学生募集を停止し、定員及び教育研究内容を総合システム工学科に移行 （機械工学系、デジタルエンジニアリング系、電気電子工学系、情報システム系、環境建設系） ・入学定員の変更（総合システム工学科 240 名、3 年次編入 6 名）
平成 27 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・総合システム工学科 系の名称変更 （デジタルエンジニアリング系を機械設計工学系に名称変更） ・建築学科及び情報デザイン学科のコース制廃止
平成 28 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・総合システム工学科 系の再編成 （機械工学系、機械設計工学系、設備保全工学系、電気電子工学系、知能制御工学系、情報工学系、土木環境工学系） ・入学定員の変更（情報デザイン学科 55 名、3 年次編入 2 名）
平成 29 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・総合システム工学科 系の再編成 （機械工学系、電気情報工学系、土木工学系） ・入学定員の変更（総合システム工学科 230 名、情報デザイン学科 45 名）

2. 本学の現況

・大学名 西日本工業大学

・所在地

校 地	所 在 地
おぼせキャンパス	〒800-0394 福岡県京都郡苅田町新津1丁目11番地1
小倉キャンパス	〒803-8787 福岡県北九州市小倉北区室町1丁目2番11号

・学部の構成

学部

工 学 部	デザイン学部
総合システム工学科	建築学科
	情報デザイン学科

大学院

工学研究科
生産・環境システム専攻（修士課程）

・ 学生数、教員数、職員数

学生数（学部） (人)

学 部	学 科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
工学部	総合システム工学科	228	264	273	288	1,053
デザイン学部	建築学科	90	92	96	97	375
	情報デザイン学科	54	58	54	55	221
	計	144	150	150	152	596
合 計		372	414	423	440	1,649

学生数（大学院） (人)

大学院	専 攻	1 年次	2 年次	計
工学研究科	生産・環境システム専攻	28	14	42

教員数 (人)

学 部	専任教員人数	非常勤講師人数
工学部	32	36
デザイン学部	21	25
その他の組織	—	—
合 計	53	61

職員数

形 態	人 数
専任	44
嘱託	0
パート（アルバイト含む）	5
派遣	0
合 計	49

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

《建学の精神》

・本学は、「人間性に支えられた高度な工業技術者を広く学術の研鑽を通じて育成する」ことを「建学の精神」とし、「建学の精神」をよりの確に反映させて分かりやすく表現した「人を育て技術を拓く」を「基本理念」としている【資料 1-1-1】。

《使命・目的》

・本学は、「使命・目的」を、「工業に関する専門の学術と一般の学芸とを教授研究し、かつ、人格の形成と陶冶を図り、もって文化の向上に寄与する」と定め、これを学則第 1 条に掲げている。また、教育目標として「豊かな人間性の錬成とすぐれた工業技術者の育成」としている【資料 1-1-1】。

・さらに、その「使命・目的」に基づいて、「教育研究上の目的」と「人材養成に関する目的」の二つを、学部・学科、研究科の特質に応じて、それぞれ学則【資料 F-3①】、大学院学則【資料 F-3②】の中に具体的に定めている。教養教育にあつては別途、「教養教育の理念」「教養教育の目的」【資料 1-1-2】として定め、これらの使命・目的は全て本学ホームページ（以下「本学 HP」という。）で公表している。

・以上のように《使命・目的》《教育目的》に関わる事柄は、本学 HP 等に整序して掲載され、相互の関係や構造が明確に示されている【資料 1-1-1】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-3①】西日本工業大学学則（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

【資料 F-3②】西日本工業大学大学院学則（第 2 条の 2）

【資料 1-1-1】西日本工業大学 HP「建学の精神」

【資料 1-1-2】西日本工業大学 HP「西日本工業大学の教養教育について」

1-1-② 簡潔な文章化

・1-1-①に挙げた本学の理念・目的等に関する各事項は、すべて一文にまとめられている。そのうち、学生が日常絶えず服膺することが期待される「基本理念」については、特に簡潔な標語形式（「人を育て技術を拓く」という 4 文節 6 単語）で言い表されている。

・また、本学では使命・目的の下位概念として、「教育目標」（学部：「豊かな人間性の錬成とすぐれた工業技術者の育成」、大学院：「幅広い社会的見識と経営的判断力を持つ実践的専門技術者の育成」）を定めている。その下に、より具体的な「教育方針」をそれぞれ3項目の箇条書きで簡潔に示している【資料 1-1-1】【資料 1-1-3】。

・現在、本学 HP、「学生便覧」の巻頭に「建学の精神」「基本理念」に続けてこの「教育目標」「教育方針」を掲げ、本学 HP では「使命・目的」も掲載し、本学の教学に対する基本的姿勢を簡潔明瞭に示している【資料 1-1-1】【資料 F-5①】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-5①】 学生便覧 P1

【資料 1-1-3】 西日本工業大学 HP「養成する人材・研究目的」（大学院）

1-1-③ 個性・特色の明示

・本学では、個性・特色として次の3点を自覚し、理念や目標等に関する規定の中に明示している。

(1) 人を育てる教育

・開学以来、本学は「人を育てる教育」を大事にし、「人間性に支えられた高度な技術」（建学の精神）、「人を育て」（基本理念）、「豊かな人間性の錬成」（教育目標）という言葉で、その姿勢を目的・理念等の最初に示してきた。

・「教育方針」では、それらを一層具体化させた「学生の個性を伸ばすきめ細かな教育の実現」をうたい、また「人材養成目標」4項目のうちの2項目に「豊かな人間性と社会人基礎力に富む技術者」「自信・気力・創意工夫力に富む人材」という理想像を掲げている【資料 1-1-1】【資料 F-3①】。

(2) 実務型技術者の育成

・「教育方針」において「産業界を支える自立した実務型技術者の育成」を、また「人材養成目標」に「産業界を支える自立した実務型技術者・研究者・経営者・起業家」を、それぞれ明示している【資料 1-1-1】【資料 F-3①】。

(3) 地域を志向した大学

・「人材養成目標」の一つとして「地域社会、地域産業に貢献する技術者」を明示している【資料 F-3①】。

1-1-④ 変化への対応

・平成 28（2016）年 3 月に文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会より、三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインで、各大学の教育理念にふさわしい入学者受入れ、大学として体系的で組織的な教育活動を展開することや学生の能動的・主体的な学修を促す取り組みを充実することなどが求められ、平成 28（2016）年度に学内で本学の「建学の精神」、「教育方針」や「人材養成目標」を再確認しながら、三つのポリシーの見直しを行った。

・「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・協働して学ぶ態度」の学力 3 要素をキーワードに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポ

リシー等について一体性及び整合性が図れるよう、また能動的・主体的な学修への取り組みができるように、大学・学科・大学院ごとに三つのポリシーの改定を行った【資料 1-1-4】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-4】 平成 29（2017）年 1 月学務研究協議会議事録及び資料

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

・「建学の精神」「基本理念」として標榜されてきた理念は不変であるが、これに基づく教育方針や人材養成目標等については、社会のニーズ、大学を取り巻く環境や学生の多様化などに対応して、今後も検討の上、必要に応じて見直していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

・建学の精神、使命・目的、教育目標等は、これらを具現化するための学園中期計画、毎年度策定される事業計画において再確認されている【資料 1-2-1】【資料 F-6】。

・学園中期計画（大学部門）は、学長、教務部長、学生部長、入試広報部長及び大学事務局長からなるワーキンググループで策定の上、法人と大学の連絡調整を行う経営協議会の承認を経て、理事会及び評議員会において審議され、決定している【資料 1-2-2】。毎年策定する事業計画は、予め教務部長、学生部長、入試広報部長、地域・産学連携センター長及び大学事務局長の意見を踏まえ、学長が策定し、経営協議会の承認を経て、理事会及び評議員会において審議され、決定している。学園中期計画及び毎年の事業計画は、理事会で決定後、理事会報告で全教職員に周知されている【資料 1-2-3】。

・また、策定された事業計画は、教職員の「重点目標自己申告票」策定時の参考にされており、建学の精神、使命・目標、事業計画等は、役員、教職員への理解と支持の徹底を図っている【資料 1-2-4】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-6】 令和 3（2021）年度事業計画

【資料 1-2-1】 学園中期計画（令和元（2019）年度～令和 5 年（2023）年度）

【資料 1-2-2】 令和元（2019）年 3 月理事会議事録

【資料 1-2-3】 令和 3（2021）年 3 月理事会議事録

【資料 1-2-4】 令和 3（2021）年度重点目標自己申告票の提出について

1-2-② 学内外への周知

・本学 HP や学生便覧等を通じて建学の理念・基本理念、教育目標及び使命・目的を明示し学内外に周知している【資料 1-2-5】。

・学内の主要な建物には、「基本理念」を掲げ、学生が頻繁に目視する学生インフォメーションモニター（教員所在表示システム）にも建学の精神、基本理念を表示している【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-5】 西日本工業大学 HP「建学の精神」

【資料 1-2-6】 各建物「基本理念」の書の写真

【資料 1-2-7】 学生インフォメーションモニターの写真

1-2-③ 中長期的な計画への反映

・令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度の 5 年間について、「建学の精神」等を具現化するための中期計画を策定している。【資料 1-2-1】

・中期計画の大学部門では、「工学とデザインの融合を図り、人間力ある人財を育むとともに、地域から必要とされる大学を目指す。」とし、教育・研究・地域貢献・管理運営の 4 分野でそれぞれ実施項目を策定している。これらの項目を達成するため、毎年度事業計画において実施計画が掲げられ、各部署で事業計画の進捗管理が行われ、その成果・達成度は各担当部署の長が自己評価総括委員会で報告している【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-8】 令和 2（2020）年度事業計画進捗管理票

【資料 1-2-9】 令和 3（2021）年度第 1 回自己評価総括委員会議事録

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

・本学の「使命・目的」「教育目的」は、三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に対し、次のように明確に反映されている。【資料 1-2-10】

・アドミッション・ポリシーには、「基本理念」と「教育目標」とが、そのまま引用形式で掲げられ、さらに「本学の建学の理念・教育目標、教育方針をよく理解し、基礎的学力を有する人」を受け入れることが明示されている。

・カリキュラム・ポリシーには、教養教育科目において「豊かな人間性」を、社会人基礎力養成科目において「社会人基礎力」を育むこと及び、学部共通科目・専門教育科目においては、「産業界を支える技術者」として知識・技術を修得することを、文言上に規定し、「教育目標」を確実に反映させている。

・ディプロマ・ポリシーにおいては、「豊かな人間性を有し、倫理観、社会性に富む技術者」、「産業界を支える技術者」という表現に「教育目標」を明確に反映させており、また、「新たな技術を開拓・応用しながら成長していくことができる」という方針に、「基本理念」が明確に反映させている。

【エビデンス集（資料編）】

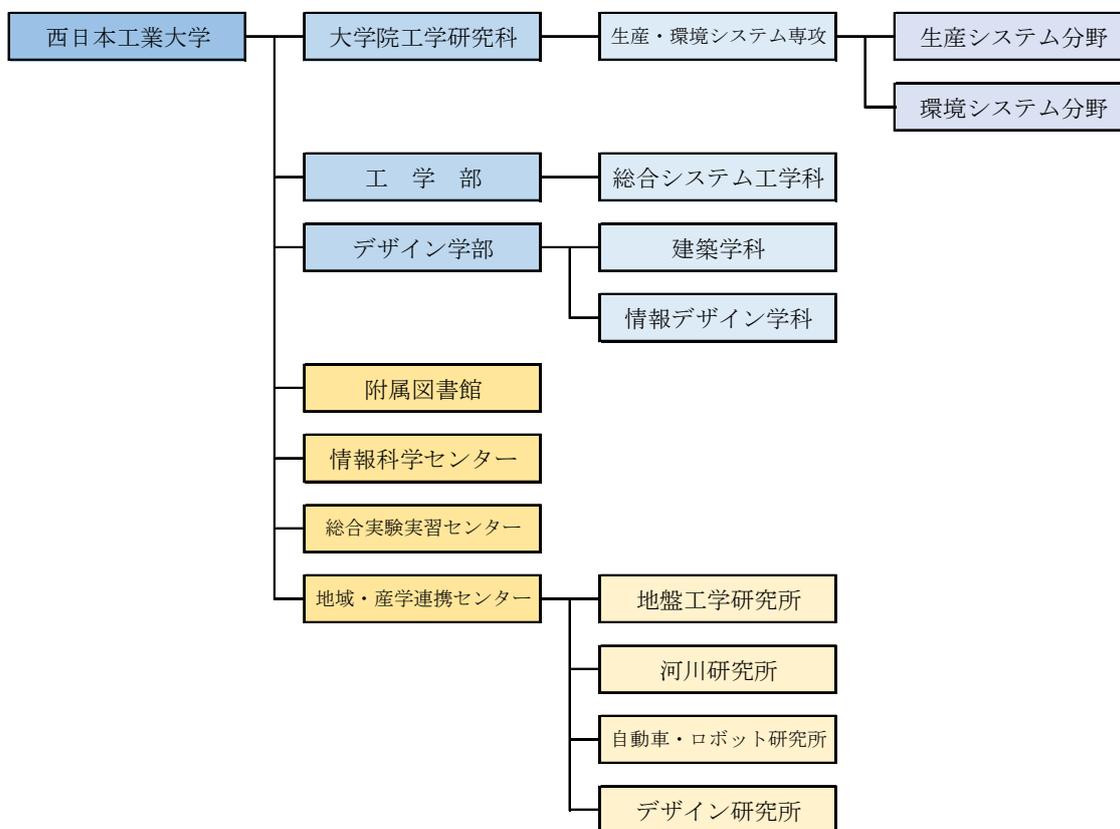
【資料 1-2-10】西日本工業大学 HP「西日本工業大学ポリシー」

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

・本学の教育研究組織は図 1-2-1 で示すように、建学の精神、教育方針等に掲げられた本学の使命・目的をもとにして、工学部では「工学に関する理論的及び技術的知識と情報技術能力、実務的技術能力を修得した、幅広い教養を備えた人間性豊かな専門性に富む人材を養成する。」とし、デザイン学部では「豊かな人間性と幅広い教養を備え、デザインに関する理論及び技術的知識と情報技術能力、実務的技術能力を修得した専門性に富む人材を養成する。」を人材養成目的としており、2学部3学科を設置している。

・大学院においては、「幅広い社会的見識と工学系分野における柔軟な技術応用能力を育成し、課題の発見と対応・解決能力を備えた高度専門技術者、経営者、起業家を養成する。」の人材養成目的として、1研究科1専攻（2分野）を設置している。

・また、大学院・学部の教育研究組織を支援するため、附属図書館、地域・産学連携センター、情報科学センター、総合実験実習センターを附置している。



【図 1-2-1 西日本工業大学 教育研究組織】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

・本学の建学の精神や人材養成目標は適切に学内外に示されている。令和元（2019）年からの 5 か年の中期計画に基づき、「工学とデザインの融合を図り、人間力ある人財を育むとともに、地域から必要とされる大学」を目指している。

[基準 1 の自己評価]

・本学の建学の精神、基本理念、教育目標は具体的で簡潔な文章で表現されており、基本理念である「人を育て技術を拓く」はわかりやすい表現で本学 HP 等の各種媒体で学内外に広く公表しており、役員、教職員間の共通認識も得られている。また大学、大学院とも教育基本法、学校教育法及び大学設置基準等の法令を遵守して、本学の目的及び人材養成目的、教育目的を学則に明確に定めている。

・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーも本学の「使命・目的」「教育目的」を反映しており、三つのポリシーに基づくアセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）も定め、本学 HP、学生便覧等に掲載し、学内外に浸透するよう努めている。

・建学の精神、使命及び教育目的を果たすための大学運営組織、教育研究組織は構築されており、法人と大学の連携、役員、教職員間の連携と共通認識も適正に行われている。

・現在、令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度までの建学の精神、基本理念、教育目標に沿った中期計画を策定し、進行中である。中期目標は「工学とデザインの融合を図り、人間力ある人財を育むとともに、地域から必要とされる大学を目指す。」と掲げており、その実現に向けて教職員が一丸となって各事業に取り組んでいる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

【学部】

・本学では、建学の精神「人間性に支えられた高度な工業技術者を広く学術の研鑽を通じて育成する」、基本理念「人を育て技術を拓く」に基づき、「豊かな人間性の錬成とすぐれた工業技術者の育成」を教育目標として掲げている【資料 2-1-1】。これを踏まえ、大学、各学科のアドミッション・ポリシーを策定している。ここで、大学全体のアドミッション・ポリシーは表 2-1-1 のとおりである。

【表 2-1-1 大学のアドミッション・ポリシー】

<p>本学は、「人を育て技術を拓く」を基本理念として掲げ、「豊かな人間性の錬成と優れた工業技術者の育成」を教育目標とし、責任感、誠実さ、協調性などの徳育に重点を置いた人間性教育を基本姿勢としています。この方針に基づき、次のような入学者を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・本学の建学の精神・教育目標、教育方針をよく理解し、基礎的学力を有する人。・多面的な考え方や基礎的なコミュニケーションができる学修意欲に富む人。・多様な人々と協働しながら主体的にものごとに取り組むことができる人。・それぞれの学科の目指す目標に沿った資質向上、自己の研鑽に努めることができる人。

・大学全体のアドミッション・ポリシーは、入学者選抜試験要項や大学案内に記載しており、それらを高校訪問、進学説明会、オープンキャンパスなどにおいて配布し、その内容を高校生とその保護者、高校教員等へ周知している【資料 F-2】【資料 F-4①②③】。また、本学 HP においても公表している。ここで【資料 2-1-2】に令和 2（2020）年度の高校訪問実績を、【資料 2-1-3】に校内ガイダンス、オープンキャンパス、進学説明会等の実績と広報体制を記載している。さらに学科の教育目標に基づいて、学科毎のアドミッション・ポリシーを策定している。これらは本学 HP で公表するとともに、入学者選抜試験要項にその URL を明示している。【資料 F-4①②③】【資料 2-1-4】。

・なお、本学では文部科学省の「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」を踏まえ、アドミッション・ポリシーの見直しを行っており、平成 29（2017）年度から現在のアドミッション・ポリシーを運用している【資料 2-1-5】。

【大学院】

・大学院工学研究科においても学部と同様に、表 2-1-2 のようにアドミッション・ポリシーを定め、多手段・多機会にその周知を図っている。すなわち、入学試験要項に記載する

とともに【資料 2-1-6】、大学 HP 上で公表している【資料 2-1-7】。また、「大学院進学と教職に関する特別講義」において、大学院進学希望者に適宜周知している。

【表 2-1-2 大学院工学研究科のアドミッション・ポリシー】

本学の建学の理念及び大学院の理念・目的を理解し、機械工学、電気・電子・情報工学の生産システム分野あるいは土木工学、建築学、情報デザインの環境システム分野のいずれかの研究領域に必要な基礎知識を有し、高い関心と研究意欲を持つ次のような入学者を求める。

- 1) 大学院における教育研究にふさわしい専門学力と一般教養を有する人。【知識・技能】
- 2) 責任感、協調性と豊かな感性があり、幅広い社会的見識と工学分野における柔軟な技術応用能力の修得を目指す人。また、この分野における生産技術や環境技術に関連する技術者または経営者を目指し、プロジェクト活動や地域活動などに積極的に参加する意欲を持つ人。【思考・判断・表現】
- 3) 生産技術と社会・地域との関わり、または環境技術と自然・地域との関わりを総合的に考えることができる高度技術者を目指している人、及び研究力を高め、創意工夫力を向上させるための努力を続けることができる人。【主体性・協働して学ぶ態度】
- 4) 生産システム分野あるいは環境システム分野における実務能力、ICT活用力、表現力を向上させるための努力を続けることができる人。【知識・技能】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-2】 大学案内 2022

【資料 F-4①②③】 令和 3（2021）年度入学者選抜試験要項

【資料 2-1-1】 西日本工業大学 HP 「建学の精神」

【資料 2-1-2】 令和 2（2020）年度 高校訪問実績

【資料 2-1-3】 校内ガイダンス、オープンキャンパス、進学説明会などの実績、広報体制等

【資料 2-1-4】 西日本工業大学 HP 「西日本工業大学ポリシー」

【資料 2-1-5】 平成 29（2017）年 1 月学務研究協議会議事録

【資料 2-1-6】 令和 4（2022）年度西日本工業大学大学院入学試験要項 p.1

【資料 2-1-7】 西日本工業大学 HP 「西日本工業大学 大学院」

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【学部】

・本学の入学者選抜は、学則第 8 条第 2 項【資料 F-3①】の規定に基づく全学的な教育研究に関する事項を審議する学務研究協議会にて毎年度審議・策定される入学者選抜基本方針に従って行われ、本学のアドミッション・ポリシーにふさわしい学生を入学させている。

・また、平成 31（2019）年 4 月に、高大接続を円滑に進める入試改革と発展的な広報戦略を実施するために「入試広報委員会」を立上げ、入試広報部長を中心とした組織的な学生募集を図る体制を強化した【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】。なお、入学者選抜基本方針は毎年度作成する入学者選抜試験要項に入試区分別に明記している【資料 2-1-10】。

・入学資格については、学則第 15 条、第 19 条から第 21 条に規定しており、これらに則って入学者選抜を適切に実施している【資料 F-3-①】。

・入学者選抜試験の合否は、西日本工業大学入学試験委員会規則（以下、「入学試験委員会規則」という。）【2-1-11】に規定する入試審議会により評価・判定され、厳正な審議の上、学長が決定している。なお、採点や合否の判定の際は、受験者の氏名や受験番号・出身高校・性別・年齢等を未記載とすることで、公正な評価・判定を確保している。

・また、入試問題（学力試験）については、入学試験委員会規則に規定する入試実施委員会において、作成分担を決定している。さらに、同じく入試実施委員会において、入試問題の問題作成・採点・チェックに関する「入学者選抜試験問題のチェック体制」を定め、入学試験前・試験実施中・試験実施後・採点時に各担当者が記載するフローチャート・チェック表を用いて、出題ミス・採点ミス・情報漏えいの防止に努めるなど、公正・厳正に運用している【資料 2-1-12】【資料 2-1-13】【資料 2-1-14】。

・入学者選抜方法については、高大接続改革の動向を踏まえ、毎年度学務研究協議会にて見直しを行っている。令和 3（2021）年度入学者選抜試験については、「平成 33 年度大学入学者選抜実施要領の見直しに係る予告」に基づき、入試区分と出願・試験・合格発表の日程を適切に設定し実施している。

・令和 3（2021）年度の入学者選抜試験の選抜区分・入試名・内容・選抜方法は、表 2-1-3 に示したとおりである。

【表 2-1-3 令和 3（2021）年度入学者選抜試験の種別と概要】

	入試種別	内容	選考方法
総合型選抜	総合・多様型選抜	事前に本学のイベントなどに参加し、大学の「学び」の内容を理解したうえで入学を希望する学生を選考し、進路選択のうえでのミスマッチを防止することを目的とする入試。特に工学・デザインへの学習意欲が高く、入学後のビジョンが明確な学生を選抜する	エントリー【出願前手続き】（アドミッション・オフィサーとの事前面談）、書類選考（調査書・エントリーシート・イベントレポート）、基礎学力検査（数学・英語※情報デザイン学科は 1 科目選択）、面接
	地域貢献型選抜	所属する学科・系の知識を基盤として、地域の課題を把握し、その課題を解決する活動や研究を行うことで、地域志向を持つ技術者を育成することを目的とする入試。特に地域課題に関する創造活動（ものづくり・仕組みづくり・組織づくり）に取り組んだことがある学生を選抜する	エントリー【出願前手続き】（アドミッション・オフィサーとの事前面談）、書類選考（調査書・エントリーシート）、基礎学力検査（数学・英語※情報デザイン学科は 1 科目選択）、面接
	ものづくり特別選抜	工学部において、ものづくり能力に特化したものづくり奨学生を選抜する入試。ものづくり奨学生は、専門高校や普通高校からものづくりの力・技術力に優れた学生を選抜する	エントリー【出願前手続き】（アドミッション・オフィサーとの事前面談）、書類選考（調査書・エントリーシート・ものづくりに関わる大会や課外活動などの結果が分かる書類）、基礎学力検査（数学・英語）・面接
	デザイン特別選抜	デザイン学部において、デザイン能力に特化したデザイン奨学生を選抜する入試。デザイン奨学生は、専門高校や普通高校からデザイン力・技術力に優れた学生を選抜する	エントリー【出願前手続き】（アドミッション・オフィサーとの事前面談）、書類選考（調査書・エントリーシート・ポートフォリオ）、基礎学力検査（数学・英語※情報デザイン学科は 1 科目選択）・面接（プレゼンテーション含む）
	スポーツ特別選抜	本学の指定するスポーツ種目において、特に優れた能力や実績を持ち、入学後も学業とスポーツを両立させる強い意志を持ち、高等学校から推薦される学生を選抜する	エントリー【出願前手続き】（アドミッション・オフィサーとの事前面談）、書類選考（調査書・エントリーシート）、基礎学力検査（数学・英語※情報デザイン学科は 1 科目選択）、実技テスト、面接

西日本工業大学

学校推薦型選抜	指定校推薦選抜	本学が指定する高等学校において十分な基礎学力を有し、志望する学科・系に対する理解と強い目的意識があり、高等学校において十分な基礎学力を有し入学後の資質向上が期待できるとして出身高等学校長が推薦する学生を選抜する	書類選考（調査書・指定校推薦書・エントリーシート）、基礎学力検査（数学・英語※情報デザイン学科は1科目選択）・面接
	指定校推薦選抜（特別奨学生選抜）		書類選考（調査書・指定校推薦書・エントリーシート）、学力試験（数学・英語）・面接
	一般推薦選抜	工学やデザインに対して強い関心を持ち、志望学科に対する理解と強い目的意識を有する学生で、十分な基礎学力を有し、本学入学後の資質向上が期待できるとして出身高等学校長から推薦される学生を選抜する	書類選考（調査書・推薦書、エントリーシート）、基礎学力検査（数学・英語※情報デザイン学科は1科目選択）・面接
	一般推薦選抜（特別奨学生選抜）		書類選考（調査書・推薦書、エントリーシート）、学力試験（数学・英語）・面接
一般選抜	一般選抜（筆記型）	工学もしくはデザインを学ぶうえで必要な基礎学力を有し、志望する学科・系に対する強い興味を持ち、本学入学後も積極的に学業に励む学生を選抜する	書類選考（調査書）、自己エントリー、学力試験（数学・英語※情報デザイン学科は数学、英語、小論文から2科目選択）
	一般選抜（筆記＋面接型）		書類選考（調査書）、自己エントリー、学力試験（数学・英語※情報デザイン学科は数学、英語、小論文から2科目選択）、面接
	一般選抜（特別奨学生選抜）		書類選考（調査書）、自己エントリー、学力試験（数学・英語）、面接
	大学入学共通テスト利用一般選抜	大学入学共通テストを受験した者で、工学・デザインに対する理解と高い目的意識を有する学生を選抜する	書類選考（調査書）、自己エントリー、学力試験（大学入学共通テストの結果で選考）
	大学入学共通テスト利用一般選抜（特別奨学生選抜）		書類選考（調査書）、自己エントリー、学力試験（大学入学共通テストの結果で選考）、面接
特別選抜	外国人留学生特別選抜	外国籍を有し、外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準じる者を対象とした入試。日本語の能力が入学後の学修に支障をきたさない程度に備わっている者、在留資格を得て既に入国している者、大学あるいは公的機関の日本語課程で学び、それらの機関の責任者に日本語能力を証明される者、本学で4年間継続的に意欲的に学修する者を選抜する	書類審査（留学生入学願書、卒業証明書、成績証明書、推薦書、日本語能力証明書、外国人登録証明書、経費支弁書等）、基礎学力検査（数学・日本語）、日本留学試験の成績、面接
	海外帰国子女選抜	日本の国籍を有する者で、保護者の海外在留により、外国で学校教育を受けたことのある者を選抜する	書類審査（志願票、調査書、卒業（見込）、成績証明書、海外在留証明書等）、基礎学力検査（数学）、面接
	社会人特別選抜	入学時の年齢が22歳以上で、2年以上の社会経験を有し、工学・デザインに対する理解と高い目的意識を有する者を選抜する	書類審査（志願票、志望理由書、履歴書、調査書、卒業証明書等）、小論文、面接
	編・転入選抜（推薦）	大学（短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、高等学校の専攻科課程等の修了を含む）を卒業した者または1年以上在学した（している）者で、在学中の成績及び人物ともに優秀で、最終出身学校長の推薦または在職企業等の所属長の推薦を受けた者を選抜する	書類審査（志願票、推薦書、成績証明書、教育課程表、卒業（見込）証明書等）、小論文、面接
	編・転入選抜（一般）		書類審査（志願票、推薦書、成績証明書、教育課程表、卒業（見込）証明書等）、学力試験（数学・英語）、面接

・指定校推薦選抜と一般選抜は2種類（Ⅰ期・Ⅱ期）、大学入学共通テスト利用一般選抜と外国人留学生特別選抜については3種類（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）、総合・多様型選抜と地域貢献型選抜については4種類の試験日程を設定している。

・併せて令和2（2020）年度入学者選抜試験より、全入試において「知識・技能」を評価・判定するために学力試験を導入している。また、一般入試（令和3（2021）年度より一般選抜）において、学力3要素のうち主に「主体性」を評価・判断するため、Web出願時に「自己エントリー」の入力を出願者へ課している。なお、自己エントリーの評価には総合

評価ルーブリックを使用し、2人の評価者と1人の評価責任者が厳正に判断している。
 評価ルーブリックを使用し、2人の評価者と1人の評価責任者が厳正に判断している。

・令和3(2021)年度入試では、まず総合型選抜において、高校での活動状況、大学への理解度、学習意欲を確認するために、教職員で構成するアドミッション・オフィサーによる出願前の事前面談を必須としており、受験生の入学後のミスマッチ防止に努めている【資料2-1-15】【資料2-1-16】。

・なお、本学の入学者選抜における学力試験問題は、大学入学共通テスト利用一般選抜及び一部の外国人留学生特別選抜を除き、本学の教員が独自に作成している。さらに面接試験については、受験生1人に対して2人の面接員が、「人物・人柄」をはじめ、「学習への興味」「積極性・主体性」「協調性・協働性」について正しく評価・判定している。

・一方、各入試区分において、学力3要素をそれぞれ表2-1-4、表2-1-5、表2-1-6、のとおりに評価している。また、それぞれの選抜試験の選考方法は入学者選抜試験要項や本学HPにて公表している。なお令和3(2021)年度入試より、一般選抜において、従来の「筆記型」に加えて「筆記+面接型」を新設し、「筆記型」と比較して主体性・多様性・協働性の評価比重を高くし、多様な学生の選抜に努めている。さらに総合型選抜、学校推薦型選抜及び特別選抜では学力試験の配点を、一般選抜においては評価項目全ての配点を公表している。

【表2-1-4 総合型選抜（令和3(2021)年度）における学力3要素の評価】

区分	入試名	知識 技能	思考力 判断力 表現力	主体性 多様性 協働性
総合 型 選 抜	総合・多様型選抜			
	調査書	○		○
	エントリーシート		○	○
	イベントレポート		○	○
	基礎学力検査（数学・英語）	○	○	
	面接	○	○	○
	地域貢献型選抜			
	調査書	○		○
	エントリーシート		○	○
	基礎学力検査（数学・英語）	○	○	
	面接	○	○	○
	ものづくり特別選抜			
	調査書	○		○
	エントリーシート		○	○
	ものづくりに関わるエビデンス書類	○		○
	基礎学力検査（数学・英語）	○	○	
	面接	○	○	○
	デザイン特別選抜			
	調査書	○		○
	エントリーシート		○	○
	ポートフォリオ	○		○
	基礎学力検査（数学・英語）	○	○	
	面接	○	○	○
	スポーツ特別選抜			
	調査書	○		○
	エントリーシート		○	○
	基礎学力検査（数学・英語）	○	○	
実技テスト			○	
面接	○	○	○	

【表 2-1-5 学校推薦型選抜（令和 3（2021）年度）における学力 3 要素の評価】

区分	入試名	知識 技能	思考力 判断力 表現力	主体性 多様性 協働性
学校 推 薦 選 抜	指定校推薦選抜			
	調査書	○		○
	エントリーシート		○	○
	基礎学力検査（数学・英語）	○	○	
	面接	○	○	○
	指定校推薦選抜（特別奨学生選抜）			
	調査書	○		○
	エントリーシート		○	○
	学力試験（数学・英語）	○	○	
	面接	○	○	○
	一般推薦選抜			
	調査書	○		○
	エントリーシート		○	○
	基礎学力検査（数学・英語）	○	○	
	面接	○	○	○
	一般推薦選抜（特別奨学生選抜）			
	調査書	○		○
	エントリーシート		○	○
	学力試験（数学・英語）	○	○	
	面接	○	○	○

【表 2-1-6 一般選抜（令和 3（2021）年度）における学力 3 要素の評価】

区分	入試名	知識 技能	思考力 判断力 表現力	主体性 多様性 協働性
一 般 選 抜	一般選抜（筆記型）			
	調査書	○		○
	自己エントリーシート		○	○
	学力試験※	○	○	
	一般選抜（筆記+面接型）			
	調査書	○		○
	自己エントリーシート		○	○
	学力試験※	○	○	
	面接	○	○	○
	大学入学共通テスト利用一般選抜			
	調査書	○		○
	自己エントリーシート		○	○
	学力試験（大学入学共通テスト）	○		

※工学部・建築学科は「英語・数学」

情報デザイン学科は「英語・数学・小論文」から2科目選択

・このような入学試験については、入試広報委員会において、受験者数や入学生の GPA（Grade Point Average）の推移等について入試種別ごとに比較することで、次年度以降の適切な方法を検討している【資料 2-1-17】。なお、この検討を踏まえ、令和 4（2022）年度入試では、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般推薦選抜の基礎学力検査の科目を、総合システム工学科・建築学科では「数学」、情報デザイン学科では「英語・小論文から 1 科目選択」へ変更し、さらに総合型選抜の地域貢献型選抜を総合・多様型選抜へ組み入れること

とした【資料 2-1-18】【資料 2-1-19】。

【大学院】

・大学院工学研究科の入学者選抜については、西日本工業大学大学院工学研究科委員会規則第 3 条及び第 7 条の規定に基づき大学院工学研究科代議員会において審議し、大学院工学研究科が定めているアドミッション・ポリシーにふさわしい学生を入学させている。

・入学資格については、大学院学則第 14 条、第 18 条と第 19 条に規定しており、これらに則って入学者選抜を適切に実施している【資料 F-3②】。

・入学者選抜は入学試験によるものとし、その種別は、受験者の多様性を考慮して、推薦入学試験、一般入学試験、社会人入学試験及び外国人留学生入学試験の 4 つとしている【資料 2-1-20】。すべての入学試験に共通する小論文と面接により、受験者の「主体性・協働して学ぶ態度」、「思考・判断・表現」を評価し、社会人入学試験を除く 3 つの入学試験で実施する英語により、「思考・判断・表現」と「知識・技能」を評価する。また、推薦入学試験では志望理由書により、一般入学試験では専門学力試験により「知識・技能」を評価する。

・入学試験問題の作成は、合教員以上の資格を有した専任教員に依頼して行っている。採点に当たっては、まず問題作成教員が自ら定めた採点基準で行い、次いで代議員 1 名がその採点基準に従ってチェックした後、両者の合議の上で、最終の評価点を決定している。

・入学試験の合否は、大学院工学研究科代議員会において評価・判定され、厳正な審議を経て、工学研究科長が決定している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-3②】西日本工業大学大学院学則 3 第 14 条(入学資格)、第 18 条(外国人留学生等)、第 19 条(転入学)

【資料 2-1-8】平成 30（2018）年度第 7 回学務研究協議会議事録及び資料

【資料 2-1-9】入試広報委員会規則

【資料 2-1-10】令和 2（2020）年度入学者選抜基本方針等について

【資料 2-1-11】西日本工業大学入学試験委員会規則

【資料 2-1-12】令和 2（2020）年度入試問題作成表

【資料 2-1-13】入学者選抜試験問題のチェック体制の流れ図

【資料 2-1-14】入試問題チェック表 2021.2.15 時点

【資料 2-1-15】令和 2（2020）年度 第 6 回学務研究協議会 議事録（R2.9.17）

【資料 2-1-16】西日本工業大学アドミッション・オフィサーに関する規程

【資料 2-1-17】令和 2（2020）年度第 11 回入試広報委員会議事録及び資料（R3.3.2）

【資料 2-1-18】令和 3（2021）年度第 1 回入試広報委員会議事録及び資料（R3.4.13）

【資料 2-1-19】令和 3（2021）年度入学者選抜基本方針等について

【資料 2-1-20】令和 4（2022）年度西日本工業大学大学院入学試験要項表紙

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【学部】

・本学における収容定員、入学定員及び収容定員は、学則第 2 条に定められており、先に

述べた入学試験要項や本学 HP 等で公表している。

【表 2-1-7 学科別収容定員・入学定員・入学者・在籍者及び充足率の推移】

学部	学科		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
工学部	総合システム工学科	入学定員（人）	240	230	230	230	230	230
		入学者（人）	181	254	237	261	267	228
		入学定員充足率	75%	110%	103%	113%	116%	99%
		収容定員（人）	972	962	952	942	932	932
		在籍者（人）	843	904	917	968	1,056	1,053
		収容定員充足率	87%	94%	96%	103%	113%	113%
デザイン学部	建築学科	入学定員（人）	75	75	75	75	75	75
		入学者（人）	73	96	93	99	92	90
		入学定員充足率	97%	128%	124%	132%	123%	120%
		収容定員（人）	304	304	304	304	304	304
		在籍者（人）	321	332	348	352	373	375
		収容定員充足率	106%	109%	114%	116%	123%	123%
	情報デザイン学科	入学定員（人）	55	45	45	45	45	45
		入学者（人）	34	46	49	52	59	54
		入学定員充足率	62%	102%	109%	116%	131%	120%
		収容定員（人）	290	260	227	194	184	184
		在籍者（人）	214	201	185	191	214	221
		収容定員充足率	74%	77%	81%	98%	116%	120%
計	入学定員（人）	370	350	350	350	350	350	
	入学者（人）	288	396	379	412	418	372	
	入学定員充足率	78%	113%	108%	118%	119%	106%	
	収容定員（人）	1,566	1,526	1,483	1,440	1,420	1,420	
	在籍者（人）	1,378	1,437	1,450	1,511	1,643	1,649	
	収容定員充足率	88%	94%	98%	105%	116%	116%	

※在籍者数、収容定員充足率：各年度5月1日時点

・平成 28（2016）年度以降の学科別収容定員・入学定員・入学者・在籍者及び充足率は表 2-1-7 に示すとおりである。このデータを含め、大学ホームページでは本学の学生数や進学・就職状況を公表している。なお、18 歳人口の推移と、オープンキャンパス・高校訪問等での各学科へのアクセス数を考慮して、平成 28（2016）年度に情報デザイン学科、平成 29（2017）年度に総合システム工学科と情報デザイン学科の入学定員を変更した。

・まず、本学各学部・学科の入学定員、収容定員の充足率は増加傾向にあり、令和 2（2020）年度はいずれも定員充足率 1.0 倍を充足している。

・総合システム工学科では、平成 28（2016）年度に入学定員と収容定員いずれも充足率 1.0 倍を割っていた。翌年度は、学科内の学系分類を 7 系から 3 系へ変更したことによって学生募集の集約が図れ、その結果、学科の内容を高校生や高校教員へ広く周知することができ、入学定員充足率も 1.10 倍となった。以降 4 年連続で適切な学生受入れ数を維持していたが、令和 3（2021）年度は新型コロナウイルスの影響による合格者の歩留が例年より低く 0.99 倍となった。

・建築学科では平成 29（2017）年以降に志願者が急増し、その結果、安定的に定員を充足している。なお、令和元（2019）年度は入学者歩留が予想を上回ったことから、入学定員

充足率は 1.32 倍と超過したが、令和 2（2020）年度は合格ラインの引き上げ等により、入学定員充足率 1.23 倍となった。

・情報デザイン学科では、平成 28（2016）年度に入学定員充足率 0.62 倍と落ち込んでいたが、地域と行う様々なプロジェクトの周知が図れ、さらに情報システムに関する新規科目を開講することで、翌年より回復傾向が見られ、先に述べたとおり平成 30（2018）年度の適切な入学定員の見直しの効果もあって、以降は入学定員充足率 1.0 倍を充足している。なお、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルスの影響もあり入学者歩留が予想より上回ったことから、入学定員充足率が 1.31 倍と超過した。そのため、令和 3（2021）年度は特に一般選抜において適正な定員管理に努め 1.20 倍となった。なお、これまでの受験者・入学者・収容定員充足率等を鑑み、学科・学部のバランスが取れる令和 4（2022）年度入学試験の入学定員の設定検討を令和 3（2021）年度中に行う予定である。

・ここで本学では一般選抜において、入学手続き者数・入学辞退者数などの過去の推移を勘案した歩留率を参考として、合格者数を決定している。特に建築学科においては、昨今の建築の魅力向上に伴い、受験者が増加しており、適切な学生受入れ数を維持するために令和元（2019）年度入試以降では補欠合格を設定した。また、令和 3（2021）年度入試においては、高校生の情報工学に関する関心の高まりとともに新型コロナウイルスによる受験者の動向に対応しつつ入学者数を管理するため、総合システム工学科（電気情報工学系）と情報デザイン学科においても、補欠合格を設定した。

【大学院】

・大学院工学研究科における入学定員及び収容定員は、大学院学則第 7 条に定められており【資料 F-3②】、先述した入学試験要項や本学 HP 等にて公表している。

・過去 5 年間に於ける収容定員・入学定員・入学者・在籍者及び充足率を表 2-1-8 に示す。入学定員、収容定員の充足率は令和元（2019）年度以降増加傾向にあり、令和 2（2020）年度以降は定員充足率 1.0 倍を充足している。令和 3（2021）年度における入学者が 22 人となったのは、新型コロナウイルス感染症の拡大という特異的な状況のため大学院進学希望者が急増したことによるものである。

【表 2-1-8 過去 5 年間の工学研究科収容定員・入学定員・入学者・在籍者及び充足率】

研究科	専攻		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
工学研究科	生産・環境システム専攻	入学定員（人）	10	10	10	10	10
		入学者（人）	5	9	14	14	22
		入学定員充足率	50.0%	90.0%	140.0%	140.0%	220.0%
		収容定員（人）	20	20	20	20	20
		在籍者（人）	13	15	23	27	42
		収容定員充足率	65.0%	75.0%	115.0%	135.0%	210.0%

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-3②】 西日本工業大学大学院学則第 7 条（収容定員）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

【学部】

・本学では、アドミッション・ポリシーを適切に設定し、入学前の多様な能力を評価・判定する入学者選抜を厳正に実施して学生の受入れを行っている。今後も教育目標を踏まえ、さらに社会の動向に対応したアドミッション・ポリシーの見直しを行うとともに、入学者選抜についてもさらに多様化を図っていく。

・入学者の受入人数についても入学定員に沿って引き続き適切に管理し、適正な学生数を維持するよう努める。

【大学院】

・大学院工学研究科では、アドミッション・ポリシーにもとづいて入学者選抜を適正に実施し、学生の受け入れを行っている。アドミッション・ポリシーについては、時代の要請を敏感にキャッチしながらその見直しを適宜実施する。

・入学者の受入れ人数については、特異的であった令和3（2021）年度を常例とせず、令和4（2022）年度以降は、入学定員に沿って適正な学生数の確保に努める。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【全学】

・学修支援の体制については、本学HPで周知している【資料2-2-1】。

・入学後の学修がスムーズに進むよう、入学前準備教育のプログラムを準備し、実施している【資料2-2-2】。

・1年次から4年次まで、ガイダンス担当教員【資料2-2-3】を設定し、学生の学修支援を行っている。教員1人当たりの担当学生は、1、2年次で約20名、3、4年次で約10名である。保護者からの子女の学修あるいは大学生活に関する電話連絡については、ガイダンス担当教員が直接応じるが、事務局に電話があった場合には、事務職員が必ずガイダンス担当教員に伝達することを確認している。

・科目「スタートアップセミナーⅠ、Ⅱ」「キャリアプランⅠ、Ⅱ」「キャリアデザインⅠ、Ⅱ」では、ガイダンス担当教員が授業を担当し、学修指導が継続的に行えるよう工夫している。特に1年生対象の「スタートアップセミナーⅠ、Ⅱ」は、初年次教育としての役割を担っており、授業の受け方やレポートの書き方といった、基礎的なスキルを習得させている。

・毎週、学生支援課の事務職員が全学生の欠席率を調査し、欠席率が20%を超えている学生をガイダンス担当教員に報告している【資料2-2-1】。報告を受けたガイダンス担当教員は、当該学生と面談を行い、指導を行う。必要な場合は保護者にも欠席状況を伝えている。また、学生の出席状況はActive Portalという学務システムから、保護者もWeb上で閲覧

することができる。

・各教員はオフィスアワー【資料 2-2-4】を設定し、本学 HP で公開することにより、学生が学習についての質問ができるようにしている。

・学生は学期ごとに、Active Portal 上にある学修ポートフォリオに前学期の振り返りや新学期の計画の記入を行い、自身の社会人基礎力について自己評価を行う。これにより、学生自らが自身の成長を実感することができるようになってきている。また、それに対し、ガイダンス担当教員がコメントを記入しフィードバックを行っている。【資料 2-2-5】

・e-ラーニングとして、学習管理システムである Moodle サーバを外部データセンターに設置し、自学自習の支援を行っている【資料 2-2-6】。Moodle サーバは、学務課職員が管理・運用を行っている。学習管理システムの設置によって、学生の自学自習の時間の増加が期待できる。

・留学生に対しては、学生部所属の教員及び学生支援課（国際担当）の事務職員が積極的にに関わり、日本語教育及び学修・生活指導を行っている。

・教職員協働による、学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制については、教務委員会、学生委員会、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）委員会等で実施されており、これらの会議には担当職員も加わり、事務職員の立場で意見を述べ、より良い学修支援の改善に努めている【資料 2-2-7】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-1】 西日本工業大学 HP 「NIT 学生サポートシステム」

【資料 2-2-2】 入学前準備教育プログラム案内文

【資料 2-2-3】 令和 3（2021）年度 ガイダンス担当教員一覧

【資料 2-2-4】 西日本工業大学 HP 「オフィスアワーについて」

【資料 2-2-5】 西日本工業大学アセスメント・ポリシー

【資料 2-2-6】 西日本工業大学 HP 「LMS Moodle」

【資料 2-2-7】 令和 3（2021）年度会議構成員並びに委員会名簿

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【全学】

・TA、SA (Student Assistant) の活用状況については、【資料 2-2-8】に示したように、多くの実験科目、演習科目でTAもしくはSAが活用されている。TAもしくはSAによる学修支援は、幅広い学生レベルに対応するために不可欠である。また、教育サポートスタッフとしての指導内容の要請や資質の向上を図るために、毎年採用されるTA、SAに対し、両キャンパスで教務部主催のTA・SA研修会が実施されている【資料 2-2-9】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-8】 令和 2（2020）年度 TA・SA 数

【資料 2-2-9】 本学 HP 「TA・SA 研修の実施」

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

・教職協働による学修及び授業支援体制は整備されていると判断されるが、更なる充実を図っていく。現在、入学前準備教育のプログラムの内容や「スタートアップセミナー」など初年次教育に関わる授業の内容についての精査が行われており、よりスムーズな学修につながる内容となるよう検討されている。

・TA、SAによる学修支援についても、授業内容や履修人数の変更に合わせて、必要な科目において必要な人数が配置されているか引き続き検討していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

・本学では「人間性に支えられた高度な工業技術者を広く学術の研鑽を通じて育成する」の建学の精神を受け、「豊かな人間性の錬成とすぐれた工業技術者の育成」を教育目標とし、「人を育て技術を拓く」を基本理念としている。つまり、責任感、誠実さ、協調性などの徳育に重点を置いた人間性教育を基本とし、国際社会で、職場で尊敬され、頼りにされる高度技術者の育成、未知の分野に立ち向かうことのできる気力と自信を持った技術者の育成に努めている。学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程を通じて培うことができるよう、以下のキャリア形成教育科目をカリキュラムに導入している。

・本学では平成17（2005）年度まで全学とも1年次において「フレッシュマンセミナーⅠ・Ⅱ」（必修）、「自己発見セミナー」（選択）を開講しており、この中においてキャリア教育に相当する内容を実施してきた。その頃からキャリア教育の重要性が指摘されはじめ、平成18（2006）年度からは全学科において、1年次は「キャリアデザインⅠ、Ⅱ」（必修）を、2年次は「キャリアデザインⅢ、Ⅳ」（必修）を、3年次前期には「キャリアデザインⅤ」（選択）を開講してきた。平成24（2012）年度からは「キャリアデザイン」の名称を「キャリアガイダンス」に変更している。さらに、平成27（2015）年度からは全学共通科目において、「キャリア形成教育科目」として、1年次は「スタートアップセミナーⅠ、Ⅱ」（必修）を、2年次は「キャリアプランⅠ、Ⅱ」（必修）を、3年次には「キャリアデザインⅠ、Ⅱ」（選択）と名称変更するとともに、各学年・学期ごとにキャリア形成を明確にすることで、最終学年の4年次における進路（就職・進学）へ繋げることとし、現在に至っている【資料F-3①】。

・このように全学的に実施している「キャリア形成教育科目」において、その内容・進行は各学科（系）に任されているが、各学科（系）とも、「これからの人生を構築するために如何に進路を考えるか」に向けて「生き方をデザインする力」、「情報を収集し評価する力」、「人間関係を構築する力」など生きる力を段階的に身につけるための内容・進行としている。内容としては、低学年時においては大学生活を順調に送るための基礎的な知識・技能を得る内容を意識的に配置し、段階を経て3年次の「キャリアデザインⅠ、Ⅱ」においては、就

職試験を意識した各種模擬試験や各学科（系）の業界研究等の内容を中心として実施している【資料2-3-1】。

・学生委員会（就職指導部会）では「キャリア形成教育科目」とは別に、3年次前期から就職講座として「就職ガイダンス」を実施している。早い段階から学生の進路に対する意識づけを行うために、現在ではその一部を「キャリアプランⅠ、Ⅱ」の中で実施している【資2-3-2】。

・しかし、令和元（2019）年度までと大きく異なる点は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、令和2（2020）年度に予定されていた就職ガイダンス実施予定において、5月以降のほとんどの項目において、Web（Microsoft Teams 利用）での開催であり、1月以降の業界研究セミナーや単独企業セミナーについては、コロナの感染防止対策を講じて対面で実施した。表2-3-1は、令和2（2020）年度の就職ガイダンス実施例であるが、令和3（2021）年度は、令和元（2019）年度の状態に戻し、各項目全てをWeb開催せず、全て対面で実施する予定である。

【表2-3-1 3年次生対象就職ガイダンス実施例（令和2（2020）年度）】

令和4年（2022）年3月卒業予定者の就職ガイダンス実施

回数	開催月	就職ガイダンスの内容
第1回	5月	スタートアップ（導入）のための概要説明（Web開催）
第2回	5月	インターンシップに関する説明及び就職に関する指導（Web）
第3回	5月	自己分析・自己PR講座（文書作成の基礎）（Web開催）
第4回	6月	求人情報についての説明（就職ナビ活用法）（Web開催）
第5回	6月	グループ・ディスカッション対策指導（Web開催）
第6回	6月	WEB版試験の説明（SPI試験説明会）（Web開催）
第7回	7月	ビジネスマナー対策指導（Web開催）
第8回	7月	WEB版模試の実施（Web開催）
第9回	10月	4学年による就職・進学活動の体験談発表（Web開催）
第10回	10月	就職のしおり・企業情報検索の説明・指導（Web開催）
第11回	11月	WEB版試験の説明（SPI試験説明会）（Web開催）
第12回	11月	エントリーシート・履歴書作成指導①自己分析指導を含む（Web開催）
第13回	12月	面接・マナー等の対策指導（Web開催）
第14回	1月	エントリーシート・履歴書作成指導②（Web開催）
第15回	1月	業界研究セミナー（各学科・系別に企業を招聘して実施）
第16回	2月	学内合同企業セミナーを単独企業説明会へ変更

・インターンシップについては、本学は北九州市及びその近郊に位置するものの、受入体制の整った企業数や受入人数が少ないこともあって、実際に体験した学生数は必ずしも多くなかった。その大半は工学部の学生で、北九州活性化協議会（KPEC）の北九州地域産業人材育成フォーラム及び北九州商工会議所の斡旋によるものであった。令和元（2019）年度の実績としては、申込学生総数300人に対し、インターンシップ体験学生数は110人である。令和元（2019）年度は、本学と長年の就職受入れ企業との関係性より、本学独自にインターンシップ受入れ企業を開拓した結果、インターンシップ参加率が3年生全体の学生数の約30%となり前年度比で約1.8倍となった。なお、本学ではインターンシップ体験学

生数を増やすべく、体験修了者に受入先企業からの評価書に基づき、評価が一定基準以上の学生については「企業実習」として1単位から2単位を付与している。また、令和元（2019）年度の入学生より、意欲的な学生には、2年次より早期インターシップ参加が可能であり、「企業実習」の単位付与を可能とした。【資料F-3①】 【資料2-3-3】 【資料2-3-4】 【資料2-3-5】

・しかし、令和元（2019）年度までと大きく異なる点は、令和2（2020）年度では、新型コロナウイルス感染症の影響のため、予定されていたインターシップも8月までは中止せざるを得なかった。9月以降においても限られた数社にとどまった。その代替案として、オンラインでのインターシップを5月頃に事務職員から提案があり、例年インターシップを協力していた企業等をお願いをしたところ、約50社からの賛同を得た。その後学生たちへ紹介し、実現した実人数は、リアル・インターシップ参加者は11人であった。また、オンライン・インターシップ参加者（ほとんどが1dayや2dayのインターシップである）は、工学部で36名、デザイン学部で48名の合計84名に至ったのが現状である。過去6年間のインターシップ体験学生数の推移を表2-3-2に示す。令和元（2019）年度、3年生在籍者数に対するインターシップ参加率において、過去最高の107名が参加し、参加率約30%を達成したが、令和2（2020）年度は、約3%となり新型コロナウイルス感染症の影響が浮き彫りとなった。

【表 2-3-2 インターシップ体験学生数の推移】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
工学部	43	18	36	36	61	8
デザイン学部	14	34	29	25	46	3
大学院	2	0	1	1	3	0
合計	59	52	66	62	110	11

・インターシップ体験の場合と同様、就職活動開始前と内定後において学生の社会に対する意識が格段と強まることから、本学では予めから「学生の就職活動は教育の一環」と捉え、卒業研究担当教員を中心とした全教員でその指導に積極的にあたっている。その成果を表2-3-3に示す。

【表2-3-3 就職率の推移】

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
就職希望者比	99.5%	99.6%	98.6%	98.7%	99.3%

・本学においては、この15年間以上、就職希望学生数に対する就職内定数は90%以上の高率を維持している。また、過去7年間の最終内定率は、平成26（2014）年度：98.7%、平成27（2015）年度：97.9%、平成28（2016）年度：99.5%、平成29（2017）年度：99.6%、平成30（2018）年度：98.6%、令和元（2019）年度：98.7%、令和2（2020）年度：99.3%となっている。この内定率の推移の上では、新型コロナウイルス感染症の影響は、受けていないように見受けられるが、夏までの状況では、内々定が出るまでの日数が例年よりかかり、リモートだけの採用試験や面接、さらに最終面接までもがリモートという学生もいた。10月上旬の内定式で初めて企業（本社）に伺い、同僚と初めて会うという学生も少

なくなかった。今後、令和2（2020）年度卒業生の入社後の離職率なども注視しておきたいところである。その就職先の主な業種としては、令和2（2020）年度卒業生の例に見られるように、製造業、建設業、技術サービス業があげられる【表2-5】【表2-6】【資料F-7】。

・大学院進学希望者には、各学科において「進学指導」の時間を設け指導にあたり、また年2回学部毎に大学院進学に関する特別講義を開催し、進学に向けての勉強内容・方法などについて説明を行っている【資料2-3-6】【資料2-3-7】。

・本学において大学院進学者数は学部卒業生数に比較して多くはない。令和2（2020）年度卒業生のうち大学院に進学した数は39人であった。そのうち、26人は本学の大学院に、10人は国公立の大学院に、3人は他の私立大学の大学院に進学した【資料2-3-8】。

・以上のとおり、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は整備されていると判断している。

【エビデンス集（データ編）】

【表2-5】就職の状況（過去3年間）

【表2-6】卒業後の進路先の状況（前年度実績）

【エビデンス集（資料編）】

【資料F-3①】西日本工業大学学則別表 I 教育課程表内全学共通科目「教養教育科目」

【資料F-3①】西日本工業大学学則別表 I 教育課程表内工学部（1）学部共通科目及びデザイン学部（1）学部共通科目の企業実習の単位数

【資料F-7】令和2（2020）年度事業報告書（主な就職先企業）

【資料2-3-1】スタートアップセミナー I・II、キャリアプラン I・II、キャリアデザイン I・II のシラバス

【資料2-3-2】令和2（2020）年度就職ガイダンス実施要領（日程表）

【資料2-3-3】令和2（2020）年度インターンシップ参加学生一覧

【資料2-3-4】北九州地域人財育成事業（商工会議所）パンフ（2020）

【資料2-3-5】北九州地域人財育成事業（商工会議所）ご案内（2020）

【資料 2-3-6】令和 2（2020）年度授業時間割（工学部・デザイン学部）

【資料 2-3-7】令和 2（2020）年度第 2 回大学院進学と教職に関する特別講義の実施報告書・・・第 9 回教務委員資料 P17-18

【資料 2-3-8】令和 2（2020）年度卒業生の進学実績

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

・近年、多様な学生が入学している現実がある。キャリア形成教育科目：「スタートアップセミナー I・II、キャリアプラン I・II、キャリアデザイン I・II」を基軸としてキャリア形成支援のための学内体制をさらに強化していくことは勿論であるが、「個人面談機会を増やす」、「ガイダンス担当教員との連携」、「多様な学生への対応をさらに強化する」などの「ガイダンス制度のきめ細かい見直し」を、中期計画（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）において改善・向上を図ることにしている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①学生生活の安定のための支援

〔学生の支援体制〕

・学生生活安定のための支援として「学生委員会」等の委員会、高校のクラス担任制に相当するガイダンス担当教員を配置した「ガイダンス制度」、事務局学生支援課及びデザイン学部事務室、学生相談室、保健室等が組織的に連携し、「NIT サポートシステム」を構築、運営している【資料 2-4-1】。なお、各教員のオフィスアワーも利用しているが、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルスの影響で、個人面談はオンラインや E-mail での対応であった。令和 3（2021）年度は、以前のようになるべく対面とすることにした。【資料 2-4-2】

・ガイダンス担当教員は、全学年の全学科・系の平均30人程度の学生に1人配置され、修学上の問題や学生生活の様々な局面で学生に対応し、特に出席状況に問題を生じた学生については学生本人を呼び出して指導し、場合によっては保護者に連絡をとり、三者面談を行い、その問題の解決を図っている。【資料2-4-3】

・特に、平成28（2016）年度後期以降は、本学版の休退学防止対策にも力を入れ成果を出しつつあり、その問題の解決を図っている。【資料2-4-4】

・事務局には、おぼせキャンパスに学生支援課学生担当者を、小倉キャンパスにはデザイン学部事務室学生担当者を置き、様々な業務を通して学生支援に取り組んでいる。具体的には、学生委員会等とガイダンス担当教員との連携、窓口での学生個別相談、オリエンテーションやキャリア形成教育科目の実施、学友会活動・課外活動への支援、大学祭等の諸行事の実施支援、学生生活のしおりの発行、保健室・学生相談室との連携などを行っている。

【資料2-4-5】 【資料F-5②】

・例年は、年1回（8月末から9月上旬）「保護者懇談会」として、本学会場をはじめ、地方会場（11会場：岡山・広島・松山・高知・福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）で、保護者と教員が直接面談し、学生の修学状況等について相談ができる機会を用意している。しかし、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、10月中旬から11月中旬までの1ヶ月間に電話等での試行的な保護者との面談を実施した。その経験や反省点を踏まえ、令和3（2021）年度は、本学会場は対面で面談を行うが、地方会場においては、事務職員を各地方会場に配置し、遠隔システムによる保護者とガイダンス担当教員との「保護者懇談会」を実施する予定である【資料2-4-6】。

・「ガイダンス制度」と並置して、本学では「オフィスアワー」の制度も設けられている。「ガイダンス制度」は、担当教員に対して特定の担当学生が割付けられているのに対し、「オフィスアワー制度」は学生がどの教員にでも相談できる制度である。本学の専任教員は、昼休み時間帯も含めて週に1コマ以上、オフィスアワーの時間を設定している。【資料2-4-7】

・学生が教員に相談に訪れる際の利便性を考慮して、本学では「教員所在表示システム」を設置している。課長補佐職以上の事務職員も含めて出勤時に「在室」・「講義中」・「会議中」・「学内」の表示をパソコンから入力し、おぼせキャンパスにおいては2カ所、小倉キャンパスにおいては4カ所の表示ディスプレイに教員の所在を明示するものである【資料2-4-1】。さらに、平成28(2016)年度より、Active Portalというソフトを導入し、以前、本学HPに掲載していた「休講・補講」情報や学内における学生情報(成績・出席・ガイダンス記録等)を一元管理できるようになった。そのため、学外からでも出席状況を把握可能であり、また、ガイダンス記録をサポートメモとして入力できるため、教職員間における情報共有のさらなる円滑化が図られた【資料F-5②】【資料2-4-8】。

・そのため、元来、本学HPを介して行っていた「定期試験時間割」・「シラバス」をはじめとする多くの学生への情報をActive Portalの利用へ切り替えて供している。

・以上、ここで述べた〔学生の支援体制〕をより具体化する一つの方策として、また、最近の多様な学生が入学してきている現状への対応や休退学防止対策として、平成28(2016)年度にこの体制を見直し、強化を行った。この試みは、後述する〔学生の経済支援〕、〔学生の健康管理、相談体制〕及び〔学生の課外活動等への支援〕にも関連するところである。その具体的な方策としては、まずは、ガイダンス担当教員が、よりきめ細やかに担当学生とのコミュニケーション(挨拶等:何気ない声掛け)を積極的に行い、休退学につながりやすい学生に対して「早期発見・早期対応」し、ガイダンス記録としてActive Portalのサポートメモに入力の上、情報を共有することの重要性を再認識した。その結果、年度別の中途退学者数(率)の推移を表2-4-1に示す。平成27(2015)年度の中途退学者数(率)で、70名(4.8%)であった中途退学者が、平成28(2016)年度は52名(3.8%)に減少し、さらに、令和元(2019)年度には、37名(2.4%)まで減少したものである。また、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても39名(2.4%)が維持できた。すなわち、この「早期発見・早期対応」の取組みを行う前の平成27(2015)年度と現在では、中途退学者率は半減した状況である。【資料2-4-9】

【表2-4-1 中途退学者数(率)の推移】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
中途退学者率	4.8%	3.8%	3.7%	2.9%	2.4%	2.4%
中途退学者数	70	52	53	42	37	39
在籍者数 5/1 付	1,453	1,373	1,437	1,450	1,511	1,643

・大学院工学研究科における中途退学者数等を表2-4-2に示す。中途退学者数は、多いときでも1年に2人にとどまっている。

【表2-4-2 中途退学者数(率)の推移(大学院工学研究科)】

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
中途退学者率	4.3%	0.0%	7.7%	9.5%	0.0%
中途退学者数	1	0	1	2	0
在籍者数 5/1 付	23	13	13	21	24

〔学生の経済支援〕

・近年の経済情勢を勘案し、学生の経済支援については日本学生支援機構による奨学金制度の他、本学独自のものとして各種の奨学金制度を設けている。その制度は少しずつ改正されているが、現在、その全ては返還の必要のない給付型としている。その種類としては、表 2-4-3 のとおりである。

【表 2-4-3 本学独自の奨学生制度一覧】

No.	奨学金制度名	特典	資格
1	特別奨学生	4年間の授業料全額免除	学力・人物ともに優秀で大学院進学など明確な目的意識を持って入学した者
2	奨学生(就学サポート)	4年間の授業料半額免除	学力・人物ともに優秀で、本学への進学意欲が強く、経費支弁者が本学の定める収入基準以下の者
3	奨学生(地域サポート)	4年間の授業料半額免除	離島振興法で指定された地域等の出身者で、経費支弁者が本学の定める収入基準以下の者
4	奨学生(継続サポート)	半学期の授業料・教育充実費免除	入学後家計の事情が急変し、経済的な理由により修学が困難になった者
5	スポーツ特別奨学生	4年間の授業料全額・半額・1/4免除	本学が指定するスポーツ種目で、特に優れた技術を有する者
6	ものづくり奨学生	4年間の授業料全額・半額免除 ※半額免除は奨学生(就学サポート)の収入基準	ものづくりに関わる大会、あるいは課外活動で優秀な成績を得た者
7	デザイン奨学生	4年間の授業料全額・半額免除 ※半額免除は奨学生(就学サポート)の収入基準	デザイン能力が優秀で、校内を除く、広く公募されたデザインコンペティション等で入選・採用実績がある者
8	外国人留学生授業料減免制度	4年間の授業料半額免除	私費外国人留学生で、勉学意欲があり、経費支弁者が本学の定める収入基準以下の者
9	学業奨励生	半学期の授業料全額・半額・1/4免除	前学期の成績が特別奨学生を含めて学科・系内最上位の者。資格の採用期限は半期。
10	兄弟姉妹が在籍する場合の減免制度	同時に在籍している場合の1名の授業料半額免除	同時に在籍している場合の兄・姉に対して授業料半額を免除
11	同窓生の子供減免制度	4年間の授業料半額免除	同窓生の子供
12	緊急支援授業料減免制度	学費減免額 学部生20万円、大学院生15万円	新型コロナウイルスの影響で、家計が急変した世帯の学生(前年比較30%減少)を対象に学費の一部を免除

・大学院工学研究科における独自奨学生制度を表 2-4-4 に示す。これらは、教員の研究補助を担うことが期待される優秀な大学院生を確保することがその狙いで、いずれも給付型である。

【表 2-4-4 大学院工学研究科独自の奨学生制度一覧】

No.	奨学金制度名	特典	資格
1	特別奨学生(全額免除)	1年間の授業料全額免除	学力・人物共に優秀で、明確な目的意識を持って入学した者。学部または大学院での成績が優秀な者。
2	特別奨学生(半額免除)	2年間の授業料半額免除	学力・人物共に優秀で、明確な目的意識を持って入学した者。学部での成績が優秀な者。

・なお、令和 2 (2020) 年度においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、家

計が急変した学生の修学機会を確保する観点から、国の修学支援新制度とは別に、家計収入が30%減少し、国又は本学から奨学金が支給されていない学部生及び大学院生に対し、緊急授業料減免を実施した。【資料2-4-10】

〔学生の健康管理、相談体制〕

・学生の健康管理については、おばせキャンパス及び小倉キャンパスに設置されている保健室で対応している。それぞれの保健室には、隣接して学生相談室を設置している。おばせキャンパスには養護教諭・教育カウンセラー等の資格を有する専任職員1人を、小倉キャンパスには正看護師・介護支援専門員の資格を有する専任職員1人を配置している。学生の健康状態を把握するため、新入生も含めて全学生に4月初旬に健康診断を実施し、健康診断問診票【資料2-4-11】の提出を義務付けている。また1年生と4年生に対しては、血液検査を実施している。その結果、学生生活を送る上で特に配慮が必要であると判断された学生については、保護者及びガイダンス担当教員に連絡するとともに、学校医が対応を行っている。

・さまざまな心（メンタル）の問題に関しては、おばせキャンパス・小倉キャンパスともに、主として保健室に隣接した学生相談室において、それぞれの専任職員で対応している。専任職員では対応困難な学生に対しては、保護者の了解を得た上で外部の医療機関に紹介し、連携をとっている。また学生委員会を構成する学生部長（1人）、学生部次長（2人）、学生委員会委員（5人）の8人の教員も各学科・系の学生相談員として学生の相談に対応している。近年、高校在籍時から健康面、精神面で明らかに注意を要する学生については、本学入学時に高校側から直接に引継ぎの注意事項の申し渡しがあるケースが増えつつある。入学後に問題があることが発覚した学生の情報も含めて、養護教諭・教育カウンセラー・正看護師の資格を有する専任職員及び各学科・系の教員（学生委員会委員）が情報を共有し、その問題の解決に向けての対応を迅速に行っている。【表2-9】 【資料2-4-12】

・加えて、健康増進法の一部改正に伴い本学では、令和元（2019）年5月31日（世界禁煙デーの初日）から両キャンパス敷地内全域で全面禁煙が実施された。全面禁煙の実施前から告知のポスターを掲示し、キャリア系科目で喫煙の害に対する啓発を行い、実施から2週間、学友会と事務職員で敷地内全面喫煙禁止に対するマナーアップキャンペーンを実施した結果、大きな混乱もなく、全面禁煙は両キャンパス共にスムーズに移行でき、全面禁煙は維持されている。【資料2-4-13】

〔学生の課外活動等への支援〕

・本学のサークルとしては、①学友会6委員会、②体育会系サークル、③学術文化会系サークル、④科学技術団体・県人会等がある。その運営にあたっては学生支援課学生担当職員が中心となって指導・助言を行っている。各サークルの活動に際しての資金支援は学友会及び大学からルールに則って行われている。また大学は、体育会系サークルの遠征費用や科学技術活動に支援を行っている。【表2-8】 【資料F-2】 【資料F-5②】

・なお、令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各サークルの活動自粛や大会中止もあり、支援する活動が限定された。

・以上のとおり、学生生活を安定させるための多様な支援を具体的に行っており、十分な

支援を施していると判断している。

【エビデンス集（データ編）】

【表2-7】 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）

【表2-8】 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）

【表2-9】 学生相談室、保健室等の状況

【エビデンス集（資料編）】

【資料F-2】 大学案内2022（P48-49）クラブ、サークル、ボランティア、委員会紹介

【資料F-5②】 学生生活のしおり2021（P4-5）Active Portal（学務システム）

【資料F-5②】 学生生活のしおり2021（P28）課外活動

【資料2-4-1】 西日本工業大学HP「NIT学生サポートシステム（修学支援・ガイダンス制度・オフィスアワー等）

【資料2-4-2】 西日本工業大学HP「オフィスアワーについて」

【資料2-4-3】 令和3（2021）年度ガイダンス担当教員一覧

【資料2-4-4】 令和3（2021）年度前期出席不良学生の早期指導スケジュール

【資料2-4-5】 令和3（2021）年度キャリア形成教育科目への学生部関連行事について

【資料2-4-6】 2021 保護者懇談会資料（スケジュール・日程等）

【資料2-4-7】 令和3（2021）年度前期オフィスアワー教員別時間帯一覧

【資料2-4-8】 Active Portal 学生情報の一元管理（メニュー画面・個人情報・成績・出欠サポートメモ状況）

【資料2-4-9】 令和3（2021）年度全科目欠席率一覧表5月25日現在

【資料2-4-10】 令和2（2020）年9月学務研究協議会資料及び議事録

【資料2-4-11】 令和3（2021）年度健康診断問診票

【資料2-4-12】 令和2（2020）年度保健室月別利用状況・相談員名簿（在室中は全て相談員）

【資料2-4-13】 本学敷地内全域における全面禁煙について

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

・学生生活をより充実したものとするために、今後も学生委員会、学友会をはじめ、学生も含めて全学をあげて現状の問題点を分析し、改善・向上を図っていく。特にメンタルケアを必要としている学生が増えつつある現在、平成28（2016）年度から取り組んでいる休退学防止対策の一環として、学生への声掛け運動を通じて、各教職員の連携強化及びActive Portalのサポートメモによる情報共有を行い、各学科・系単位での組織的な取り組みとし、さらなる相談体制及び対応方法について検討し、学内強化を図っていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

[校地・校舎]

・本学の校地及び校舎の配置は、図 2-9-1 のとおり、おぼせキャンパスは JR 小波瀬西工大前駅から徒歩 1 分に位置し、閑静な住宅街に囲まれた緑豊かな環境に恵まれており、小倉キャンパスは JR 西小倉駅から徒歩 3 分に位置し、近隣には市立美術館分館や芸術劇場など多くの文化施設があり、それぞれ教育環境として優れている。

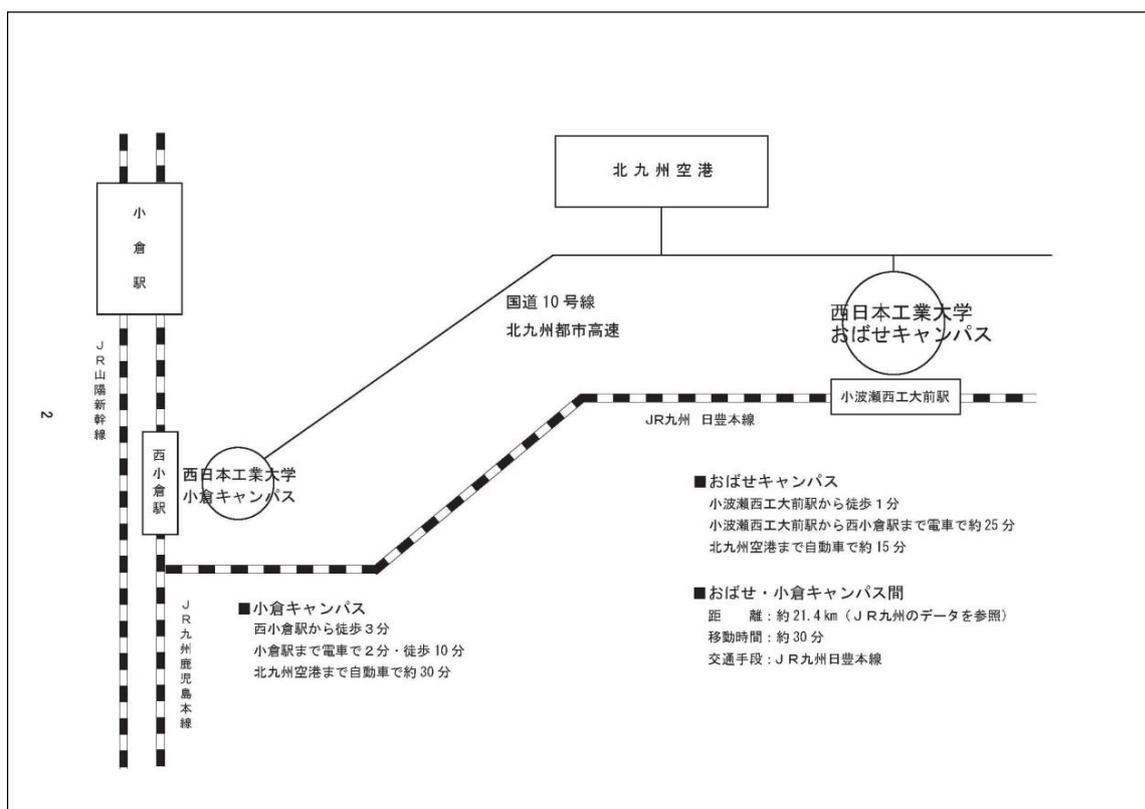


図 2-9-1 おぼせキャンパス及び小倉キャンパス配置図

・校地面積は 119,549 m²であり、設置基準上必要な面積 14,200 m²を満たしている。また、校舎面積は 39,630 m²であり、これも設置基準上必要な面積 19,873 m²を満たしている。【共通基礎】

[施設・設備]

・教育に不可欠な施設として、両キャンパスには、講義室、演習室、事務室、保健室、学生自習環境、図書環境等を整備している。また、小倉キャンパスには、多目的機能として、本館 4 階のメディアライブラリー、7 階学生ラウンジなどを設置し、学生の自学自習を支援する施設を整備している。【資料 2-5-1】

・おぼせ、小倉キャンパスの校舎内は、ほとんどの場所からインターネット等にアクセス

できるよう Wi-Fi 環境を整備している。

・工学系大学の特殊性から、おばせキャンパスに ICT 利用教育のための情報科学センター、実験、実習を行うための総合実験実習センターを整備【表 2-10】、小倉キャンパスには、パソコン教室、演習・実習のためのスタジオを整備し、教育研究に有効活用している。また、両キャンパスには、授業で使用する PC 教室以外に、自由に利用できるパソコンを様々な箇所に設置し、情報教育環境整備を行っている。おばせキャンパスには、学生が自由に研究や創作活動に活用できるものづくりの場として、総合実験実習センター内に「美夜古工房」を設置、平成 28（2016）年には「未来工房」を新築し、学生の科学技術活動や自学自習を促し、ものづくりに対する創作意欲や学力向上につなげている【資料 2-5-1】。

[体育施設]

・運動施設は、夜間照明（LED）設備完備のグラウンド（人工芝）、テニスコート、アリーナやトレーニングルーム及び保健室等を備えた総合体育館、弓道場、野球専用グラウンドなどを整備している。各施設は、原則 9 時から 22 時 00 分まで利用でき、体育の授業、課外活動を優先的に利用しているが、その他学生の自主的な利用や、地域への開放に対しては施設使用願により、重複しないよう適切に管理を行っている【資料 2-5-1】。

[その他]

・その他の施設設備として、おばせキャンパスにはカフェテリア（学生食堂）、学生が自由に使用できるスペースとしてギャラリー、コンビニエンスストア、浴場を備えた宿泊施設などの福利厚生施設を整備し、また小倉キャンパスには、学生が食事、自学自習など自由に使用できるスペースとして、本館 7 階のラウンジ及び大学院・地域連携センターの 2 階と 4 階にラウンジ等の福利厚生施設を整備している【資料 2-5-1】。

・大学設置基準を十分満たす校地・校舎を有し、工業系大学にふさわしい実験・実習施設を配置し、図書館機能・情報設備関係機能など教育環境も整備しており、安全運営管理も適切に実施されていると判断している。

・なお、令和 2（2020）年から現在まで、新型コロナウイルス感染症の政府や福岡県の要請に伴い、地域への施設開放を停止し、学生等の一部施設利用を中止、時間短縮などを行っている。また、マスクを外して食事などを行う食堂やラウンジの机には、飛沫防止用のアクリル板を設置するなどの感染防止対策を施している。

【エビデンス集（データ編）】

【基礎共通】認証評価共通基礎データ（施設・設備等、図書館・図書資料等）

【表 2-10】附属施設の概要（図書館を除く）

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-1】西日本工業本学 HP「ライフ（おばせキャンパス・小倉キャンパス）」

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

[実習施設]

・工学系大学として、おばせキャンパスに、ICT 利用教育のための情報科学センター、実験・実習を行うための総合実験実習センターを整備【表 2-10】、小倉キャンパスには、

パソコン教室、演習・実習のためのスタジオを整備し、教育研究に有効に活用している。また、両キャンパスには、授業で使用するパーソナルコンピュータ（以下、「PC」という。）教室以外に、自由に利用できる PC を様々な箇所に設置し、情報教育環境整備を行っている。

・工学部には、平成 28（2016）年に「未来工房」が建設された。1 階は学生が自由に活用できるものづくりの場である工房や工作ブースがあり、学生の科学技術活動や自学自習を促している。2F はデジタルものづくりカフェ、ミーティングルーム、ラウンジ等があり、様々な作業、ミーティング、発表の場として使われており、学生の主体的な学びの場として機能している【資料 2-5-1】。

[情報関連設備]

・現時点での本学情報教育における PC 教室は、おぼせキャンパスの情報科学センターを中心に 328 台、小倉キャンパスに 187 台を設置している【表 2-12】。本学の PC 教室は、学生 2 名に対して 1 台の映像提示ディスプレイを設置することや、認証サーバを経てファイルサーバに接続するなどの学習効果を高める工夫を行っている。

・平成 30（2018）年度に情報ネットワークを刷新している。超高速化した SINET5（学術情報ネットワーク）をフル活用するため、キャンパス間、おぼせキャンパス主要棟間及びデータセンター間は 10Gbps の高速専用線で結び、データセンターに本学の主要なサーバを設置することで、安定性を備えたハイレベルな情報通信基盤を確保できたことは、本学の教育・研究の発展に大きく寄与している【資料 2-5-2】。

・令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本学の教育・研究活動に変革を迫られた年であった。本学では、Microsoft Teams を導入（全学生及び全教職員に付与）し、これをオンライン授業（ライブ配信型）に利用して対応した。ライブ配信型の授業は、多くのデータ通信量を必要とするが、10GBps への移行を進めていたため支障なくオンライン授業を実施することができている。

・令和 2（2020）年度に「情報設備更新計画」を策定し、令和 3（2021）年度入学者より、ICT 利活用能力を向上させ、Society 5.0 社会に対応した高付加価値なモノを生み出す人材を育成・輩出する目的で、令和 3（2021）年度入学生より、ノート PC 必携化を開始し、情報教育以外においても PC を活用した授業を展開している。また、すべての履修者が PC により授業が受けられるように、アクセスポイントを増設し、学内の広い範囲で無線 LAN が利用できる環境を整備した【資料 2-5-3】。

[図書館]

・図書館は西日本工業大学図書館規則及び図書館図書管理規程により定められたとおり、図書館長及び各学科・系、事務局から選出された委員で構成される「教務委員会」により組織運営されている。

・図書館は、本館をおぼせキャンパスの A 棟 3 階及び 4 階に設置し、分室を小倉キャンパスの 4 階メディアライブラリーに設置している。所蔵数は、図書 137,004 冊で、詳細は【基礎共通】のとおりである。

・おぼせキャンパス本館は、平成 24（2012）年 12 月にキャンパスの同一敷地内に新築移転され、館内は 3 階の開架エリア、集密書架（開架）及び 4 階の集密書架（閉架）で構成されている。

・3階の開架エリアは、フロア中央から4階へ吹き抜け階段を配置し、北側及び南側の窓を総ガラス張りにした明るく開放的な空間を確保している。北側は学生の自習が可能となる個別閲覧席(36席)を窓側に配置し、南側はグループでの使用が可能なグループ閲覧席(20席)を配置している。この開架エリアには通常の図書コーナーのほか、大学院用図書コーナー、指定図書コーナー、雑誌・新聞コーナー(10席)、地図コーナー、PC検索コーナー(7席)、AVコーナー(7席)、受付ラウンジ(8席)、多目的テーブル(4席)及び複写コーナー等を設けている。またフロアの奥には、集密書架(収容能力約76,000冊 4席)を設置し、図書、研究紀要、AV資料等を配架し、常時開放利用している。

・4階は3階と同一規模の集密書架(閉架:収容能力約76,000冊、2席)を設置し、主として学術雑誌等のバックナンバーの保存をしている。本館では合計98席で閲覧が可能となっている。

・小倉キャンパス分室は、本館4階のメディアライブラリーに設置し、平成18(2006)年4月のデザイン学部開設時から運用し現在に至っている。室内は学部の特色を生かした図書館機能と情報機器を融合した造りとなっており、Windows PCコーナー(28席)、AVコーナー(2席)、Mac PCコーナー(12席)、キャレルデスク(6席)、ハイカウンター閲覧室(12席)、S字テーブル(7席)、打ち合わせスペース(4席)の合計71席で閲覧が可能となっている。

・室内は図書のほか、雑誌コーナー、PC検索コーナー及び複写コーナーを設置している。

・図書利用サービスについては、同一の図書館システム(日本事務器ネオシリウス)を使用してサービスの一体運用をしている。また、図書館HPを活用し、いずれのキャンパスでも図書館利用情報(開館情報、お知らせ、OPAC(蔵書検索システム)、データベース検索、図書館関連リンク提供等)を利用することができる。

・図書館の年間の開館時間は、図書館HPを通じて利用者への周知を図っている。【資料2-5-4】また、地域の一般利用者に対しても閲覧、貸出及び複写サービスを行っている。

・新入生については、新学期に事務局による図書館オリエンテーションを実施するとともに、年間を通して図書館見学ツアー(見学・説明)を適宜行っている。

・学生目線による選書の推進のため、代表学生による選書ツアー(店頭選書)を平成25(2013)年度より開始し、利用の拡大を図っている。

・学術情報の提供については、利用者の必要とする学術情報を図書館HP上から関連機関のデータベースを利用することにより容易(IPアドレス方式)に検索できるようにしている。主な学術情報源は、CiNii(提供:国立情報学研究所)、IRDB(提供:国立情報学研究所)等である。

【エビデンス集(データ編)】

【基礎共通】認証評価共通基礎データ(施設・設備等、図書館・図書資料等)

【表2-10】附属施設の概要(図書館を除く)

【表2-12】情報センター等の状況

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-5-2】Nishitech Network Information Home(ネットワーク)

【資料 2-5-3】 情報設備更新計画について（最終答申）

【資料 2-5-4】 西日本工業大学 HP「図書館」

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

〔施設の保守・改善〕

・建物の耐震性の確保については、小倉キャンパスは平成 18（2006）年以降に新築されており、耐震基準を満たしている。車椅子で全ての部屋に移動できるバリアフリーと多目的トイレが複数個所に設置されている。

おぼせキャンパスでは、旧耐震基準で建設された建物が多かったが、平成 18（2006）年に総合体育館の耐震改修の実施、平成 24（2012）年に開学当初に建設された旧本館、図書館、食堂、講義棟等を取り壊し、その機能を備えた新本館を新築し、使用していない施設を除く建物は、耐震基準を全て満たしている。【資料 2-5-5】

また、バリアフリー等については、新耐震基準制定以降に新築した建物のほとんどは実現されており、必要に応じてスロープ及び多目的トイレを設置するなど、利便性に配慮した取り組みを実施している。

・施設設備の安全管理は、総務企画課が施設管理の全般の業務を担い、おぼせキャンパスの施設維持に努め、小倉キャンパスでは財務室がその任に当たっている。また安全衛生委員会が、教育・研究上の安全管理対策の策定、実施を行っており、例年、8 月に小倉キャンパス、2 月におぼせキャンパスにおいて安全衛生一斉点検を行い、施設設備使用の不備等を指摘し、毎年、改善に努めている。また、両キャンパスで防災訓練等も毎年実施している。なお、令和 2 年度においては、安全管理の点検等を計画したが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、点検等を実施できなかった。【資料 2-5-6】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-5】西日本工業大学 HP「学習環境に関する情報（校地・校舎面積及び耐震化率）」

【資料 2-5-6】令和 2（2020）年度安全衛生年間管理計画

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

・1 授業科目の受講者数は、【資料 2-5-7】のとおりである。本学の授業形態は様々であり、実験・実習等は複数の教員で担当し、選択科目等で履修者が多い場合には 2 クラス編成にして授業を実施するなど、教育効果を十分にあげられる人数となるよう配慮している。

・入学時に、工学部では英語と数学、デザイン学部では英語のプレースメントテストを実施し、教養科目群及び学部共通科目群の必修科目として習熟度別クラスを編成している。

・工学部では、1 年次の実験実習では、20 人以内のグループでクラス編成し、専門必修科目である実験においては、複数の教員及び SA・TA を配置し、きめ細かい指導ができるようにしている。

・デザイン学部においても、建築学科の必修科目である設計等演習科目を複数の教員で担当し、情報デザイン学科でも必修科目であるプロジェクト I・II を複数の教員で担当するなど、十分な教育効果をあげられるよう配慮されている。

・以上のように、授業を行う学生数（クラスサイズ）は、その授業の目的に応じて、複数

のクラス編成、複数教員担当など、十分に教育効果が上がるよう対応していると判断する。

・なお、令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、実験・演習科目以外の科目はオンライン授業を実施していた。令和3（2021）年度は、感染防止対策の一環として、学生間の距離が1m以上の間隔になるように教室収容定員を見直し、原則対面授業としつつ、収容定員以上の履修者がある授業はオンライン授業としており、また、感染状況に応じて、教室で対面授業を行いつつ、自宅でも授業が受けられるハイブリット方式による授業も行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-7】 令和2（2020）年度 科目受講者数一覧

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

・令和3（2021）年度入学生からPC必携化を行い、今後、情報関係以外の科目も含めたLMS（学習管理システム）による双方向型授業、LMS使用履歴からの学修成果／履歴の可視化や講義時間外のPCによる友人らとの能動的な学習などの受講スタイルの向上を促す。これに伴い、自主学習と自由度の高い空間での学びを行うため、既存PC教室のアクティブ・ラーニング授業を行える学修環境整備を検討していく。

・授業を行う学生数の適正な管理については、授業内容、講義室の状況、教育効果の上がるクラス編成などを毎年見直し、効率的かつ効果的な授業を行う工夫を続けていく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

・学生部では、5年に1回、全学生を対象に「学生生活アンケート」を実施していた。項目は表2-6-1のとおりである。

【表 2-6-1 学生生活アンケート項目】

①友人について	②相談相手について	③学習の状況について
④図書館の利用について	⑤キャンパスの環境について	⑥課外活動について
⑦アルバイトについて	⑧生活費について	⑨通学について
⑩住まいについて	⑪食生活について	⑫生活時間と余暇について
⑬学生行事への参加について	⑭就職・進学について	⑮嗜好について
⑯学生生活の満足度について	⑰ハラスメントについて	⑰自由な意見

・このアンケート集計結果を基に多分野にわたる問題点を洗い出し、その解消に向けて努力している。前回は平成24（2012）年度の実施予定であったが、おぼせキャンパスが大幅にリニューアルされつつある状況であったため、平成25（2013）年度の12月に実施した。今回は、平成29（2017）年度に実施する予定であったが、学生生活の多様性や高度情報化社会の時代変化の影響にもより、5年に1回程度では、学生たちの現状把握が遅く、その実態を見逃していることが懸念された。【資料2-6-1】

・そこで、「学生生活アンケート」とは別に、学長の諮問機関である改革検討委員会が平成22（2010）年度から実施している「学生満足度調査」に一部を組み入れて、新たな「学生満足度調査」と「学修実態調査」を実施することとした。その内容は、今現在、在学生在が大学での生活において何が問題であると感じて、何に不満を持っているかを洗い出し、最終的には、学生が本学に入学して良かったかどうかの割合を判断するための参考資料とするものであり、また、例年の学生生活の把握を行い、今後のガイダンス指導に繋げる目的でもある。その主な調査内容としては、表2-6-2と表2-6-3のとおりである。その調査結果を【資料2-6-2】【資料2-6-3】に示す。

【表2-6-2 令和2（2020）年度学生満足度調査項目】

項目	内容
①授業等の満足度	「授業面」の満足度について
②修学支援	「教職員の対応」や「授業を受ける教室・施設全体」の満足度について
③学生支援	「友人数」、「アルバイト」、「退学の考え」について
④施設・設備	「改善希望施設」、「教室の設備関係」、「PC教室への要望」について
⑤大学などのイメージ	「大学のイメージ」、「在学中で最も充実したこと」、「大学の満足度」について

【表2-6-3 令和2（2020）年度学修実態調査項目】

項目	内容
①基本理念について	「基本理念」、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」について
②修学について	「予習・復習・課題作成」、「理解できない時の行動」、「調べものの情報源」について
③カリキュラムについて	「科目満足度等」、「科目への要望」について

・この集計結果は、学務研究協議会で教育評価室長から報告された後、全教職員に周知され共通認識を持つとともに、改善に生かされている。【資料2-6-2】【資料2-6-3】

・また、学生の自治で6委員会から構成される学友会においては、年に2回（6月と12月）の学生大会を開催している。この中で、例年は、学生から大学側へ直接・「意見・要望」を訴えることができる。ただし、令和2（2020）年度の学生大会については、新型コロナウイルス感染症の影響でリモート開催であった。6月開催の学生大会時に「大学への意見・要望」を取り纏めて大学に提出している。その内容は、表2-6-4のとおりである。

【表2-6-4 学生大会における大学への意見要望項目】

① 学生食堂関係	② 売店関係	③ 自動販売機関係
④ 喫煙関係	⑤ トイレ関係	⑥ 講義室関係
⑦ 談話室関係	⑧ 学内のパソコン関係	⑨ 図書館関係

⑩ 体育館関係	⑪ 講義内容関係	⑫ サークル関係
⑬ 小倉キャンパス駐車場関係	⑭ 小倉キャンパス閉館・会館関係	⑮ その他

・学生の意見・要望に対する回答は、事務局の関係部署でとりまとめ、平成25（2013）年度からは学生代表として学友会総務委員会委員と学生部（学生部長・学生部次長・事務局学生支援課職員）との話し合いの場を持ち、対応可能な事項については、速やかに実施するなどの改善を図っている。その意見・要望内容及び対応内容等については、【資料2-6-4】【資料2-6-5】に示す。なお、令和2（2020）年度の要望の中で出された「学修支援」関連については、Wi-Fi（無線LAN）の拡充、大学・課外活動施設の充実及び学内PCのバージョンアップ等である。

・学生生活全般に対する学生の意見・要望の把握とその分析・検討結果の活用については、効果的に行われていると判断している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料2-6-1】平成25（2013）年度「学生生活アンケート結果」12月実施

【資料2-6-2】令和2（2020）年度「学生満足度調査報告」（概要）

【資料2-6-3】令和2（2020）年度「学修実態調査報告」（概要）

【資料2-6-4】令和2（2020）年度「春季学生大会の意見・要望」実施報告

【資料2-6-5】令和2（2020）年度「春季学生大会の意見・要望」に対する回答

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

・心身に関する健康相談については、基本的にはガイダンス担当教員や、キャリア形成科目での個人面談等で把握し、保健室の職員へ繋ぐことが一般的であるが、「アスペルガー」や「学習障害」等の問題もあるため、実験・実習を含む授業を担当する教員や、課外活動等の顧問などから直接、保健室等に連絡が入る場合もある。最終的には、学生相談員11人（学生部長1人、学生部次長2人、学生委員会所属の各学科・系の教員5人、教職担当教員1人及び保健室職員2人）【資料2-6-6】へ連絡が入ることとなる。この場合、種々な場合があり、相談内容も非常にセンシティブなことも多いため、内容によっては、なるべく必要最小限の相談員が集まり今後の対応について検討し、臨機応変に対応している。また、場合によっては、保護者との三者面談を適宜行い、保健室登校や適切な病院受診を保護者了解のもとで勧めている。したがって、学内における「心身に関する健康相談の支援」については、中度以上になると主に次の3つの対応となる。

(1) 保護者を入れた三者面談（情報共有）

(2) 情報を共有し、様子を見ながらの教職員から声掛け。

(3) 定期的なカウンセリング（保健室対応）

・また、経済的支援等については、日本学生支援機構の高等教育の修学支援新制度等の給付金や、本学独自の奨学金制度など種々のものがある。これらについては、おぼせキャンパスでは学生支援課、小倉キャンパスではデザイン学部事務室に担当職員を配置して常時対応して支援している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料2-6-6】令和2（2020）年度学生相談室相談員（名簿等）一覧

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・学修環境に関する学生の意見・要望等については、前述の「学生満足度調査」をはじめ、「学修実態調査」や「学生大会」等にあがってくる。その主な内容について、次に示す。
 - (1) PC関連：Wi-Fi（無線LAN）の拡充、ハード・ソフトのバージョンアップ等
 - (2) 食堂・売店関連：メニューの種類増、弁当の販売増、椅子の間隔等
 - (3) 大学及び課外活動施設：各施設の充実等
- ・その内容を把握した上で、緊急を要する事項や少数意見等に分けて、後日、学友会等の学生からも具体的な意見を聴取し、検討結果を学生たちへ速報としてActive Portalで報告の上、次期学生大会において正式に報告している。【資料2-6-5】
- ・卒業生に対しては、大学生生活の締めくくりとして、卒業時アンケートを実施している。その内容の項目は、表2-6-5のとおりである。また、その結果を【資料2-6-7】に示す。主な内容としては、①満足度で高いのは「学生生活や友達との出会い」であり、多くの学生が大学生として有意義な生活を送ることができたことがうかがえる。④「卒業後の進路」については、全体的に満足していることが読み取れる。また、「就職活動への支援」に関しても同様であり、このことから就職活動の支援については問題ないと言える。最後に⑤本学のイメージについては、学科・系でかなり異なることが分かるが、総じて「自由に学べる」、「面倒見が良い」、「教職員との距離が近い」が高く評価されている。

【表 2-6-5 令和 2（2020）年度卒業時アンケート調査項目】

項目	内容
①満足度	「本学入学時」、「教育(授業・指導等)」、「学生生活や友人」、「学修の施設・設備等」
②在学中に注力したこと	「学修」、「研究」、「課外活動」、「資格取得」、「ボランティア」、「友人作り」、「進学・就活」、「アルバイト」等
③成長の実感	「自分」、「コミュニケーション力」、「主体性・積極性」、「協働する力」、「課題解決力」、「創意工夫力」、「専門知識の活用力」、「幅広い教養の活用力」等
④卒業後の進路	「卒業後の進路への支援の満足度」、「進学・就職活動のプロセスの納得度」、「進学・就職活動等への支援の満足度」、「卒業後の進路への不安度」等
⑤大学などのイメージ	「自由に学べる」、「面倒見が良い」、「教職員の距離が近い」等
⑥自由記述	

【エビデンス集（資料編）】

【資料2-6-7】令和2（2020）年度「卒業時アンケート調査報告」

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生生活での満足度をより充実したものとするために、今後も「学生満足度調査」をはじめ、「学修実態調査」を毎年行い、学生の意見・要望等の実態を把握し分析して、さらに学生満足度に繋がるよう改善・向上を図っていくとともに、学生大会へフィードバック

を行う。そして、学生生活上の問題や課題に対し早期発見・早期解決に向けて、学内の連携体制の強化を図っていく。

【基準 2 の自己評価】

・学生の受け入れに関しては、アドミッション・ポリシーを適切に策定し、本学 HP や入学者選抜試験要項への掲載などの様々な手法で広く周知している。このアドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を実施し、その内容を検証している。

・学生受け入れ数の維持については、学科により若干のばらつきがあるものの、大学全体の入学定員数を 5 年連続で充足している。さらに、収容定員数も 3 年連続で適正な充足率を維持している。

・学修支援については、教職協働による学修並びに授業支援体制を整備し、適切に運営され、TA・SA は授業内容や履修人数の変更に合わせ、必要な科目において必要な人員を活用している。

・キャリア支援については、1 年次、2 年次にキャリア形成教育科目の「スタートアップセミナー I・II」と「キャリアプラン I・II」（必修科目）を初年時教育や、今後のキャリア形成に必要な基礎的な知識・技能を習得するために意識的に配置し、3 年次の「キャリアガイダンス I・II」において、就職を意識した模擬試験や業界研究を中心とした内容に繋がっている。また、他にもインターンシップの推進、就職ガイダンス、卒業研究担当教員による就職指導など、教育課程内とそれ以外のガイダンスを通じて、社会的・職業的自立に関する指導体制を整備している。その結果、過去 5 年間の平均就職率は 99.1%を達成している。

・学生サービスについては、高校のクラス担任制 に相当するガイダンス制度の充実や、事務局の学生支援課でのサポート、キャリア形成教育科目の授業などを適切に機能させ、本学独自の奨学制度や各種奨学金手続支援など、生活支援や経済的支援を組織的に実施している。また、学生の健康管理、相談体制は保健室や、教員による学生相談員を配置し、各々の学生に応じた心身の健康維持、生活相談等を適切に実施している。過去 5 年間の学生の問題に対する「早期発見・早期対応」の取組みを行った結果、平均退学率は 3.0%となり、年々減少傾向である。課外活動の支援は、事務局職員を中心に、指導・助言体制を構築している。

・さらに、学生大会をはじめ、学生満足度調査や卒業時アンケート等で、学生の意見・要望を把握し、各種委員会等で分析を行い、学生たちへは速報としては Active Portal で通知し、正式には学生大会で報告することで、学生との信頼関係の醸成と学生サービスの改善に繋がっている。

・学修環境の整備については、施設面では全学の建物が耐震基準を満たすべく、計画的に建物改修等を行っており、安全管理の面では、施設設備を有効に活用できるように、毎年、定期的に点検を実施し、施設の維持と有効活用に努めている。なお、情報設備については、平成 30 (2018) 年度にキャンパス間、外部データセンターを専用回線で結ぶ情報ネットワークを刷新したことや、ノート PC 必携化に伴う無線 LAN のアクセスポイントを増強するなど、求められているオンライン授業や能動的学習への高度な学修環境への整備を行っている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

・本学のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）は、表 3-1-1 のとおりである。平成 28（2016）年度に、本学の「建学の理念」、「使命・目的」、「教育目標・方針」、「人材養成目標」を踏まえて、大学全体、各学部及び各学科で共通の教養教育科目の区分において、三つのポリシー「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」の策定を行った。平成 29（2017）年度からこれらの適用と周知を行い、現在に至っている。大学院工学研究科においても同様である。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

・地域の行政機関・高等学校・企業に所属する外部有識者からなる本学の「教育に関する取り組み」会議において、令和元（2019）年度に三つのポリシーに対する率直な意見を聴取してその結果を反映している。【資料 3-1-3】

・ディプロマ・ポリシーの学内外への周知は、大学 HP、大学案内等を通じて公表している。また、学内専任教員と非常勤講師への周知は、毎年、次年度のシラバス作成前に配布する「大学・学科のディプロマ・ポリシーと授業カリキュラムマップ」【資料 3-1-1】を通じて行っている。在学生への周知は、大学案内、入学時に配布する学生便覧や本学 HP を通じて行っている。

【表 3-1-1 本学のディプロマ・ポリシー】

大学全体のディプロマ・ポリシー
<p>所定のカリキュラムを履修し、次の資質・能力を身に着けるとともに、必要な単位を収めた学生に学士（工学）の学位を授与する。</p> <p>1) 豊かな人間性と社会人基礎力 豊かな人間性を有し、倫理観、社会性に富む技術者、デザイナーとして、主体性をもって多様な人々と協働しながら課題や目標に取り組むことができる。【主体性・協働して学ぶ態度】</p> <p>2) 創意工夫力・問題解決力 人間社会における諸問題を多面的に考え、創意工夫しながら、粘り強く課題解決に取り組むことができる。【思考・判断・表現】</p> <p>3) 専門的知識・技術の活用力及び実務型技術者としての実践力 産業界を支える技術者として、ものづくりやデザインなどに関する基礎知識・実用技術などを課題解決に活用することができる。また、新たな技術を開拓・応用しながら成長していくことができる。【知識・技能】</p>

<p>教養教育科目のディプロマ・ポリシー</p>
<p>1) 豊かな人間性と社会人基礎力 豊かな人間性を有し、倫理観、社会性に富む技術者、デザイナーとしてコミュニケーション能力を備え、目標に向かい主体的、継続的にかつ協働して取り組むことができる。【主体性・協働して学ぶ態度】</p> <p>2) 創意工夫力・問題解決力 人間社会における諸問題の原因を追究、発見し、工業技術やデザインの仕組みを理解した上で課題解決に取り組むことができる。【思考・判断・表現】</p> <p>3) 専門的知識・技術の活用力 ものづくりやデザインなどに関する基礎知識・応用技術を人間社会における諸課題の解決に活用することができる。【知識・技能】</p> <p>4) 実務型技術者としての実践力 工業技術やデザインの人間社会への寄与を正しく理解し、システムやプロダクトの付加価値を高める工夫により地域社会に貢献することができる。【知識・技能】</p>
<p>総合システム工学科のディプロマ・ポリシー</p>
<p>所定のカリキュラムを履修し、次の資質・能力を身につけると共に、必要な単位を修めた学生に学士(工学)の学位を授与する。</p> <p>1) 豊かな人間性と社会人基礎力 豊かな人間性と倫理観を有し、社会人基礎力に富む技術者として、「人と社会との関わりを幅広く理解できる能力」、「コミュニケーション能力を備え、他の人との共同環境において、主体的に振る舞え、状況を判断し協働することができる能力」を修得して課題や目標に取り組むことができる。【主体性・協働して学ぶ態度】</p> <p>2) 創意工夫力・問題解決力 工学分野における諸課題・諸問題の解決にあたり、総合的な思考力・判断力に富む技術者として、「機械・電気情報・土木工学の分野に関する横断的な学修の成果や各専門分野の知識を発揮して思考・判断し課題・問題解決に取り組むことができる能力」、「諸課題・諸問題の提起から解決案までのプロセスを分かり易く表現してまとめることができる能力」を修得して課題解決に取り組むことができる。【思考・判断・表現】</p> <p>3) 専門的知識・技術の活用力 総合システム工学に関する基礎力と応用力に富む技術者として、「数学や現代科学に関する基礎的な知識を備え、応用できる能力」、「主たる専門分野の機械・電気情報・土木工学に関する基礎的知識を備え、応用できる能力」を修得して課題解決に活用することができる。【知識・技能】</p> <p>4) 実務型技術者としての実践力 実務力、情報技術活用力に富む技術者として、総合システム工学の技術動向を継続的に学び、課題解決につなぐことができる能力を修得して自ら成長しながら産業界や地域社会に貢献することができる。【知識・技能】</p>
<p>建築学科のディプロマ・ポリシー</p>
<p>所定のカリキュラムを履修し、次の資質・能力を身につけると共に、必要な単位を修めた学生に学士(工学)の学位を授与する。</p> <p>1) 豊かな人間性と社会人基礎力 豊かな人間性を有し、主体性を持って他分野の人々と協働できるコミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を習得し課題や目標に取り組むことができる。【主体性・協働して学ぶ態度】</p>

<p>2) 創意工夫力・問題解決力 現代的課題を多面的に考え、創意工夫しながら解決する能力を持ち課題解決に取り組むことができる。【思考・判断・表現】</p> <p>3) 専門的知識・技術の活用力 建築士（1級建築士、2級建築士）の資格取得に必要な基本的知識・技能・技術を習得し、資格取得に対応できる。【知識・技能】</p> <p>4) 実務型技術者としての実践力 生活空間や建築、都市、環境に関する幅広い知識を身につけ、デザインに関する課題解決に活用することができる。【知識・技能】</p>
<p>情報デザイン学科のディプロマ・ポリシー</p>
<p>所定のカリキュラムを履修し、次の資質・能力を身につけると共に、必要な単位を修めた学生に学士（工学）の学位を授与する。</p> <p>1) 豊かな人間性と社会人基礎力 人間性豊かでコミュニケーション能力の高いデザイナーや技術者として、主体性を持って他分野の人たちと協働して課題に取り組むことができる。【主体性・協働して学ぶ態度】</p> <p>2) 創意工夫力・問題解決力 社会的課題を発見し、幅広い知識と柔軟な思考でよりよい社会の実現に向けた解決策を提示することができる。【思考・判断・表現】</p> <p>3) 専門的知識・技術の活用力 社会の課題解決に向けて具体的な提案を的確に伝えることができる。【知識・技能】</p> <p>4) 実務型技術者としての実践力 社会人基礎力を身に着け、情報技術とデザイン力で地域社会や産業界に貢献することができる。【知識・技能】</p>
<p>大学院工学研究科のディプロマ・ポリシー</p>
<p>所定のカリキュラムを履修し、次の資質・能力を身につけるとともに、必要な単位を納めた学生に終始（工学）の学位を授与する。</p> <p>1) 豊かな人間性と社会人基礎力 幅広い社会的見識と豊かな人間性を兼ね備えた高度専門技術者として、人間と地域や自然との関わり及び生産技術あるいは環境技術の役割と位置づけを幅広く理解し、将来を洞察し、経営的判断力を身につけマネジメントすることができる。【主体性・協働して学ぶ態度】</p> <p>2) 創意工夫力・問題解決力 創意工夫をしながら自己の研鑽を日々行う高度技術者として、キャリアアップに関して必要な事柄・目標を自ら設定し、物事を計画的に進めるとともに、創意工夫を凝らした課題解決法を考案し実行することができる。【思考・判断・表現】</p> <p>3) 専門的知識・技術の活用力 生産技術あるいは環境技術に関する専門的な知識を有する高度技術者として、数理学、経営工学、3D技術、またはデザイン学に関する専門力を習得して自らの研究に応用し、生産システム分野あるいは環境システム分野における専門力を備え、最新の技術動向を収集・蓄積し、それを利用、実践して課題解決を図ることができる。【知識・技能】</p>

4) 実務型技術者としての実践力

生産システム分野あるいは環境システム分野における実務能力、ICT活用力、表現力に富む高度技術者として、各分野における実務能力を備え、課題の解決に活用することができる。さらに、ICTに関わる先進的な技術力を習得し、課題の解決に活用し自らの研究に応用できるとともに、自己の考えを的確に表現できる。【知識・技能】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-1】 西日本工業大学 HP「令和 3（2021）年度授業科目に関する情報について」（大学・学科・大学院のディプロマ・ポリシーと授業カリキュラムマップ）

【資料 3-1-2】 西日本工業大学 HP「西日本工業大学ポリシー」

【資料 3-1-3】 西日本工業大学の「教育に関する取り組み」会議 議事録及び資料

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、
修了認定基準等の策定と周知

【学部】

・ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等についての内容を以下に示す。周知に関しては、学生便覧、本学 HP 等で行っている。

[単位認定]

・単位認定の基準は、ディプロマ・ポリシー及び学則第 9 章（教育課程及び履修方法）第 31 条（単位の認定）に定めている。【資料 F-3①】

・学修の確実性のために、大学設置基準 27 条の 2 を根拠として、キャップ制を導入している。これは、西日本工業大学履修に関する規程（以下、「履修に関する規程」という。）第 4 条（履修条件）【資料 3-1-4】に規定しており、各学期に履修登録できる単位数の上限は 24 単位としている。また、前学期の GPA が 3.0 を超えた成績優秀な学生は、6 単位を追加した単位数を上限として履修登録できる。

・教育上有益と認められる場合には、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを学則第 32 条で 60 単位を超えない範囲で当該単位を本学において修得したものと認定することができ、外国の大学等において修得した単位についても同様に認定している。【資料 F-3①】

[評価方法]

・成績の評価は、講義科目については、科目担当教員が定期試験、中間試験、平常試験、レポート、受講状況などを総合的に評価している。ただし、演習及び実験・実習についてはレポート及び受講状況によって評価し、実技については実技能力及び受講状況で評価している。卒業研究については、研究態度、研究成果、成果発表内容、研究進行度等を総合的に評価している。

・成績評価の基準は、「履修に関する規程」第 19 条で示す表 3-1-2 による。GP（Grade Point）とは、評価により与えられる 5 段階（4 点～0 点）の数値である。表中の到達目標とは、具体的には各授業科目のシラバス（授業計画）に明示されている「授業の到達目標」のことであり、同じくシラバスに明示されている「評価方法」によって評価される。

・「評価方法」では、中間・期末試験、小テスト、レポート、成果発表、作品、授業参加態度、その他の中から該当する評価項目とその比率が示されており、比率合計が 100% になるように記載されている。【資料 3-1-5】

[総合的な成績評価]

・本学では、令和元（2019）年度からすべての在学生の総合的な成績評価に GPA を用いている。GPA は次の式により計算し、小数点以下第三位の値を四捨五入して小数点以下第二位まで求める。

$$\text{GPA} = (\text{GP} \times \text{単位数}) \text{の総和} \div \text{履修登録単位数}$$

・この際、他大学で修得した単位等の認定科目や卒業要件に入らない教職関係科目の成績は、GPA の計算には含めていない。

【表 3-1-2 授業科目での成績評価の基準と GP との対応】

種別	評語	点数	到達目標	Grade Point
合格	S (秀)	100 点～90 点	到達目標を超えたレベルに達している	4 点
	A (優)	89 点～80 点	到達目標に達している	3 点
	B (良)	79 点～70 点	到達目標に概ね達している	2 点
	C (可)	69 点～60 点	最低限の目標に達している	1 点
不合格	E (不可)	59 点以下	目標に達していない	0 点
	F (履修放棄)	0 点	受験資格を満たさなかった場合	0 点
認定		—	他大学で修得した単位	—

[進級]

・「履修に関する規程」第 4 条（履修条件）【資料 3-1-4】において、3 ヶ年以上在学し、学納金を完納して 1 年次・2 年次の必修科目を含んで 100 単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することはできないと定めている。

[卒業認定]

・卒業認定の基準は、学則第 10 章（卒業及び学位の授与）第 36 条（卒業）及び「履修に関する規程」第 23 条（卒業に要する最低修得単位数）に規定している。卒業に要する最低修得単位数は表 3-1-3 のとおりである。本学に 4 年以上在学し、履修に関する規程に基づいて履修し、合計 124 単位以上修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。学長は卒業認定者に対して卒業証書を授け、学士（工学）の学位を授与する。

【表 3-1-3 卒業に要する最低修得単位数】

授業科目区分		最低修得単位数	合計
教養教育科目	基礎スキル科目	2	124
	総合共通科目	8	
	専門基礎科目	10	
学部共通科目		90	
専門教育科目			

・各授業科目の情報は、シラバスとして学生に明確に提示しており、本学 HP 上でも公開している。シラバスに示す内容は、科目名称、開講時期、担当教員等の情報から、授業科目の分類や科目レベルを示す「科目番号」、「開講意義目的」、全 15 回分の「授業計画」、「教育目標との対応」、「授業の到達目標」、「指導方法」、「教科書・参考書」、「評価方法」、「受講上の注意」、「授業外における学習方法」、「能動的授業科目及び地域志向科目」に関する情報等である。

・「教育目標との対応」の項目では、当該科目とディプロマ・ポリシーとの対応関係を明示しており、また「授業外における学習方法」の項目では、単位の実質化を図るために予習・復習に関する時間の目安を示し、学生に授業外で求める学習内容を明確に示すように努めている。

【大学院】

・大学院工学研究科におけるディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び課程修了基準について以下に示す。その周知に関しては、学生便覧、本学 HP 等で行っている。

[単位認定]

・単位認定の基準は、大学院学則第 28 条に規定しているように、学部のそれに準拠している。**【資料 F-3②】**

[課程修了基準]

・課程修了の基準は、大学院学則第 32 条及び第 27 条別表 1 に規定している。修了に要する最低修得単位数を表 3-1-4 に示す**【資料 F-3②】**。課程の修了は、本研究科に 2 年以上在学して 36 単位以上を修得し、かつ学位論文等を提出してその審査及び最終試験に合格することによって認められる。修了者には、修士（工学）の学位が授与される。

・学位論文等の審査及び最終試験の方法については、西日本工業大学大学院工学研究科履修に関する規程第 10 条に規定されており、論文審査委員会において審査及び最終試験が適正かつ厳格に実施されている。**【資料 3-1-6】**

【表 3-1-4 課程の修了に要する最低修得単位数】

授業科目区分	最低修得単位数	合計
共通科目	12	36
専門科目	4	

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-3①】 西日本工業大学学則第 31 条（単位の認定）

【資料 F-3①】 西日本工業大学学則第 36 条（卒業）

【資料 F-3②】 西日本工業大学大学院学則第 28 条（単位）

【資料 F-3②】 西日本工業大学大学院学則第 32 条（課程の修了）、第 27 条（教育課程）

【資料 3-1-4】 西日本工業大学履修に関する規程 第 18 条～第 21 条（成績、評価及び単位認定）、第 4 条（履修条件）

【資料 3-1-5】 西日本工業大学 HP「授業に関する情報（シラバス作成ガイドラインについて（11）評価方法）」

【資料 3-1-6】西日本工業大学大学院工学研究科履修に関する規程第 10 条（学位論文等の審査及び最終試験の方法）

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ・各授業科目では、シラバスに示した「授業の到達目標」と「評価方法」に基づき、先の表 3-1-2 に示した成績評価基準に照らして単位認定を行っている。
- ・この際、成績評価の偏りを抑えて平準化するために、成績評価基準の内、秀(S)は「到達目標を超えたレベルに達している」と定義づけ、秀(S)の割合を履修者数の原則 25%以内としている。なお、履修者数が 10 名に満たない場合は 2 人以内としている。【資料 3-1-7】
- ・また、成績の公平性の確保と学生への説明責任を果たすために、各授業科目成績の GP 値の分布を教職員及び学生に公表（履修者数が少ない科目は除く）している。【資料 3-1-8】
- ・学生の主体的な成績管理や客観的な数値による学修指導のために、令和元（2019）年度からすべての在学生の総合的な成績評価に GPA を用いている。
- ・学修指導の基準は、「履修に関する規程」第 22 条（学修指導及び退学勧告）に定めている。表 3-1-5 に示す標準的な累計取得単位数を下回り、かつ半期 GPA 1.0 未満の場合には、当該学生はガイダンス教員から指導を受けなければならない。また、この指導を 3 学期連続（休学期間を除く）行ったにもかかわらず成業の見込みがない場合には、学長が今後の進路も含め、本人に退学勧告を行うことになっている。【資料 3-1-9】

【表 3-1-5 標準的な累計取得単位数】

学年	1 年		2 年		3 年		4 年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
累計取得単位数	17 単位	34 単位	51 単位	68 単位	85 単位	100 単位	—	—

- ・各教育課程での学びの総括科目である「卒業研究Ⅱ」の成績評価では、本学のディプロマ・ポリシーである「豊かな人間性と社会人基礎力」「創意工夫力・問題解決力」「専門的知識・技術の活用力及び実務型技術者としての実践力」の資質・能力についての達成度を測る。評価表は、学科・系（教育課程）ごとに作成したものを使用し、担当教員による「社会人基礎力」「卒業論文などの成果」の項目と複数教員による「発表会でのプレゼンテーション」等の項目を持って総合評価を行う【資料 3-1-10】。
- ・卒業認定については、各学部の教授会が卒業要件を満たすか否かを厳正に審査し、学長が卒業を認定している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-7】西日本工業大学 HP「西日本工業大学ポリシー（アセスメント・ポリシー及び評価ガイドライン（2. 成績評価の平準化）

【資料 3-1-8】ActivePortal（学務システム）掲示板（令和 2（2020）年度前期授業科目の GP（GradePoint）データについて）

【資料 3-1-9】西日本工業大学履修に関する規程 第 18 条から第 21 条（学習指導及び退

学勧告)

【資料 3-1-10】令和元（2019）年 6 月ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）委員会議事録及び資料（卒業研究Ⅱにおける DP 評価項目の設定）

（3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・単位認定・成績評価・卒業認定は、厳正かつ適正に行われていると考えるが、適宜、点検評価を行い、必要に応じて改善を行っていく。
- ・令和元（2019）年度から新たな計算式による GPA 制度を導入した。この GPA 値を評価基準として用いる学修指導や退学勧告、学業奨励生の選出、特別奨学生の成績審査等のやり方については、適宜、点検評価を行いながら必要に応じて改善を行っていく。
- ・ディプロマ・ポリシーについても本学のアセスメント・ポリシーに基づく点検評価の流れの中で必要に応じて見直しを行っていく。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（1）3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

（2）3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

・本学のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、表 3-2-1 のとおりである。平成 28（2016）年度にディプロマ・ポリシーと一貫性を持たせたカリキュラム・ポリシーを大学全体及び各学科で策定した。このカリキュラム・ポリシーは、教育課程の編成を「教養教育科目」「社会人基礎力養成科目」「専門総合教育科目」「学部共通科目・専門教育科目」の 4 つに分け、科目群毎に教育課程編成の目的とその内容を記している。平成 29（2017）年度からこのポリシーの適用と周知を行い、現在に至っている。

・大学院工学研究科においても、平成 28（2016）年度にディプロマ・ポリシーと一貫性を持たせたカリキュラム・ポリシーを策定した。このカリキュラム・ポリシーにもとづき、教育課程の編成を「分野共通科目」、「社会人基礎力養成科目」、「専門総合教育科目」と「専門教育科目」の 4 つに分け、科目群毎に教育課程編成の目的とその内容を記している。

・カリキュラム・ポリシーの学外への周知も、ディプロマ・ポリシーと共に大学 HP、大学案内等を通じて公表している。また、学内専任教員と非常勤講師への周知も毎年、次年度のシラバス作成前に「大学・学科のディプロマ・ポリシーと授業カリキュラムマップ」の配布を通じて行っている。さらに、在学生への周知は、学生便覧の配布を通じて行っている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 F-2】【資料 F-5】

【表 3-2-1 カリキュラム・ポリシー】

大学全体のカリキュラム・ポリシー
<p>カリキュラムを以下の方針に基づいて編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 教養教育科目 豊かな人間性を有し、倫理観、社会性を育むために、主に、初年次教育、キャリア教育、一般教養教育及び専門基礎教育から成る全学共通の教養教育科目を配置する。 2) 社会人基礎力養成科目 社会人基礎力を育むために、学生が主体性をもって協働して学ぶ能動的授業科目を配置する。 3) 専門総合教育科目 自信・気力・創意工夫力を高め、主体的な課題解決力を養うために、各学科専門科目群にゼミナール、卒業研究などの科目を配置する。 4) 学部共通科目・専門教育科目 産業界を支える技術者として、ものづくりやデザインなどに関する基礎知識・実用技術などを修得するために、学部共通科目群、専門教育科目群を配置する。
総合システム工学科のカリキュラム・ポリシー
<p>カリキュラムを以下の方針に基づいて編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 教養教育科目 豊かな人間性と倫理観を有し、社会性に富んだ主体的に行動できる技術者を育成するため、基礎スキル科目、総合共通科目、専門基礎科目（基礎系・語学系）群を配置する。 2) 社会人基礎力養成科目 社会人基礎力を育むために、他の人との共同環境において主体的に振る舞え、協働して学びながら、社会人基礎力 3 能力「前に踏み出す力」・「考え抜く力」・「チームで働く力」を育む授業科目を配置する。また、産学連携プロジェクトを活用する。 3) 専門総合教育科目 自信と気力に満ち、創意工夫力に富む技術者を育成するために、各年次に専門性への興味関心を高め、学習意欲を高めることができるよう機械・電気情報・土木工学分野の導入科目と応用科目群を配置する。 また、技術者としての思考力・判断力・表現力を総合的に培う専門教育科目として、ゼミナール、卒業研究を配置する。 4) 学部共通科目・専門教育科目 総合システム工学に関する基礎知識と応用力に富む技術者を育成するために必要な科目群を配置する。1 年次に自然科学の基礎科目群と専門基礎科目群、機械・電気情報・土木工学分野の横断的科目群を、2 年次に主要な専門分野の基礎科目群を、3 年次に応用科目群を、4 年次に総合的科目群を配置する。また、実用技術・技能を修得するために、1 年次、2 年次、3 年次に実験・実習・ものづくり演習科目群を配置する。

建築学科のカリキュラム・ポリシー

カリキュラムを以下の方針に基づいて編成する。

1) 教養教育科目

1年次から専門科目を配置すると共にデザイン全般の基礎を中心として幅広い知識と教養を身につけ、2年次から年次を追って、より専門的な知識を習得する科目を配置するとともに豊かな人間性を有し、倫理観、社会性を育むための教養科目を配置する。

2) 社会人基礎力養成科目

生活空間や建築、都市、環境をとりまく現代的課題を発見し、学生が主体性を持って協働してそれを解決するデザインとプレゼンテーションの能力を養う能動的授業科目を配置する。

3) 専門総合教育科目

3年次、4年次になるに従い、ゼミ形式の少人数教育を導入し、専門領域への関心と意欲を高め、それぞれの進路に対応したより専門性の高い知識を習得する科目を配置する。

4) 学部共通科目・専門教育科目

専門教育科目は設計演習を中核に据え、建築士（1級建築士、2級建築士）資格取得に対応できる科目を配置する。

情報デザイン学科のカリキュラム・ポリシー

カリキュラムを以下の方針に基づいて編成する。

1) 教養教育科目

知識や教養、倫理観、社会性を身につけたデザイナーや技術者を育てるため、導入科目群から基礎科目群、応用科目群、教養科目群をバランスよく配置する。

2) 社会人基礎力養成科目

社会人基礎力の育成に向け学生が企業人と協働して課題解決を目指すプロジェクトなどの能動的授業科目を配置する。

3) 専門総合教育科目

自信や気力にあふれ創意工夫のできるデザイナーや技術者の育成に向け、3年次、4年次と進むにつれ、より専門性の高い科目やゼミナールを配置し、4年次には少人数教育で専門領域の知識を深めるため卒業研究を配置する。

4) 学部共通科目・専門教育科目

人間性豊かで社会に貢献できるデザイナーや技術者を育てるため、1年次は情報デザインの基礎科目や教養科目を中心に配置する。2年次に基礎的演習などでデザインやプログラミングの知識・技能・技術、プレゼンテーションに必要な表現技術を修得する科目を置く。3、4年次では卒業後も見据えてメディア&コミュニケーションデザイン、人間環境プロダクトデザイン、情報システムデザインの3分野の専門性の高い科目を配置する。

大学院工学研究科のカリキュラム・ポリシー

カリキュラムを以下の方針に基づいて編成する。

1) 分野共通科目

幅広い社会的見識と倫理観及び豊かな人間性を兼ね備えた高度専門技術者を育成するために、人文系・社会系・経営工学系科目を含む共通科目群を配置する。【思考・判断・表現】【知識・技能】

2) 社会人基礎力養成科目

生産システム分野あるいは環境システム分野における実務能力、ICT 活用力、表現力に富む高度技術者を育成するために、演習科目群及びインターンシップ科目群を配置する。【主体性・協働して学ぶ態度】

3) 専門総合教育科目

創意工夫をしながら自己の研鑽を日々行う高度技術者を育成するために、主に1年次に専門基礎科目群を配置する。さらに、高度専門技術者としての思考力・判断力・表現力を養うために通年で生産・環境システム特別研究を配置する。【思考・判断・表現】

4) 専門教育科目

生産技術あるいは環境技術に関する専門的な知識を有する高度技術者を育成するために必要な専門応用科目群を各年次に配置する。【知識・技能】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-2】 大学案内 2022 P18、P32

【資料 F-5】 学生便覧令和3年度 P2

【資料 3-2-1】 西日本工業大学 HP「令和3（2021）年度授業科目に関する情報について」（大学・学科・大学院のディプロマ・ポリシーと授業カリキュラムマップ）

【資料 3-2-2】 西日本工業大学 HP「西日本工業大学ポリシー」

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

・本学のディプロマ・ポリシーは、「建学の理念」、「教育の目標と方針」等に基づき、目標とする人材育成を行うために、卒業時に身につけておくべき資質と能力を示したものであり、カリキュラム・ポリシーはこの資質と能力を育成するための教育課程の編成方針を示す重要なものである。本学ではこれら2つのポリシーを人材育成の指針として一体的な策定を行った。【資料 3-2-3】

・教育課程を構成する大きな分類である「教養教育科目」「学部共通科目」及び各学科の「専門教育科目」の全授業科目について、ディプロマ・ポリシーとの関係を示すためのカリキュラムマップを作成している。【資料 3-2-1】

・また、各授業科目には、科目区分やレベルが分かるように科目番号（ナンバリング）をつけており、シラバスに明示している。【資料 3-2-4】

・大学院工学研究科においても同様に、カリキュラムマップの作成とナンバリングを実施している。【資料 3-2-5】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-3】平成 29（2017）年 1 月学務研究協議会議事録・資料（平成 29（2017）年度三つのポリシー及び学則の改正について）

【資料 3-2-4】西日本工業大学 HP「授業に関する情報（シラバス作成ガイドラインについて（3）科目ナンバリング）」

【資料 3-2-5】（大学院のカリキュラムマップとナンバリング）

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

・本学の大学全体のカリキュラム・ポリシーに基づいて、各学科（教育課程）と大学院工学研究科のカリキュラム・ポリシーに展開しており、これに従って各学科と大学院工学研究科は教育課程を編成している。

・また、社会環境の変化や社会のニーズを踏まえた教育課程の見直しは常に行っている。
・本学のカリキュラム・ポリシーでは、教育課程を構成する大きな分類である「教養教育科目」、「学部共通科目」、「専門教育科目」に加えて特に能動的授業科目を意識的に配置するために「社会人基礎力養成科目」を加えている。

[全学]

・「教養教育科目」については、3-2-④で述べる。
・「学部共通科目」は、各学部で必要な知識を与えるための科目群である。
工学部では、導入科目としての「工学概説」「工学実験」及び物理や数学関連科目等の専門分野で基礎となる科目が配置されている。また、デザイン学部では、「デザイン学概論」やデザインの基礎となる科目及び数学や経済・経営に関する科目が配置されている。
・「専門教育科目」は、学科や系に関する専門教育を授けるために体系的に編成された科目群である。【資料 F-3①】

・4年次の「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」や「卒業研究・デザインⅠ・Ⅱ」【資料 3-2-6】では、各専門に応じたテーマについて研究することによって、問題発見能力、解決能力、プレゼンテーション能力の向上に努めている。また、先に述べたようにディプロマ・ポリシーに掲げた資質や能力の育成度を最終的に評価するための科目でもある。

・また、学生が主体性を持ち、かつ他の人々と協働しながら社会人基礎力の3つの能力（「前に踏み出す力」・「考え抜く力」・「チームで働く力」）を養う授業科目を各学科の教育課程の中に配置している。

[工学部]

・1年次の「工学概説」【資料 3-2-7】では、本学工学部を構成する機械工学系・電気情報工学系・土木工学系の専門内容を所属系の学生だけでなく他系の学生にも受講させ、1年次生全員が工学全般の複合技術に対応できる素養を与えている。また、同様に1年次の「工学実験」【資料 3-2-8】でも、3つの工学系の専門に関する初歩の実験を1年次生全員に受講させることで、工学技術全般について興味を喚起する工夫を行っている。

・入学後に数学と英語を対象にプレースメントテストを実施し、その結果を踏まえて数学系科目及び英語科目の習熟度別教育を実施している。

[デザイン学部]

・専門教育科目では、低学年次より専門への意欲・関心を高め、自学力を向上させるため

に、建築学科では1年次に「建築デザイン基礎」、「建築製図」等を配置し、情報デザイン学科では「情報デザイン概論」、「基礎造形」等を配置している。また、建築学科では「建築設計Ⅰ」、「建築設計Ⅱ」など、情報デザイン学科では「デザインプロジェクトⅠ」、「デザインプロジェクトⅡ」などの専門領域で「課題発見・分析」、「課題解決・実践」のグループワーク等の課題解決型学習（以下、「PBL」という。）科目を配置している。【資料3-2-9】【資料3-2-10】

[大学院工学研究科]

- ・専門知識のみならず、幅広い社会的見識と倫理観等を養うことを目的として、人文系・社会系・経営工学系科目から成る「共通科目」を配置している。
- ・2つの分野に応じた専門科目を配置している。すなわち、主に機械工学、電気情報工学の領域をカバーする「生産システム分野専門科目」と、主に土木工学、建築学、情報デザインの領域をカバーする「環境システム分野専門科目」である。
- ・2年次の「生産・環境システム特別研究」では、それまでに獲得した知識や知見をもとに学位論文等の作成を行う。1年次の「生産システム演習」あるいは「環境システム演習」は、その準備を行うために配置されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料F-3①】西日本工業大学学則 別表1教育課程表 工学部（1）学部共通科目

【資料3-2-6】令和2（2020）年度 卒業研究概要集目次

【資料3-2-7】「工学概説」のシラバス

【資料3-2-8】「工学実験」のシラバス

【資料3-2-9】「建築設計Ⅰ・Ⅱ」のシラバス

【資料3-2-10】「デザインプロジェクトⅠ・Ⅱ」のシラバス

3-2-④ 教養教育の実施

- ・教養教育は、工学部とデザイン学部に共通として位置付けており、「教養教育科目」として科目群を配置している。
- ・「教養教育科目」は、大きく「基礎スキル科目」「総合共通科目」及び基礎系と語学系の小区分を持つ「専門基礎科目」に区分される。また、区分ごとに必修科目と最低修得単位数を決めている。【資料F-3①】
- ・「基礎スキル科目」は、大学で学ぶための動機付けや基礎的な学習スキル等を身につけるための初年次教育科目である。キャリア教育の入り口に当たる重要な科目である。
- ・「総合共通科目」は、幅広い教養や自分のキャリアをデザインする力を身につけ、将来、自立した社会人・職業人となるための資質育成のための科目群である。この科目群の中には、留学生が対象の「日本文化と社会」、「日本事情とビジネス」を配置しており、留学生が日本に対する正しい知識と認識を持つように工夫している。
- ・また、「専門基礎科目」は、専門科目を学ぶ上での基礎となる科目群で、基礎系と語学系に分かれている。基礎系の「情報リテラシー」は必修科目であり、ネットワークを介して情報を扱う上で重要な点について学ぶ科目を配置している。語学系には、英語・中国語・韓国語についての科目群と、留学生が対象の日本語科目を配置している。

・また、「英語 I・II」、「TOEIC I」、「英会話 I」では、入学直後に実施したプレースメントテストの結果に基づいた習熟度別のクラス編成を行って、受講生の理解度に合わせた丁寧な教育指導を実施している。

・キャリア教育は、1年次から3年次までの全学期には、順に「スタートアップセミナー I・II」、「キャリアプラン I・II」、「キャリアデザイン I・II」を配置して継続的に実施している。さらに、その後は、各学科・系の専門教育科目に引き継いで、3年次のゼミナール科目においては、卒業研究の準備と併せて就職や進学に対する指導を行っている。このように、4年次の「卒業研究 I・II」を含めて1年次から4年次まで継続してキャリア教育を実施する体制をとっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-3①】西日本工業大学学則 別表 1 教育課程表 全学共通科目 教養教育科目

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

・教授方法の改善を進める組織として、FD 委員会を設置している。【資料 3-2-11】

・また毎年度、全学研修会の中で FD 研修を開催しており、外部講師や専任教員による有用な教授方法の紹介や事例発表、シラバスの作成方法等についての研修を実施している。

・授業改善の一環として、毎学期、すべての学科・系において授業参観を実施している。各学科・系では一人の教員を指定し、その教員の授業参観を行う。基本的に授業を行う教員が、所属する学科・系の教員を参観するが、その参観者の意見や感想は報告書として提出し、参観授業の実施教員へフィードバックされる。なお、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、座学の対面授業がなかったため、参観を受ける教員を指定せず、参観者が自由に期間内にオンライン授業を選択し、授業参観を行った。【資料 3-2-12】

・また、各学期の後半には、その学期の全授業科目について学生による授業評価アンケートを実施する。アンケートの結果は、各教員にフィードバックして、授業改善に役立てられている。【資料 3-2-13】

・なお、以前は、毎学期、特定の科目を対象とした紙ベースの授業アンケートを実施していたが、平成 30（2018）年度前期から、全授業科目を対象とした Web 入力形式によるアンケートに移行した。

・教育課程の体系化の方策として、学科・系毎の「科目関連図」を作成している。【資料 3-2-14】

・また、学習支援のために Moodle システムを整備している。

・3-2-③で述べたように、各教育課程の中に学生の能動的な学びを促すための PBL 授業科目を適宜取り入れてきた。平成 29（2017）年度の FD 委員会において、各学科・系での PBL 授業科目の設定について、両学部で組織的な取り組みを行うことを決定した。これに基づいて、平成 30（2018）年度のカリキュラムにおいて、各学科・系とも各学年に 1 つ以上の PBL 科目を配置することとした。【資料 3-2-15】

・また、本学の PBL 授業科目の組織的な取り組みに関して、外部有識者へ意見聴取を行った。【資料 3-2-16】

・なお、上記取り組みと毎年改定されるシラバスガイドラインにより PBL 授業の推奨を行った結果、すべての授業科目の内約 50%が何等かの PBL 手法と取り入れた授業を転換している結果となっている。【資料 2-2-17】

・以上のことから、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成・工夫及び授業方法の工夫・開発を実行できていると判断している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-11】 西日本工業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則

【資料 3-2-12】 令和 2（2020）年度後期 教員授業参観の実施報告について

【資料 3-2-13】 令和 2（2020）年度前期授業アンケートの報告

【資料 3-2-14】 西日本工業大学 HP「令和 3（2021）年度 授業科目に関する情報について（科目関連図）」

【資料 3-2-15】 平成 29（2017）年度第 4 回 FD 委員会議事録及び資料

【資料 3-2-16】 平成 30（2018）年度第 1 回学務研究協議会議事録及び資料（教育に関する取り組み会議）

【資料 3-2-17】 令和 2（2020）年度第 6 回 FD 委員会資料 P23～

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

・シラバスの記載項目や記載方法については、FD 委員会で適宜点検して継続的な改善を行っており、今後も必要に応じて改善を進めて行く。

・また、PBL 科目の配置検討や、科目間のつながりを考慮した体系的な取り組みも視野に入れた検討を続けていく。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

・本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づき、その目的、達成すべき質的水準及び具体的な実施方法などについて、大学及び教育課程と授業科目毎に学修成果を評価する方針「アセスメント・ポリシー」を策定して、令和元（2019）年度から適用している。【資料 3-3-1】

・その目的は、(a) ディプロマ・ポリシーに定める「豊かな人間性と社会人基礎力」、「創意工夫力・問題解決力」、「専門的知識・技術の活用力及び実務型技術者としての実践力」の資質・能力に関する学修成果の把握・評価を行うこと、(b) 学修成果及び各授業の学習

成果を把握・評価することで、教育課程毎及び各教員の教育の質的向上に取り組むこと、(c) 学修成果を把握・評価することで学生自らが目標の振り返りや、新たな計画策定を行って学生自身でその成長を実感できるようにすること、(d) 社会が求める学修成果の把握・評価に関する教育情報を公表することの4つである。

・(a)と(b)において、学生の学修成果は、各科目の単位認定や半期ごとに算出される GPA 値等により教育課程における評価が行われている。教育課程の各科目では、ディプロマ・ポリシーの資質・能力に関する項目との対応が設定されており、各科目のシラバスに記載された「授業の到達目標」、「評価方法」に基づき学修成果の達成度が評価されている。卒業年度におけるディプロマ・ポリシーの資質・能力に関する学修成果の最終的な総合評価は、「卒業研究Ⅱ」で行う。このため、各教育課程において、卒業研究担当教員による「社会人基礎力」や「卒業論文などの成果」に関する項目と、複数教員による学生の卒業研究発表時の「プレゼンテーション」等に関する項目を定めて総合評価する形式をとっている。各学科の卒業研究Ⅱにおけるディプロマ・ポリシー (DP) 評価項目表は、【資料 3-3-2】のとおりである。

・(c) については、Active Portal (学務システム) 内にある「将来の夢・目標」を利用し、学生自身に半期ごとに前学期の反省及び今学期の目標設定を自己申告させた上で、担当教員からの評価や必要な指導を行うことで、学生自身でその成長を実感できるように工夫している。

・(d) については、教育課程で学生が修得した資質・能力に関する各項目についてデータ集積及び分析が終了したものから、暫時、本学 HP にて情報公表を行っている。

・資格取得に関しては、教育課程 (総合システム工学科、建築学科、情報デザイン学科) によって目指すべき主要な資格は異なるが、大学として「自主研究等学修成果として単位認定される資格・検定等の一覧表」【資料 3-3-3】にまとめている。学生はこの一覧表やガイダンス指導等を参考にして資格取得に挑戦しており、取得した資格の難易度に応じて自主研究の単位として認定している。平成 28 (2016) 年度から令和元 (2019) 年度の間の主な資格取得状況は、【資料 3-3-4】に示すとおりである。

・就職状況については、学生へのきめ細やかな就職活動支援を行って、高い就職内定率を維持している。過去 5 年間の就職内定率は、基準 2-3 (キャリア支援) で述べたとおりである。

・学生の学修到達度や満足度に関する調査として、「学生による授業評価アンケート」、「学修実態調査」、「学生満足度調査」、「卒業時アンケート調査」を行っている。また、「新入生アンケート調査」や「卒業生の就職先企業へのアンケート」及び「卒業後アンケート」等も実施している。

・「学生による授業評価アンケート」は【資料 3-3-5】、で示したように、各教育課程で開講されるほぼ全科目で半期毎に実施している。アンケート結果は、科目の担当教員へフィードバックされ、授業改善や向上を行うための資料となる。また、「教育課程別 (学科・系別)」、「専任・非常勤別」、「単独・複数担当者別」にアンケート結果を集約することによって、教育の質に偏りがないかについても点検しており、組織的な FD 活動を行っている。

・「学修実態調査」と「学生満足度調査」は、学部学生を対象として毎年 1 回実施している。前者は、学生の学修意識及び学修に関する実態を点検するために、後者は学生生活の

ニーズや満足度の実態を点検するためのもので、過去数年との比較結果も交えて報告された評価結果に基づき、継続的な改善に取り組んでいる【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】。

・「卒業時アンケート調査」は、卒業前の 2 月から 3 月に実施している。質問項目は、「満足度について」、「在学中に注力した内容について」、「成長の実感について」、「卒業後の進路について」、「本学に対する印象について」からなる。アンケート結果に基づき、教育改善に取り組んでいる【資料 3-3-8】。

・「新入生アンケート調査」は、入学直後の 4 月に実施している。質問項目は、「出身高校の課程」、「入試種別」、「入学理由」、「通学時間」、「入学前準備プログラムについて」等からなる。学生の学修到達度や満足度の向上を図る上で、学生たちの入学時の背景を知ることによって役立てている【資料 3-3-9】。

・「卒業生の就職先企業へのアンケート」では、本学卒業生が就職した企業等に対して、「採用及び業務遂行に当たって重視する事項」、「大学に求める教育内容・教授方法」、「本学卒業生の印象」等について、採用の立場からの意見を確認している。過去の結果とも比較しながら点検評価を行い、満足度の向上のための改善に役立てている【資料 3-3-10】。

・「卒業後アンケート」では、本学卒業生に対して現在の仕事の状況や本学の学びがどのように活かされているかを確認している。主な調査項目は、「現在の職業や業種について」「教育内容やサービスについて(学びの満足度・成長の実感・仕事への活用等)」「現在の仕事と必要なスキル・知識について(業務に必要なスキル)」である。企業アンケートを実施する約 100 社において、本学卒業生にアンケート調査に回答してもらい、その結果に基づいて教育改善に取り組んでいる【資料 3-3-11】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-1】 西日本工業大学 HP「西日本工業大学ポリシー」

【資料 3-3-2】 各学科・各系の「卒業研究Ⅱにおける DP 評価項目」

【資料 3-3-3】 自主研究等学修成果として単位認定される資格・検定等の一覧表

【資料 3-3-4】 西日本工業大学 HP「学生に関する情報（資格取得について）」

【資料 3-3-5】 令和 2（2020）年度前期授業アンケートの報告

【資料 3-3-6】 令和 2（2020）年度「学修実態調査」の結果報告

【資料 3-3-7】 令和 2（2020）年度「学生満足度調査」の結果報告

【資料 3-3-8】 令和 2（2020）年度「卒業時アンケート調査」の結果報告

【資料 3-3-9】 令和 2（2020）年度「新入生アンケート調査」の結果報告

【資料 3-3-10】 令和 2（2020）年度「卒業生の就職先企業へのアンケート」の結果報告

【資料 3-3-11】 令和 2（2020）年度「卒業後アンケート」の結果報告

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

・学修成果の測定及び調査結果は、教育評価室や関係部署が分析を行っている。【資料 3-3-12】 分析結果は、学長が議長を務める学務研究協議会で検討され、学長のリーダーシップの下で関係部局が連携を図っている。さらに、両学部の教授会にも報告されて、全学的な情報の共有が行われている。また、自己点検評価委員会において、自己点検・評価を行い、

学務研究協議会に報告している。改善が必要な場合には、具体的な改善内容を示した上で勧告することになっている。

- ・各科目の教育内容については、各教育課程のほぼ全科目で半期毎に実施している「学生による授業評価アンケート」の結果を担当教員にフィードバックすることにより、教員の自主的な授業改善を促している。

また、授業評価アンケートでの評価が低かった教員に対しては、学部長等が授業改善アドバイスを行って、授業改善を促している。

- ・成績の公平性の確保と学生等への説明責任を果たすため、授業科目については、履修者が少ない科目（原則 10 名未満の科目）を除き、各授業科目の成績（GP の分布）について、学内システムの「Active Portal」で教職員及び学生に公表している【資料 3-3-13】。

- ・毎学期の開始時に各学生には、「Active Portal」内にある「将来の夢・目標」の項目に学生自身で前学期の反省及び今学期の目標設定を自己申告させている。フィードバックとして、この自己申告内容をガイダンス担当教員が確認し、コメントの返信や必要に応じて学生との個人面談を行って学生の成長を促す指導を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-12】西日本工業大学教育評価室規則

【資料 3-3-13】Active Portal 掲示板（令和 2（2020）年度前期授業科目の GP（Grade Point）データについて

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学での学修成果の点検・評価は、令和元（2019）年度から導入したアセスメント・ポリシーに基づいて実施している。今後もこのポリシーに基づいて、大学及び教育課程と授業科目毎の学修成果の点検・評価を行い、その結果を教育の内容や方法及び学修指導の継続的な改善につなげていく。

【基準 3 の自己評価】

- ・本学は、教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し周知しており、単位認定や卒業認定等においてもディプロマ・ポリシーを踏まえた厳正な適用を行っている。

- ・成績評価の公平性の確保と学生への説明責任を果たすために、各授業科目の成績の GP 値分布を教職員及び学生に公表（履修者数が少ない科目は除く）している。

- ・GPA は、学生の学修指導において活用している。標準的な累計取得単位数を下回り、かつ半期 GPA 1.0 未満の場合には、当該学生はガイダンス教員から指導を受ける。さらに、この指導が 3 学期連続（休学期間を除く）で成業の見込みがない場合には、学長が今後の進路も含め、本人に退学勧告を行うことになっている。また一方で、この GPA 値は、特別奨学生の実績審査や学業奨励生の選考にも活用している。

- ・ディプロマ・ポリシーと一貫性を持たせたカリキュラム・ポリシーを策定し、周知している。その他、大学全体のカリキュラム・ポリシーに基づいて、各学科（教育課程）のカリキュラム・ポリシーに展開しており、これに従って各学科は教育課程を編成している。また、社会環境の変化や社会のニーズを踏まえた教育課程の見直しは常に行っている。

- ・シラバスは、FD 委員会で適宜点検して、継続的な改善を行っている。毎年、次年度開講科目のシラバス作成依頼前に、適切なシラバス作成のためのガイドラインを全教員（非常勤講師も含む）へ配布している。また、作成されたシラバスの第三者チェックも毎年実施している。
- ・履修登録単位は、上限を半期 24 単位とし、単位制度の実質を保つ工夫を行っている。
- ・教養教育も適切に実施している。「教養教育科目」として分類され、「基礎スキル科目」、「総合共通科目」、「専門基礎科目」の各区分で卒業に必要な最低修単位数が設定されており、専門教育に偏りすぎないバランスの良い人材養成教育を行っている。教養教育を担当する教員は、各学科に所属しており、専門教育科目の担当教員との連携を図っている。
- ・教授方法の工夫については、各教育課程の中にアクティブ・ラーニングを促すために、大学全体で組織的な取り組みを行っており、各教育課程の各学年で 1 つ以上の PBL 科目を配置している。また、本学の PBL 授業科目の組織的な取り組みに関しては、外部有識者による意見聴取を行っている。
- ・教授方法改善に関する様々な検討や企画運用を行う全学的な組織として、FD 委員会が設置されており、授業改善の検討及び FD 研修会や教員間の授業参観の実施等、組織的な運用を行っている。
- ・様々なアンケート調査等によって、学修成果の点検・評価を行っており、その結果を教育の内容や方法の改善及び学修指導の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確 立・発揮

・西日本工業大学教育職員役職規程（以下、「教育職員役職規程」という。）第 3 条に学長の職務として「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統監する」と定めている。学長の補佐体制として、学長補佐（理事・教授）を配置しており、学長補佐は学長が議長となる会議には全て構成員又はオブザーバーとして参加している。学校教育法の改正を受け、教授会の審議事項（学生の入学、卒業、学位の授与に関する事項及び教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項）以外の教学マネジメント等重要事項については、学務研究協議会で審議している【資料 4-1-1】。

・学務研究協議会は、通常毎月、当協議会より先に開催される各専門委員会で審議された事項を、学務研究協議会の議（機関決定）を経て学長が決定している。学務研究協議会では、学長の諮問事項や教学マネジメント及び大学運営に関する重要事項、また緊急的な課題等を協議しており、議長である学長以下、主要の教育職員役職者と事務局長等で構成されている。その他、人事委員会、入試審議会、自己評価総括委員会等、大学の重要事項を審議する会議の議長は、全て学長である【資料 4-1-2】。

・また、本学園のガバナンス・コード第 3 章「教学ガバナンス（権限・役割の明確化）」でも学長の責務とリーダーシップについて定義している【資料 4-1-3】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-1】西日本工業大学教育職員役職規程

【資料 4-1-2】令和 3 年（2021）度会議構成員並びに委員会名簿

【資料 4-1-3】学校法人西日本工業学園ガバナンス・コード

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

・教育職員役職規程により、学長以下、教育職員役職者の職務と学長の補佐体制が明確に定められている。【資料 4-1-1】

・また、本学園のガバナンス・コード第 3 章「教学ガバナンス（権限・役割の明確化）」でも役割の明確化を定義している。【資料 4-1-3】

・教務部、学生部、入試広報部の部長のもと、補佐体制として各部に次長を配置している。

【資料 4-1-4】

・工学研究科長、学部長、教務部長、学生部長、入試広報部長及び事務局長は学務研究協議会をはじめ学長が議長を務める主要会議の構成員であるとともに、危機管理員として、危機管理責任者である学長を補佐し、危機的事象が生じた場合には直ちに学長を本部長として危機管理対策本部を立ち上げることとしている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-5】

・各学部については、学長の総督の下、学部長が運営を行っている。教授会は学部長が議長として招集し、学生の入学・休退学・卒業・学位授与に関することなど教育に関する重要な事項を審議する。また、学長が教育に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なことについては教授会規則に定めている。【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-4】 令和 3（2021）年度 教育職員役職者名簿

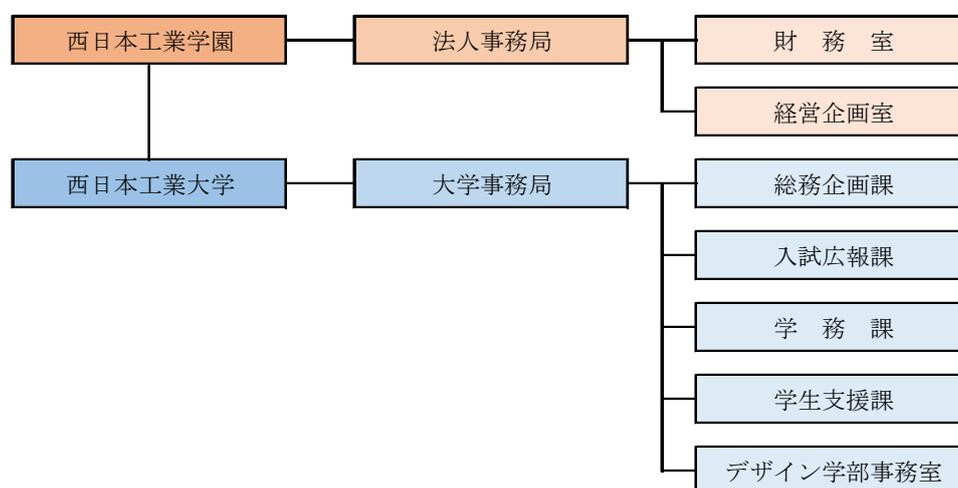
【資料 4-1-5】 西日本工業大学危機管理規則

【資料 4-1-6】 西日本工業大学教授会規則

【資料 4-1-7】 西日本工業大学教授会の審議事項に関する細則

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

・大学の使命・目的の達成及び教学マネジメントの遂行のため、必要な事務職員を適切に配置している。事務職員は学園事務組織規程に定められた業務を適切に遂行している。【資料 4-1-8】また、学園職務権限規程を定め、事務局長以下の役割と権限を明確化している。図 4-1-1 のとおり法人事務局と大学事務局にそれぞれ事務局長を置き、それぞれの事務局を統括している。【資料 4-1-9】



【図 4-1-1 事務局組織図】

・各会議・委員会は規則等に事務所管を定め、教授会に係る会議等以外は、所管部署の事務職員も構成員として会議に参加しており、教職協働で大学を運営する体制を確立している。【資料 4-1-2】

・教務全般の企画・運営業務を担当する学務課に、カリキュラムコーディネーターを任命した事務職員を配置しており、定期的カリキュラム編成等の外部研修受講を課すとも

に、カリキュラムの編成作業等に責任をもって従事し、教学マネジメントに携わっており、カリキュラムに関する協議には、学務研究協議会の構成員として参加する。【資料 4-1-10】
・入試広報業務を担当する入試広報課の事務職員に、アドミッション・オフィサーを任命し、総合選抜における事前面談等に従事している。【資料 4-1-11】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-8】 学校法人西日本工業学園事務組織規程

【資料 4-1-9】 学校法人西日本工業学園職務権限規程

【資料 4-1-10】 西日本工業大学カリキュラムコーディネーターに関する規程

【資料 4-1-11】 西日本工業大学アドミッション・オフィサーに関する規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

・大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップは教育職員役職規程や学園ガバナンス・コードで定義されている。権限の適切な分散と責任の明確化についても教育職員役職規程に則り適切に運営されている。職員の配置と役割の明確化についても学園事務組織規程及び学園職務権限規程に則り適切に運営されている。今後は自己点検・評価と PDCA サイクルによる内部質保証を強化し、さらなる教学マネジメントの機能性の向上に努める。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

・本学は、工学部の総合システム工学科、デザイン学部の建築学科及び情報デザイン学科の 2 学部 3 学科で構成されているが、大学及び各学科の教育目的及び教育課程に即した教員組織の維持、教員数の確保を図っており、大学設置基準の定めるところによる必要な専任教員数（教授数）は、全体で 51 人（26 人）であるが、本学の教員の現員は 53 人（29 人）となっており、適切に運営している。【資料 4-2-1】

・専任教員の他、非常勤講師を 61 人任用し、英語の少人数クラスや英会話への対応、外国語（中国語・韓国語）への対応、資格取得関係科目や企業から技術者等を招聘した実務家教員による実践的教育への対応を施すなど、教育の一部を補完している。

・専任教員 1 人当たりの在籍学生数は、工学部は約 33 人、デザイン学部は約 28 人となっており、2 学部平均は約 31 人である。学部の専門教育科目の主要な科目（必修科目等）には専任教員を配置している。【資料 4-2-1】

・教員の年齢構成は、両学部共に 40 歳代と 50 歳代が一番多く、工学部では 30 歳代も多

い。これは、多くのプロパー教員が過去5年から6年で定年退職を迎え、その後任の採用の際、年齢構成も考慮して採用人事の計画を立てたことによるもので、教員の年齢構成のバランスは改善されている。【資料4-2-1】

・本学大学院は1研究科1専攻2分野で、大学院設置基準の定めるところによる必要な研究指導教員数等は7人であるが、現員はすべて大学の兼担教員で○合教員が33人、合教員は10人となっており、研究指導の人員は十分に確保されている。

・以上、各学科には必要な数の専任教員が配置され、教養教育及び専門分野を適切に教育できる体制が整えられている。教員の年齢構成のバランスもここ近年で改善されており、本学の教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置ができています。

・本学の教員採用については、まず、法人と大学の調整機能を担う経営協議会で定年退職予定者も含めた採用人事計画を審議する。この経営協議会には学部長も構成員として出席しており、学部、学科の意向等も踏まえた人事計画の骨子を策定の上、人事委員会で対象学科から具申のあった募集する教員の専門分野、担当授業科目、資格等を踏まえ具体的な教員採用募集要項を決定する【資料4-2-2】。人事委員会は、学長、工学研究科長、学部長及び大学事務局長で構成されており、教員採用募集要項が人事委員会の議を経て、学長が決定した際には速やかに学内関係者への推薦依頼、JREC-IN（国立研究開発法人科学技術振興機構）の求人登録及び本学HPで教員募集の告知を行う。【資料4-2-3】

・教員の選考は、教育職員選考規則及び教育職員選考基準に関する規程を基に一次審査は書類選考、二次審査は面接審査（プレゼンテーションを含む）を実施する。書類選考の資料は履歴書、教育研究業績書の他、本学での教育研究に対する抱負や可能な限り当該応募者の指導者や上司等の推薦状を取るようになっている。【資料4-2-4】書類で選考された面接候補者に対しては、面接及び専門分野におけるプレゼンテーションを行う。面接は、理事長、学長、人事委員会委員（工学研究科長、学部長、大学事務局長）及び募集する専門分野の教員で行う。面接審査終了後、人事委員会で採用候補者を選考のうえ、理事会で決定する。

・昇任人事については、9月の人事委員会で学長が学部長に次年度昇任候補者の選出を指示し、学部長は学科長と調整の上、昇任候補者を学長に報告の上、経営協議会の承認を経て、学科長及び昇任候補者に書類の提出を依頼する。書類は、学科・系からの昇任推薦書、教員昇任申請書、申請理由書、昇任候補者からの履歴書、研究等実績書、今後の教育研究についての計画と抱負を提出させ、人事委員会で審査の上、昇任候補者として決定する。

【資料4-2-5】

【エビデンス集（資料編）】

【資料4-2-1】西日本工業大学HP「教員に関する情報」

【資料4-2-2】令和4（2022）年度教員公募要領

【資料4-2-3】西日本工業大学HP「令和4（2022）年度教員の公募について」

【資料4-2-4】教員採用に関する書類

【資料4-2-5】教員昇任に関する書類

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

・本学では、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）委員会を中心に教育内容と方法に関する改善を行う組織的なFD活動を実施している。【資料4-1-6】

【教員相互の授業参観】

・この授業参観は、平成25（2013）年度から専任教員を対象に半期に1回の頻度で実施している。毎学期の授業参観期間は2週間としている。

・各教育課程の責任者には、参観授業を行う教員の1名選出（各教育課程の実施者は基本的にローテーションする。）とその教員が実施する参観授業科目（原則として異なる2科目）の開講曜日と時限を事務局に報告し、その情報を取りまとめて、全教育課程で実施する授業参観の計画表を作成している。各教員は、原則として自分が所属する教育課程の参観授業に出向いて参観し、参観報告書を事務局へ提出することを義務付けている。毎学期、各教員は少なくとも1回は授業参観を行って教員間での授業方法についての学びの機会を設けている。このため、何らかの事情で所属する教育課程の科目で授業参観ができない場合は、他学科の授業参観も可としている。

・各教員から提出された授業参観報告書の内容は、先のFD委員会と学長に報告され、その後、参観授業を行った教員へフィードバックされる。

・なお、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、前期は授業参観を中止し、後期には、座学の対面授業がなかったため、参観を受ける教員を指定せず、参観者が自由に期間内にオンライン授業を選択し、授業参観を行った【資料4-2-7】。

【学生による授業評価アンケート】

・この授業評価アンケートは、半期毎に実施している。当初、一部の科目を対象とした紙ベースのアンケートだったが、平成30（2018）年度からは「Active Portal」上でのWebアンケートの形式に変更し、各教育課程で開講されるほぼ全科目で実施されるようになった。アンケート結果は、科目の担当教員へフィードバックされ、授業改善や向上を行うために活用される。また、「教育課程別（学科・系別）」、「専任・非常勤別」、「単独・複数担当者別」にアンケート結果を集約することによって、教育の質に偏りがないかについても点検しており、組織的なFD活動の基礎データとなっている【資料4-2-8】。

・また、授業評価アンケートでの評価が低かった教員に対しては、学部長等が授業改善アドバイスを行い、授業改善を促している。

【FD研修会】

・例年行われる全学研修会の中で、FD研修を実施している。最近6年間のFD研修の内容は、表4-2-1に示すとおりである。

・主に授業改善に関する講演や教育の質保証に関する研修などを常勤教員に向けて継続的に実施している。

【表4-2-1 最近6年間のFD研修のまとめ】

年 度	FD研修のテーマ
平成27(2015)年度	・クリッカーシステムの導入と試行事例（双方向授業の事例発表）

平成 28(2016)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三つのポリシーの見直し背景と役割及び関連する教育改革 ・ 高大接続改革で高校教育・大学教育はこう変わる (求められる大学教育の質的転換とは)
平成 29(2017)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ PBL を基軸とした工学教育プログラム
平成 30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元 (2019) 年度開講科目向けシラバス作成ガイドライン (変更点と大事な項目) ・ アセスメント・ポリシーを踏まえた成績評価について
令和元 (2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 (2020) 年度開講科目のシラバス作成について
令和 2 (2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい授業形態の事例発表

【ティーチング・ポートフォリオ】

・ 令和 2 (2020) 年度に、教育・授業に特化した評価 (教育の責任・教育の理念・教育の方法、教育の成果・評価、改善と今後の目標) のティーチング・ポートフォリオの試行を行った。専任教員は、担当授業の内容や教育方法などについてふりかえり、学生の授業アンケート結果も踏まえ、今後の改善を行った【資料 4-2-9】。

・ その後、FD 委員会において、ティーチング・ポートフォリオも含む教員の教育・研究評価方法の見直しを行い、図 4-2-1 に示すとおり、教育の質保証システムにおける各教員の PDCA サイクルの一環として、令和 3 (2021) 年度からティーチング・ポートフォリオを本格導入した【資料 4-2-10】。

教育の内部質保証システムにおける大学・学科等・各教員のPDCAサイクル

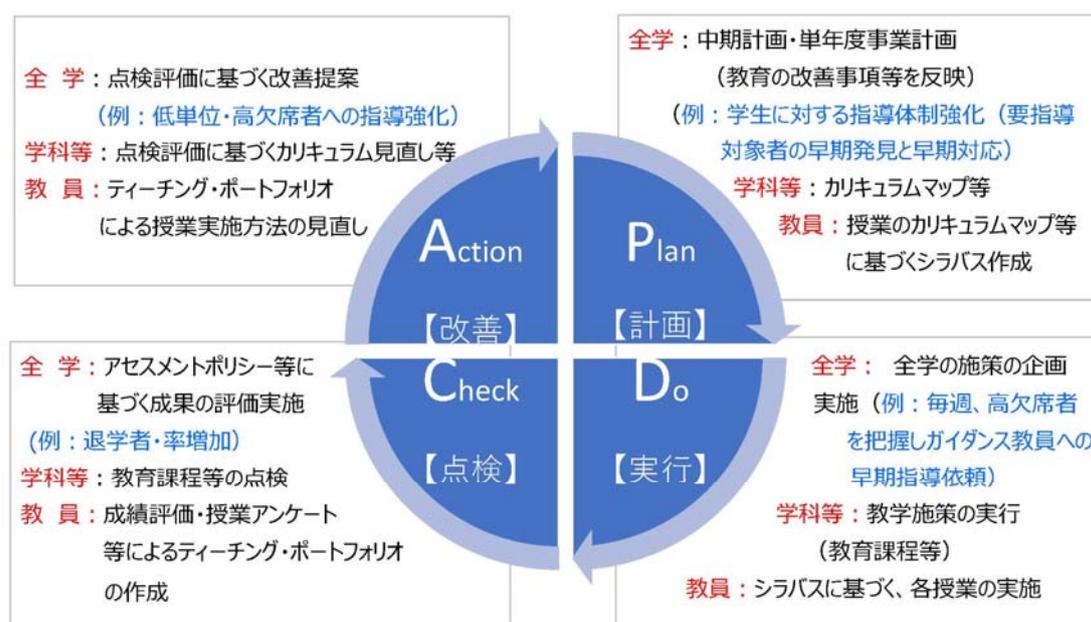


図 4-2-1 教育の内部質保証システムにおける大学・学科等・各教員の PDCA サイクル

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-6】 西日本工業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則

【資料 4-2-7】 令和 2（2020）年度後期 教員授業参観の実施報告について

【資料 4-2-8】 令和 2（2020）年前期授業アンケート結果の報告について

【資料 4-2-9】 令和 2（2020）年 8 月学務研究協議会議事録・資料（ティーチング・フォリオの試行について）

【資料 4-2-10】 令和 3（2021）年 2 月 FD 委員会議事録・資料（教育の教育・研究評価方法の改善について）

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・FD 活動に関しては、以前より全学を対象とした組織的な取り組みを行っている。
- ・新しい FD 活動の一環として、令和 2（2020）年度に教員へのティーチング・ポートフォリオを試行的に導入し、令和 3（2021）年度から本格導入を行った。今後も、ティーチング・ポートフォリオの記載内容の改善を行いながら、これを活用した各教員の授業改善活動を推し進めていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

・本学は、スタッフ・ディベロップメント（以下、「SD」という。）規程【資料 4-3-1】に基づき、計画的に SD 研修を実施している。SD 研修の体系としては、学内研修、外部団体研修及び自己啓発研修に分類しており、学内研修については年 2 回、役員・教職員を対象に全学研修会で実施している【資料 4-3-2】。また、必要に応じて事務職員のスキルアップを趣旨とした研修（例：Excel 研修等）を適宜開催し、事務職員としての資質向上を図っている。新規採用教職員に対しては、4 月の入職時に新規採用教職員研修会を開催し、大学の方針、学生受入方針、教育方針、学生指導方針、研究・地域貢献方針等を教授している【資料 4-3-3】。

・令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、全学研修会で「ポストコロナ時代の西日本工業大学の教育を考える」と「ハラスメント防止研修」をオンラインで開催し、業務等で参加できない教職員については、オンデマンドで受講を促したため、100%の受講率となった。また、新型コロナの影響で、例年の外部研修が中止又はオンラインとなったことから、事務職員全員に最新版の SD 用テキスト（大学教職員の基礎知識）を配付し、自学を促した。

【令和 2（2020）年度 SD 研修会】

・前期 SD 研修会

日 時 令和 2 (2020) 年 9 月 10 日 (木) 13:00~14:00

テーマ 「ポストコロナ時代の西日本工業大学の教育を考える」

講 師 学長 片山 憲一 氏

・後期 SD 研修会

日 時 令和 3 (2021) 年 3 月 25 日 (木) 15:00~16:00

テーマ 人権問題研修「先生、それ、〇〇ハラです」ハラスメント ゼロを目指して

講 師 キャリア&ライフデザイン 代表 太田 由美子 氏

・また、本学は九州国際大学、九州栄養福祉大学、東筑紫短期大学、西南女学院大学・短期大学部と連携協定を締結し、大学連携事業の一環として SD 研修会や IR 研究会を共同開催している。この研修については、令和元年度まで北九州市から大学連携事業に対する助成金により運営している【資料 4-3-4】【資料 4-3-5】。なお、令和 2 (2020) 年度については、新型コロナウイルス感染対策のため、中止となった。

【令和元年度の開催実績】

・第 1 回大学連携 SD 研修会

日 時 令和 2 (2020) 年 1 月 24 日 (金) 15:00~17:00

場 所 本学大学院・地域連携センター401 講義室

テーマ 「危機管理と地域防災」

講 師 村上 真理 氏 (九州国際大学現代ビジネス学部 教授・学生部長)

菊池 大介 氏 (北九州市危機管理室 災害対策担当課長)

・第 2 回大学連携 SD 研修会

日 時 令和 2 (2020) 年 2 月 25 日 (火) 15:30~17:00

場 所 本学小倉キャンパス 303 講義室

テーマ 「変わる大学ー「知識」を捉える眼差しの変化からー」

講 師 河本 達毅 氏 (文部科学省高等教育局専門教育課 科学・技術教育係長)

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

・引き続き教職員の資質向上を目指した全学的な SD 研修と、4 大学 2 短期大学連携 SD 研修を中心に研修計画を策定するが、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、オンラインやオンデマンドを活用した新しいスタイルでの研修等を取り入れ、内容の充実を図る。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 スタッフ・ディベロップメント規則

【資料 4-3-2】 過去の SD 研修実績一覧

【資料 4-3-3】 令和 3 (2021) 年度新規採用教職員研修会資料

【資料 4-3-4】 令和元 (2019) 年度大学連携事業完了実績報告書

【資料 4-3-5】 北九州私立大学・短期大学連携 SD 研修実績一覧

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

・大学の施設は、おぼせキャンパスは総務企画課、小倉キャンパスは財務室がそれぞれ管理・運営している。

・大学の施設、設備整備については、法人と大学で調整し、事業計画の基盤整備部門に整備計画を策定の上、予算も併せて3月の理事会及び評議員会に提案し、計画的に整備を行っている。

・学長は必要に応じて教育研究設備整備更新調査を実施し、設備整備、更新が必要と判断した場合は、法人と相談の上、学長査定特別教育研究事業（設備系）の予算計上について経営協議会の承認を経て、理事会及び評議員会に提案し、整備を行っている。その際、文部科学省の研究設備、教育基盤設備等の補助金募集がある場合は、積極的に活用している。

・全教員には個人研究室を手当しており、卒業研究を担当する教員には個人研究室に隣接した卒業研究室も手当している。

・おぼせキャンパスには、総合実験実習センター等の様々な実験・実習室を備えた施設があり、両キャンパスとも、全ての施設には Wi-Fi 環境と LAN コンセントを整備している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

・毎年、全学研修会で「公的研究費の不正防止と研究者倫理」をテーマに研修会を開催している【資料 4-4-1】。当該研修会は特に教員に対する受講管理も行っている。

・学生に対しては、毎年「研究倫理及びコンプライアンス教育」を実施している。対象は、学部1年生、3年生（卒業研究着手前に実施）及び大学院1年生で、学部1年生はスタートアップセミナー（キャリア系科目）、3年生はゼミナール、大学院生は各研究室で、eラーニング形式で実施しており、「責任ある研究・創造活動について」と題した動画を視聴の上、Active Portal（教務システム）でミニテストを実施し、研究倫理に対する理解と重要性を促している【資料 4-4-2】。

・また、「研究活動に係る行動規範」、「研究倫理に関する規則」及び「公的研究費の不正防止に関する規則」を整備し、教職員に対する研究倫理等の適切な管理運営と不正防止に対する啓発に努めている【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 令和 2（2020）年度「公的研究費の不正防止と研究者倫理」研修会資料

【資料 4-4-2】 令和 2（2020）年度研究倫理及びコンプライアンス教育の実施依頼

【資料 4-4-3】 西日本工業大学研究活動に係る行動規範

【資料 4-4-4】 西日本工業大学公的研究費の不正防止に関する規則

【資料 4-4-5】 西日本工業大学研究倫理に関する規則

4-4-③ 研究活動への資源の配分

- ・毎年度、全教員に対して個人研究費を予算配当している。
- ・年度初めに教員に対し学長査定特別教育研究事業を募集している。令和 3 年度の申請部門は、重点教育部門、重点研究部門、課外科学技術活動部門、地域志向部門、SDGs 部門及びカーボンニュートラル推進部門で、申請された事業については、学長が必要に応じて申請者にヒアリングを行い、査定の上、予算配当している。また、新規採用教員に対しては、学長査定予算からスタートアップ経費として、一律 50 万円の予算を配当している。【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】
- ・地域・産学連携センターが中心となり、外部資金の獲得を積極的に奨励しており、外部資金の獲得額（科学研究費を除く）は 3 年連続で増加している。

【外部資金獲得状況】

令和 2 (2020) 年度	令和元 (2019) 年度	平成 30 (2018) 年度
48,992,750 円 (38 件)	40,290,400 円 (39 件)	28,106,500 円 (31 件)

- ・獲得した外部資金については、金額の 10%を間接経費として控除の上、獲得した教員に予算配当されるが、控除した 10%の内、5%相当額を個人研究費に増額して予算措置し、外部資金獲得に対するインセンティブとしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-6】 令和 3 (2021) 年度学長査定特別教育研究事業計画申請要領

【資料 4-4-7】 令和 3 (2021) 年度学長査定特別教育研究事業一覧

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・研究環境の整備と適切な運営・管理については、引き続き法人と大学が連携して計画的に実施する。また、研究倫理の確立と厳正な運用については、今後も教職員及び学生に対する教育並びに啓発に努める。研究活動への資源の分配については、学長査定特別教育研究事業の内、固定経費化している事業があるので、査定ルールの見直し等を行い、新たなジャンルの研究に支援できるよう改善する計画である。

【基準 4 の自己評価】

- ・学長は教学マネジメントなどを機関決定する学務研究協議会をはじめ、大学の重要な機関決定を担う全ての主要会議の議長を務め、リーダーシップを発揮している。また、学長の補佐体制として学長補佐（理事・教授）を配置し、学長が議長を務める会議等に構成員又はオブザーバーとして参加している。大学の主要会議には、工学研究科長、学部長、教務部長、学生部長、入試広報部長及び事務局長が構成員であり、学長の補佐体制を構築している。
- ・権限の適切な分散と責任の明確化については、「教育職員役職規程」で明確化されており、当該規程に基づき適切に運営されている。また、事務職員の配置と役割の明確化についても、「学

園事務組織規程」及び「学園職務権限規程」で明確化されており、学務課の事務職員にカリキュラムコーディネーターを、入試広報課の事務職員にアドミッション・オフィサーを任命しており、教学マネジメント等の企画・運営に積極的に携わっている。

・教員の採用については、本学の教育目的及び教育課程に即した候補者を、各学部、学科、系の意見も踏まえ学内推薦も併せて広く公募し、「教育職員選考規則」及び「教育職員選考基準に関する規程」を基に公正かつ厳正に審査の上、採用している。

・FDについては、FD委員会を中心にFD研修会、授業参観、学生へのアンケート調査及びシラバスの相互チェック等、企画・立案・実施し、教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施を行っている。

・SDについては、SD規程に基づき、教職員の資質・能力向上及び人権に関する問題等の研修を行い、教職員の資質向上に努めている。

・研究支援では、中期計画及び毎年度の事業計画等を基に、計画的に教育研究施設、設備の整備を行っており、必要に応じて文部科学省の研究設備、教育基盤設備等の補助金を活用して整備を推進している。また、研究倫理については、教職員及び学生に対する研究倫理教育を徹底するとともに、「研究倫理に関する規則」及び「公的研究費の不正防止に関する規則」を整備し、教職員に対する研究倫理等の管理・運営と不正防止に対する啓発に努めており、基準4「教学マネジメントの機能性、教員の配置・職能開発等、職員の研修、研究支援」の基準を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明・自己評価】

・「学校法人西日本工業学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第 3 条において、法人の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、広く学問の研鑽を通じて、人間性に支えられた高度な工業技術者を養成すること」と規定し、法令を遵守して学校教育を行うことを表明している【資料 F-1】。

・「学校法人西日本工業学園倫理綱領」（以下、「倫理綱領」という。）を制定し、学園が倫理性の高い経営を行うことを表明、理事者及び教職員の行動の指針としている【資料 5-1-1】。

・寄附行為に掲げる目的は「建学の精神」に反映されており、学長が作成する年次の事業計画等により、その実現に向けて継続的に努めている【資料 F-6】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 F-1】 学校法人西日本工業学園寄附行為

【資料 F-6】 令和 3（2021）年度事業計画

【資料 5-1-1】 学校法人西日本工業学園倫理綱領

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明・自己評価】

・環境保全、人権、安全への配慮については、倫理綱領により教職員に啓発するほか、関連規程等を整備し、各所管部署において適切に対応している。

A. 環境保全

・省エネルギーの観点から、「クールビズ」の実施や空調の集中管理をするとともに、既存の空調設備の高効率機器への更新を適宜行っている。

・平成 25（2013）年 3 月、おぼせキャンパスに地中熱や太陽光を利用する環境負荷の少ない新本館を建設した。また、小倉キャンパスでは、キャンパス内照明を平成 29（2017）年 9 月に、省エネルギーで長寿命の LED 照明に更新した。

B. 人権

・「学校法人西日本工業学園個人情報保護に関する規程」及び「西日本工業大学ハラスメント防止規程」を制定するとともに、定期的に人権をテーマとした教職員研修会を実施している。【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】

・平成 28（2016）年 1 月、個人番号及び特定個人情報の取扱いについて定めた「学校法人西日本工業学園個人番号及び特定個人情報取扱規則」を制定した【資料 5-1-4】。

C. 安全

・「西日本工業大学安全衛生管理規程」及び「西日本工業大学防火・防災管理規程」を制定するとともに、包括的な審議機関として安全衛生委員会を設置している【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】。

・工業大学の特殊性から、実験・実習時の安全確保については特に気を付けており、安全に関する授業の実施や環境の整備等により、安全確保に努めている【資料 F-5】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-2】 学校法人西日本工業学園個人情報保護に関する規程

【資料 5-1-3】 西日本工業大学ハラスメント防止規程

【資料 5-1-4】 学校法人西日本工業学園個人番号及び特定個人情報取扱規則

【資料 5-1-5】 西日本工業大学安全衛生管理規程

【資料 5-1-6】 西日本工業大学防火・防災管理規程

【資料 F-5】 学生便覧令和 3（2021）年度（P102～103）実験・実習における安全確保について

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

・法人及び大学は、寄附行為及び学内諸規定に基づいた運営を行い、関連諸規定も順守した誠実かつ適切に運営を行い、多様化する社会的要請に対して真摯に対応している。今後も法令改正等の動向に注視し、適切な運営を行っていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明・自己評価】

・理事会は学園の最高意思決定機関であり、学園の重大な業務を決定している。その開催頻度等は理事会で決定されるが、現在は定例会議を 3、5、9、11 月の年 4 回開催している。なお、過去 3 年間の理事会の出席状況は表 5-2-1 のとおりで、欠席の理事からも書面で意

思表示されており、意思決定機関として十分に機能している【資料 5-2-1】。

【表 5-2-1 理事の出席状況】

	開催数	臨時	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
2018 年度	月日	4 月 4 日	5 月 30 日	9 月 19 日	11 月 21 日	3 月 27 日
	出席状況	7/7	5/7	7/7	7/7	7/7
2019 年度	月日		5 月 22 日	9 月 18 日	11 月 20 日	3 月 18 日
	出席状況		5/7	6/7	7/7	6/7
2020 年度	月日		5 月 27 日	9 月 30 日	11 月 25 日	3 月 17 日
	出席状況		5/7	7/7	7/7	6/7

・理事は寄附行為の規定に基づいて選任されるが、現状 7 人中 4 人が地元を代表する企業経営者等の外部理事であり、構成の多様化が図られている【資料 5-2-2】。

・経営協議会は、理事長が主催する学園の会議であり、法人及び大学との連絡調整を図ることを目的とし、「学校法人西日本工業学園経営協議会規則」で規定されている。業務を決定する権限はないが、経営と教学部門の主要メンバーが活発に協議する場であり、その後の意思決定の迅速化に寄与するだけでなく、相互チェック機能を発揮している。現在は月 2 回開催されており、多岐に亘る事項が機動的に協議される体制となっている。また、理事会の補佐的役割を担い、理事会及び評議員会に提出する議案等の確認も実施している【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 令和 2（2020）年度第 1 回理事会議事録及び資料

【資料 5-2-2】 平成 29（2017）年度第 3 回理事会議事録及び資料

【資料 5-2-3】 学校法人西日本工業学園経営協議会規則

【資料 5-2-4】 令和元（2019）～2（2020）年度経営協議会案件一覧表

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

・理事会を中心に適切かつ機動的に意思決定が行われており、学園の規模に合った効率的な体制として継続する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【事実の説明・自己評価】

・学園内の意思決定の円滑化については、学園自体が小規模であることから、基本的に問題とならないが、法人及び大学間については、経営協議会が有効に機能しており、業務決定の迅速化と円滑化に寄与している。

・経営協議会は、法人及び大学間の連絡調整のための機関と位置付けられているが、多岐に亘る事項がタイムリーに協議されており、迅速な意思決定に資するだけでなく、両部門の相互チェック機能も果たしている。

・大学の各管理運営部門間については、毎週月曜日に事務局連絡会を開催し、その円滑化及び緊密化を図っている【資料 5-3-1】。

・監事は寄附行為の規定に基づいて 2 人選任されているが、1 人は大学に精通した元学科長、他の 1 名は公認会計士であり、監査に必要な専門性を十分に有している。なお、過去 3 年間の監事 2 人の理事会への出席状況は表 5-3-1 のとおりであり、その牽制機能を十分果たしている【資料 5-3-2】。

【表 5-3-1 監事の理事会への出席状況】

	開催数	臨時	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
2018 年度	月日	4 月 4 日	5 月 30 日	9 月 19 日	11 月 21 日	3 月 27 日
	出席状況	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
2019 年度	月日		5 月 22 日	9 月 18 日	11 月 20 日	3 月 18 日
	出席状況		2/2	2/2	2/2	2/2
2020 年度	月日		5 月 27 日	9 月 30 日	11 月 25 日	3 月 17 日
	出席状況		2/2	2/2	2/2	2/2

・評議員は寄附行為の規定により 17 人選任されており（学識経験者 11 人、教職員代表者 4 人、卒業生 2 人）、構成の多様化が図られている。現在は定例会議を 3、5、9、11 月の年 4 回開催しているが、寄附行為に定められた重要な事項が諮問されるほか、法人及び大学に関する様々な情報が報告されている。なお、過去 3 年間の評議員の出席状況は表 5-3-2 のとおりであり、欠席の評議員からも書面で意思表示されており、諮問機関として十分に機能している【資料 5-3-3】。

【表 5-3-2 評議員への出席状況】

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
2018 年度	月日	5 月 30 日	9 月 19 日	11 月 21 日	3 月 27 日
	出席状況	13/16	14/16	13/16	15/16
2019 年度	月日	5 月 22 日	9 月 18 日	11 月 20 日	3 月 18 日
	出席状況	11/16	13/16	14/16	15/16
2020 年度	月日	5 月 27 日	9 月 30 日	11 月 25 日	3 月 17 日
	出席状況	7/16	15/16	16/16	14/16

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 令和 2（2020）年度事務局連絡会開催一覧

【資料 5-3-2】 監事監査報告書（令和 2（2020）年 5 月 12 日付）

【資料 5-3-3】 令和元（2019）～2（2020）年度評議員会への諮問事項等一覧表

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

・学園内の意思決定は円滑にされており、業務の決定及び執行に関する相互牽制も機能しているため、現体制を継続する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明・自己評価】

・本学では、平成 16（2004）年から学園の中期計画（5 年間）を策定しており、当該計画を指針として、年次の事業計画策定や予算編成を行っている【資料 5-4-1】。

・直近（令和元（2019）年度～5（2023）年度）の中期計画では、「経常収支の均衡」を達成すべき項目とした。在籍学生数の増加に伴う学納金収入の増加や予算執行段階で節減に努めたことなどが奏功し、令和元（2019）年度及び令和 2（2020）年度に経常収支差額の均衡を達成した【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 F-11】。

・年次の予算は、「学校法人西日本工業学園予算管理規程」に則って編成されるが、予算編成方針策定の段階から機関決定の手続きを経ており、理事会による適切なガバナンスが確立している【資料 5-4-4】【資料 5-4-2】【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】。

・財務状況等を客観的に把握し、経営状態の問題点を早期に発見するため、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）が作成した「自己診断チェックリスト」を採用して、年次で財務比率や管理運営を点検・分析している。当該分析の結果は理事会及び評議員会に報告され、理事者等の意思決定の参考となる体制になっている。【資料 5-4-7】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-11】 決算書・監事監査報告書（平成 28（2016）～令和 2（2020）年度）

【資料 5-4-1】 中期経営目標（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）

【資料 5-4-2】 令和 2（2020）年度第 1 回理事会議事録及び資料

【資料 5-4-3】 令和 3（2021）年度第 1 回理事会議事録及び資料

【資料 5-4-4】 学校法人西日本工業学園予算管理規

【資料 5-4-5】 令和元（2019）年度第 4 回理事会議事録及び資料

【資料 5-4-6】 令和 2（2020）年度第 3 回理事会議事録及び資料

【資料 5-4-7】 自己診断チェックリスト（令和元（2019）年度）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明・自己評価】

・学納金は、本学の収入の約 80%を占めている。入学定員を充足し、安定した収入を確保している。入学定員充足率の推移は表 5-4-1 のとおりである。入学定員の充足に加え、経費の支出削減の自助努力などにより、大学の財政状況を表す重要な指標ともいえる経常収支差額比率は、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度まで 3 年連続収支均衡（黒字）となっている。令和 3（2021）年度は、予算の段階であるが収支均衡（黒字）となる見込みである。

・経常収支差額比率の推移は、表 5-4-2 のとおりである。これは私学事業団が作成した「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」では、本学の現状は「A3」段階（正常状態）に相当する。

【表 5-4-1 過去 5 年間の入学定員充足率の推移】

（単位：％）

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
入学定員充足率	113	108	118	119	106

【表 5-4-2 過去 5 年間の経常収支差額比率の推移】

（単位：％）

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
経常収支差額比率	-3.0	-2.9	1.2	3.8	8.5

・資金運用は、学校法人西日本工業学園資金運用規程に則って、理事会の決定に基づき厳正に実施している。保守的な運用方針の採用と相場の好転などにより、安定的なクーポン収入を得ている【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】【資料 5-4-9】【資料 5-4-10】。

・借入金は、平成 24（2012）年 3 月に私学事業団から、おぼせキャンパス新本館の建設資金として 1,000 百万円を借入し、現在残高 111 百万円（令和 3（2021）年 9 月約定完済予定）である。

・外部資金については、特別寄附金、受託研究費、受託事業費、科学研究費等の獲得に努めている。教員の外部資金獲得を促すため、外部資金を獲得した場合は当該資金の 5%相当額を研究費として増額支給（上限なし）し、外部資金獲得のインセンティブを与えている。

・過去 3 年間の特別寄附金の獲得については表 5-4-3、受託研究費・共同研究費、受託事業費については表 5-4-4、科学研究費の採択については表 5-4-5 で示すとおりである。

【表 5-4-3 過去 3 年間の特別寄附金 獲得件数及び金額一覧】

		2018 年度	2019 年度	2020 年度
特別寄附金	件 数	22 件	21 件	26 件
	金 額	18,857,500 円	26,040,000 円	44,150,000 円

【表 5-4-4 過去3年間の受託研究費・共同研究費及び受託事業費 獲得件数及び金額一覧】

		2018年度	2019年度	2020年度
受託研究費	件数	5件	7件	8件
	金額	7,742,000円	8,945,400円	3,972,750円
共同研究費	件数	4件	11件	4件
	金額	1,507,000円	5,305,000円	870,000円

【表 5-4-5 過去3年間の科学研究費 採択件数及び金額一覧】

		2018年度	2019年度	2020年度
科学研究費	件数	9件	9件	9件
	金額	7,774,000円	9,253,240円	8,073,000円

※1.金額は、他大学の研究分担分を除いた直接経費と間接経費の合計で、本学の分担者分は含む。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-8】 学校法人西日本工業学園資金運用規程

【資料 5-4-9】 令和2（2020）年度第2回理事会議事録及び資料

【資料 5-4-10】 令和2（2020）年度財産目録

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

・入学者の確保による学納金収入の安定化に努めるとともに、メリハリのある予算編成及び予算執行により、収支バランスの維持、改善に努める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明・自己評価】

・本学では、学校法人会計基準並びに学校法人西日本工業学園経理規程及び学校法人西日本工業学園経理規程施行細則に基づき、財務室で会計処理を行っている。会計ソフトは、全国の420強の学校法人で導入されているTOMAS-PSを採用しており、その信頼性は高い【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】。

・予算執行のプロセスは、先ず各部署の予算責任者が証憑書類等を確認、所定の伺書を作成して、財務室に回付する。財務室では、伺書・証憑書類等を点検後に支払いの手続きを行っており、二重のチェックが実施されている。

・保有する有価証券の評価については、学校法人会計基準に則り「取得価格」を簿価とし

ているが、評価減する基準を保守的に 30%としている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-5-1】 学校法人西日本工業学園経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人西日本工業学園経理規程施行細則

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明・自己評価】

・ 本学における会計監査は、独立監査人（公認会計士）による会計監査（外部監査）と監事による監査を実施している。

・ 独立監査人による監査は、理事会及び評議員会の議事録、原議書等を基に仕訳伝票や証憑書類・取引内容等を確認し、計算書類の適切性を監査している【資料 5-5-1】。

・ 監事による監査は、理事会及び評議員会に出席するとともに、関係書類の閲覧、理事者や職員からの聴取により、法人の業務及び計算書類の適切性を監査している。監事 2 人のうち、1 人は大学に精通した元学科長、他の 1 人は公認会計士であり、監査に必要な専門性を十分に有している【資料 5-5-2】。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-3】 独立監査人の監査報告書（令和 2（2020）年 6 月 17 日付）

【資料 5-5-4】 監事監査報告書（令和 2（2020）年 5 月 12 日付）

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

・ 独立監査人と監事による監査は十分機能しており、現体制を維持する。

【基準 5 の自己評価】

・ 理事会等の意思決定機能は健全かつ効率的に機能しており、法令等を遵守した誠実な経営が行われている。この誠実性を維持、改善するため、事業計画書、学園の中期計画、寄附行為などの規程や役員名簿などを本学 HP で公表し、経営の透明性を高める努力を続けている。

・ 業務執行の適切性は、理事長と学長のリーダーシップの下、緊密なコミュニケーションと職務権限に基づく厳正な管理体制で担保されており、規模に合った内部統制が整備されている。

・ 令和元（2019）年度の経営状況分析（私学事業団版自己診断チェックリスト）で、概ね健全な財政状況であることが確認されており、中期計画に掲げた「経常収支の均衡」を平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度まで 3 期連続して達成するなど、堅実な財務運営を行っている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

・本学では、学則第 1 条の 2 に「前条の目的及び社会的使命を達成し、本学の教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」【資料 F-3-①】と定めている。

・西日本工業大学内部質保証の方針【資料 6-1-1】において、学長が委員長となる自己評価総括委員会を大学全体の内部質保証の責任組織として定め、自己点検・評価規程第 4 条第 6 項第 7 号に「内部質保証に関する方針、手続策定、体制の確保及び仕組みの機能向上等に関すること。」【資料 6-6-2】を行うことを定義している。

・内部質保証体制の組織は図 6-1-1 のとおりで、自己評価総括委員会が年度毎の事業計画を踏まえ、当該年度の自己点検・評価活動の基本方針を策定している。

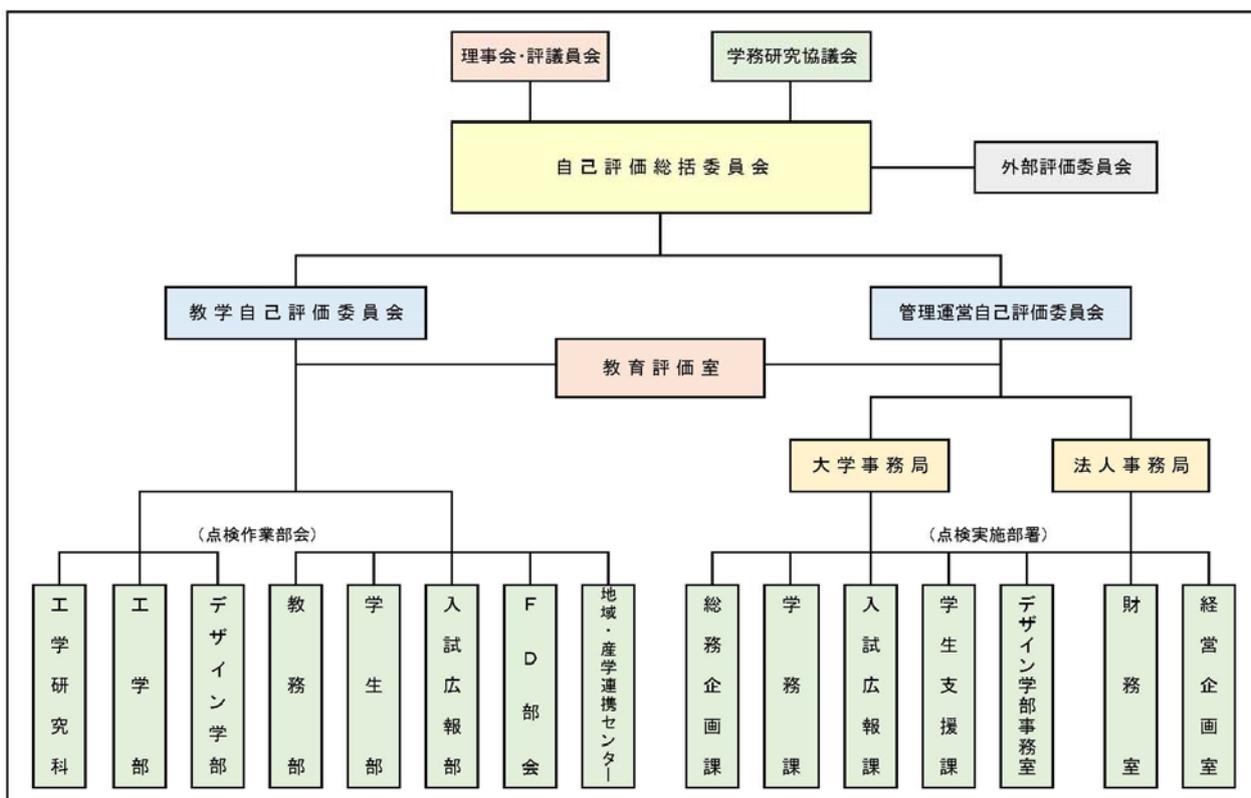


図 6-1-1 西日本工業大学内部質保証体制組織図

・内部質保証における点検・評価の実施は、図 6-1-2 のとおり、自己評価総括委員会が教学自己評価委員会及び管理運営自己評価委員会（以下「両部門」という。）に当該年度に実

施する点検項目の策定及び評価の実施等について指示を行い、両部門及び各点検作業部会での自己点検の結果を踏まえ、自己評価総括委員会は、問題点及びその改善策を添え、報告書にまとめ、大学の学務研究協議会、学園の理事会及び評議員会に提出される。

- ・自己点検における改善策も含めた評価結果の活用は、次年度の事業計画等に反映され、各部署等において計画を実行し、内部質保証のPDCAサイクルが機能している。
- ・本学は、教育研究、学生支援及び入学者等に関する全学的な情報収集及び統合的分析・評価を行う教育評価室を設置している。各点検作業部会が行う点検評価において、教育評価室が必要に応じて情報提供や分析結果を提供している。
- ・不定期に必要なに応じて実施していた本学の教育等に関する外部評価について、本学の自己点検・評価活動の客観性を高めるために、令和3（2021）年度から既存の外務評価委員会を発展的に改組して、定期的実施する体制を整備した【資料 6-1-2】

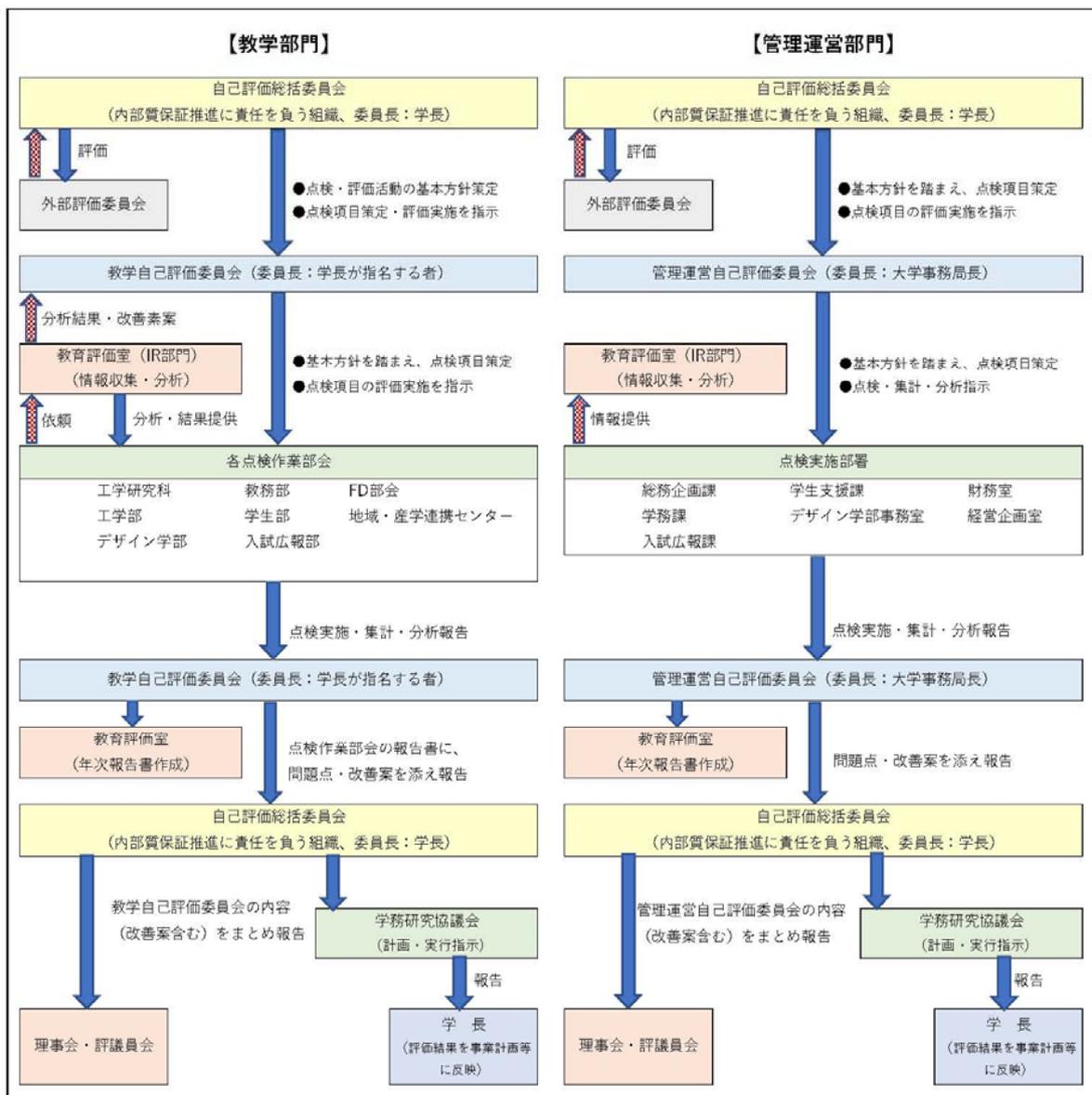


図 6-1-2 西日本工業大学内部質保証における点検・評価のフロー図

・以上のように、内部質保証のための全学的な方針を明示し、PDCA サイクルを機能させ、役割分担や責任も明確に組織されていると判断している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-3-①】西日本工業大学学則（学則第 1 条の 2）

【資料 6-1-1】西日本工業大学内部質保証の方針

【資料 6-1-2】西日本工業大学自己点検・評価規程（第 4 条第 6 項第 7 号）

【資料 6-1-3】西日本工業大学外部評価委員会名簿

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

・これまで教学自己評価委員会の委員長を学長が兼務していたものを、令和 3（2021）年度から、別の視点で評価するために学長以外の教員を学長が委員長として任命し、特に定めた学修成果のアセスメント・ポリシーに沿って、教育に関する点検や改善を主導する組織として機能性を高める取り組みを行っていく計画である。

・令和 3（2021）年度に改組設置した外部評価委員会により、本学の自己点検評価について、第三者の立場から評価を実施し、客観性及び妥当性を担保するとともに自律的な大学改革の取り組みを定着させていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施及び結果報告は、自己点検・評価規程【資料 6-2-1】第 8 条第 2 項において「総括委員会及び教学・管理運営両委員会は、毎年 4 月、当年度に行う点検・評価項目を選定し、点検・評価を行うものとする。」、第 9 条第 2 項において「総括委員会は、教学及び管理運営自己評価委員会の報告を学務研究協議会、評議員会、理事会に総括報告をするものとする。」と定義している。

・組織的な自己点検・評価と並行して、教職員個々の自己点検・評価活動も行っている。教員による自己点検・評価においては、学長が策定する当年度の「事業計画」をもとに各学科長が「学科の重点目標申告票」を策定し、それに準じて学科配属の教員は①教育・指導活動、②研究活動、③学内業務、④社会活動から成る「重点目標自己申告票」を 4 月に作成して学長に提出する。9 月に中間報告を学科長に行い、翌年 3 月にその目標等に対して最終成果と達成度を報告する形で、自己点検・評価を行う。なお、令和 2（2020）年度から、「①教育・指導活動」については、学生の授業評価アンケート等と連動したティーチング・ポートフォリオに試行的に移行し、より具体的に教育・指導活動の改善につなげら

れるよう計画の上、本年度より本格導入している。

・職員による自己点検・評価においては、教員同様に「全学の事業計画」をもとに①自己啓発、②業務の改善・工夫、③組織的な取り組みから成る「重点目標自己申告票」を4月に作成し、所属長、事務局長を経て学長に提出する。9月に中間報告を所属長に行い、翌年3月にその目標等達成に対して最終成果と達成度を報告する形で、自己点検・評価を行う。【資料 6-2-2】

・また、この重点目標自己申告票については、人事考課や勤勉手当の参考としても活用されている。【資料 6-2-3】

・令和2(2020)年度は、新型コロナウイルスの影響に伴う学年暦の変更や遠隔授業への対応のため、点検・評価項目選定が遅れたが、自己評価総括委員会において、重点項目として「大学機関別認証評価受審用に向けた自己点検評価書の作成及びエビデンスの確認」、「令和元(2019)年度大学機関別認証評価判断例の点検」及び管理運営自己評価委員会による「本学ホームページの点検実施」【資料 6-2-4】とした。

・令和2(2020)年度点検・評価結果は、自己評価総括委員会で取りまとめを行い、日本高等教育評価機構の令和元(2019)年度大学機関別認証評価判断例の点検結果で「該当しないが改善等が必要」と思われる項目について、当年度に対応できた項目や次年度に対応すべき改善案等の報告書を作成【資料 6-2-5】し、理事会及び評議員会に報告【資料 6-2-6】を行っている。

・大学機関別認証評価受審に向けた自己点検評価書は基より、毎年の自己点検・評価はエビデンス集データ編の作成と点検評価に必要なデータ及びエビデンスを整理し対応を行っている。

・自己評価総括委員会等の点検・評価活動(資料・議事録等)については、専任教職員が使用するグループウェア(サイボウズ Garoon)の電子キャビネットに登録され、教職員が自己点検・評価の状況や改善等について把握でき、学内での情報共有ができています。

・自己点検・評価について、毎年度、評価項目及び評価結果をまとめた資料を本学 HP (<https://www3.nishitech.ac.jp/guidance/public/evaluation>)に公開している。

・以上のように、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施がなされており、その結果を理事会や学務研究協業への報告及び教職員の情報共有がなされ、本学HPを通じて広く社会へ公表している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 6-2-1】西日本工業大学自己点検・評価規程(第8条第2項)

【資料 6-2-2】重点目標自己申告票

【資料 6-2-3】人事考課マニュアル

【資料 6-2-4】令和2(2020)年度第1回自己評価総括委員会資料及び議事録

【資料 6-2-5】令和3(2021)年度第1回自己評価総括委員会資料及び議事録

【資料 6-2-6】令和3(2021)年度第1回理事会議事録

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

・教学 IR については、教育評価室を設置し【資料 6-2-7】、本学の教育研究、学生支援及

び入学者等に関する情報収集並びに統合的分析・評価を行い、評価結果を大学の各部署（教務部、学生部、入試広報部、大学院工学研究科、工学部、デザイン学部及び事務局等）に提供している。

・事務組織の入試広報課、学務課、学生支援課等が関連するデータの整理や更新を行っているが、その情報は教育評価室に集約され、例えば、「入試区分別の4年後の状況について」の報告【資料 6-2-8】では、入試データ、学務データ及び就職データを収集し分析を行っており、その分析に基づき入試広報部では、選抜方法の妥当性の検証【資料 6-2-9】を行っている。

・教育評価室では、「学生の授業アンケート」、「学修実態調査」、「学生満足度調査」、「卒業時アンケート」、「新入生アンケート」等のアンケート調査を実施し、集計分析を行い学内会議で報告【資料 6-2-10】している。

・報告したアンケート結果・分析から、例えば、翌年度カリキュラム編成における授業科目内容を検討するように依頼【資料 6-2-8】がなされている。

・また、北九州私立大学・短期大学連携事業で IR 研究会を発足し、年1回の研修会及び各大学との情報交換を行っていたが、令和元（2019）年度末から令和2（2020）年度は新型コロナウイルスの影響で休止している。【資料 6-2-11】

・以上のように、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備し、かつ、その結果を教育や大学運営の改善に繋げていると判断している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-2-7】 西日本工業大学教育評価室規則

【資料 6-2-8】 令和2（2020）年度 第6回学務研究協議会資料及び会議録

【資料 6-2-9】 令和2（2020）年度 第7回入試広報委員会議事録

【資料 6-2-10】 令和2（2020）年度 第3回学務研究協議会資料及び会議録

【資料 6-2-11】 平成30（2018）年度北九州市大学連携促進事業報告書

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

・各部署で点検を行うため情報収集や分析を一部実施しているが、今後、教育評価室において、効率的かつ一元的に情報の収集、分析を実施し、今まで計れなかった学修成果の可視化等への取り組みを推進する。

・教学 IR については、組織的には整っているが、アンケートの効率的な集計や分析を行うスタッフが限られており、教学 IR に携わることのできるスタッフを養成していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

・本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づき、教育活動や教育改革を行っている。この教育の内部質保証を担保するために、大学レベル、学科等レベル、各教員（授業）レベルの3段階のそれぞれでの活動を評価するためのアセスメント・ポリシー（学修成果を評価する方針）を定め、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて、学修成果の評価ガイドラインを定めている【資料 6-3-1】。

・教育の内部質保証システムは、アセスメント・ポリシーに基づき、図 6-3-1 に示すとおり、大学、学科等及び各教員の三つのレベルでの PDCA サイクルを機能させている。

・大学レベルの例では、達成すべき水準の指標イメージとして退学率がある。平成 27(2015)年度には 70 名の退学者で退学率は 4.8%と年々増加傾向にあった。改善案として、単位取得率と授業欠席率から要指導学生をピックアップし、早期に組織的にきめ細やかな指導を行うこととした。これを本学園の中期計画【資料 6-3-2】や事業計画【資料 6-3-3】【資料 6-3-4】の教育分野「多様化する学生に対する組織的なサポート体制（修学支援、休退学予防、就職・進学指導）の充実」として掲げ、教職協働で全学的、組織的に対応することにより、令和元（2019）年度には 2.4%まで退学率が減少した。

・学科等レベルの例では、一部の授業科目（卒業研究など）において、複数の教員が個別に授業評価をしており、同じ科目で成績評価にばらつきがあった。改善案として、教育課程ごとに、指導教員が評価する項目と複数の教員が評価する項目に分け、それぞれが配点のうえ、総合評価する方法へ変更した。中期計画等の「三つのポリシーに基づくアセスメント・ポリシーの設定と学修成果の評価」の指標イメージに「成績評価基準の平準化」とし、同じ教育課程内での卒業研究評価での平準化がなされた。

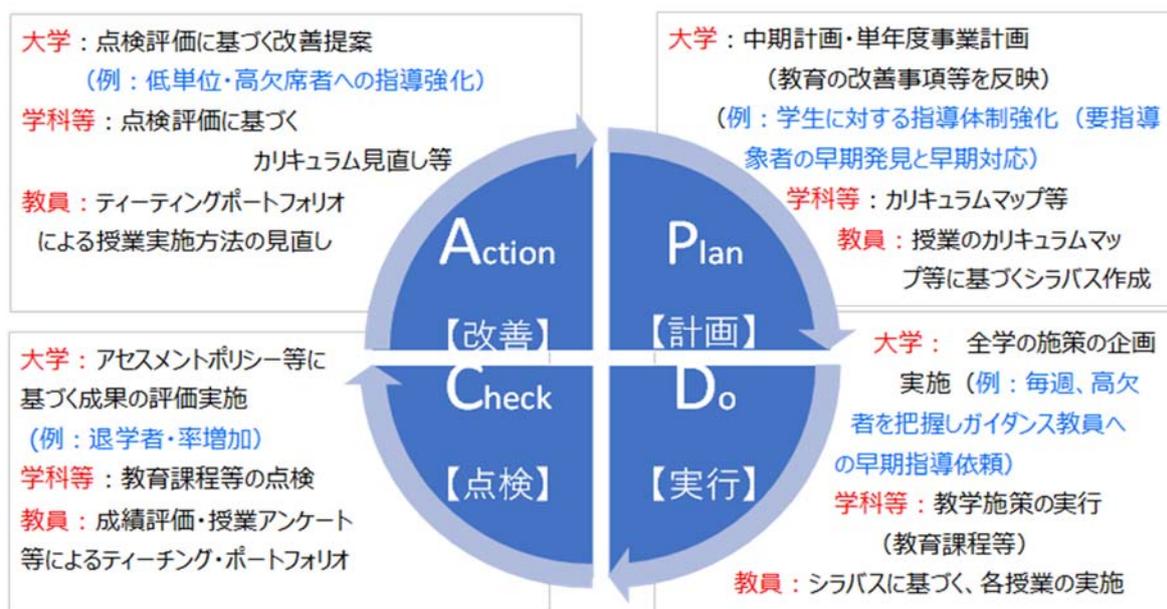


図 6-3-1 教育の内部質保証システムにおける大学・学科等・各教員の PDCA サイクル

・教員レベルの例では、「教授方法の工夫・開発と効果的な実施」の改善のため、教育と授

業に特化した新たにティーチング・ポートフォリオの試行を行った【資料 6-3-5】。教員が担当する授業を自己省察により、教育の方法、成果や今後の改善、目標を記録するものであり、PDCA サイクルに沿った活動を行うよう教員個人が教育改善を行っている。

・以上のように、三つのポリシーの活動を評価するアセスメント・ポリシーと学修成果の評価ガイドラインにより、大学、学科等及び各教員の三つのレベル段階での自己点検・評価がなされ、次年度以降の中期計画や事業計画等に反映され、その結果が教育の改善・向上に繋がる内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みが構築されていると判断している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）

【資料 6-3-2】 中期計画令和元（2019）年～令和 5（2023）年度

【資料 6-3-3】 平成 30（2018）年度事業計画

【資料 6-3-4】 令和元（2019）年度事業計画

【資料 6-3-5】 令和 2（2020）年度第 5 回学務研究協議会会議録

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

・教員が担当する授業を自己省察により教育改善を行うティーチング・ポートフォリオは、今後、授業評価アンケートや学生の自己評価データの客観的データを活用して内容充実を図り、さらに、教員の教育の成果や今後の目標を学科長等と情報共有を行うことで、教育プログラムや授業手法等の教育改善に繋げていく。

・アセスメント・ポリシー及び学修成果の評価ガイドラインを定めてそれほど時間が経過していないため、測定すべきデータの蓄積が少なく、社会人基礎力や学修状況（学修ポートフォリオ）等の一部は評価するまでには至っていない。今後は、更なるデータ蓄積と評価方法の検討を行い、結果に基づく改善の PDCA サイクルの仕組みの確立を目指していく。

【基準 6 の自己評価】

・本学は「内部質保証の方針」を定め、大学全体の内部質保証に責任を負う組織である学長を委員長とする自己評価総括委員会が点検評価活動の基本方針を策定し、教学部門を担当する教学自己評価委員会と管理部門を担当する管理運営自己評価委員会により点検評価する組織体制を整備しており、内部質保証のための全学的な方針を明示し、役割分担や責任も明確に組織されていると判断している。

・本学は、毎年度、自己評価総括委員会等で自ら項目を定め評価する自律的な自己点検・評価活動を行い、その結果を学務研究協議会並びに理事会及び評議員会への報告や教職員の情報共有がなされ、本学 HP を通じて広く社会へ公表している。また、教育評価室を中心に、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備し、かつ、その結果を各部署に提供することにより、教育改善に繋げている。

・また、内部質保証のための IR を活用し調査・データの収集と分析を踏まえた自主的・自律的な点検評価活動の実施とその情報公表がなされていると判断している。

・三つのポリシーの活動を評価するアセスメント・ポリシーと、学修成果の評価ガイドラ

インにより、大学、学科等及び各教員の三つのレベル段階での自己点検・評価がなされ、次年度以降の事業計画に反映され、その結果が教育の改善・向上に繋がる内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みが構築されていると判断している。
以上のことから、基準 6 を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1-① 社会貢献の方針と地域・産学連携センター

A-1-② 地（知）の拠点大学

A-1-③ 地域との連携

A-1-④ 産業界との連携

A-1-⑤ 学生の地域貢献活動に対する支援

A-1-⑥ 準公共財としての施設開放

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 社会貢献の方針と地域・産学連携センター

・地域・産学連携センター（以下、「センター」という。）は令和 2（2020）年度に、既存の研究センターと地域連携センターを発展的に統合し設置された、地域と企業の連携取組の推進を図る拠点である。本学の地域及び産学連携の総合的な窓口を担い、社会貢献活動を推進するとともに、学内及び他大学や民間等外部の機関との相互協力による共同研究等を推進することにより、本学の教育研究の進展に寄与し、地域社会並びに地域産業における技術開発及び技術教育等の振興に資することを目的としている。【資料 A-1-1】

・センターは、本学の地域連携ポリシー【資料 A-1-2】に基づき、地域連携事業、産学官連携事業等に関する相談・連絡調整を行うこと及び本学大学院・学部・学科・教職員等への研究の受け渡しをする事を目的としている。また、本学の知的財産を社会に還元するためのワンストップサービスを行うことを目的としている。【資料 A-1-3】

・中期計画に沿って毎年度策定される事業計画【資料 F-6】に、研究・地域貢献分野での目標を定めており、その進捗状況は、大学院、各学科・系、事務局から選出された委員で構成されているセンター運営委員会が毎月確認され、目標達成に向けての情報共有を図っている。【資料 A-1-4】

・センターには、地域の特色に沿った本学が得意とする研究シーズ・分野に係わる研究所として「地盤工学研究所」、「河川研究所」、「自動車・ロボット研究所」及び「デザイン研究所」を置き、地域活性化に向けた研究を推進している。【資料 A-1-5】

・本学は、建学の精神のもと、大学の使命とされている「教育」、「研究」、「社会貢献」を第一の目的として掲げている。これまでは主に「教育」に目標が定められ、最も重点が置かれてきたが、学則に定められている本来の目的をさらに強固なものとするべく、既存の教育目標に加え、その目標実現のための方針として、「研究」及び「社会貢献」についても目標と方針を定めている。【資料 A-1-2】

・地域を志向する教育・研究・社会貢献活動の推進に向けて、まず、全教職員の「地域志向」に対する認識の共有化を図るため、平成 25（2013）年 3 月の教授会及び全教職員が出席する全学集会において、学長が「地域志向宣言」を行い、学内だけでなく本学 HP で対外的にも公表している。【資料 A-1-2】

・以上のとおり、地域企業・自治体の理解を得ながら学内取組体制を整えており、地域社会との連携は全学体制で組織的に推進していると判断する。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-6】 令和 3（2021）年度事業計画書

【資料 A-1-1】 西日本工業大学地域・産学連携センター規則

【資料 A-1-2】 西日本工業大学 HP「社会貢献方針（地域連携ポリシー）」

【資料 A-1-3】 西日本工業大学 HP「地域・産学連携センター」

【資料 A-1-4】 令和 2（2020）年度事業計画進捗管理票

【資料 A-1-5】 西日本工業大学研究所規程

A-1-② 地（知）の拠点大学

・本学は、平成 25（2013）年度から文部科学省が大学改革の一環として推進した「地（知）の拠点整備事業」（以下、「COC 事業」という。）に着手し、学長をリーダーとして地域を志向した教育・研究・社会貢献を全学的に取り組み、平成 26（2014）年度に申請した COC 事業が福岡県内の大学で唯一採択された。

・本学の COC 事業は、北九州・京築地域の 3 市 5 町（北九州市、行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町、上毛町、吉富町）と連携した取り組みで、テーマは「工学とデザインの融合による人を育て地域を拓く拠点づくり事業」である。北九州及び京築地域は、全国有数の鉄鋼業並びに自動車産業等が立地する地域であり、技術開発や人材育成などの課題を抱えており、これらを地元の自治体、企業並びに地域住民と共有し、多方面からの連携協力と、本学の資源である工学的な技術とデザイン的な発想で解決することを目指した事業である。

・この COC 事業では、教育面で「地域社会から求められる就業力を備え、工学とデザインによる総合的な課題解決を行える人材」を育成するために、全学的な地域志向科目を創設するとともに、工学とデザインの融合を図る科目群を展開している。【資料 A-1-6】

・研究面では地域の課題解決に資する研究テーマやプロジェクトに対し、学長が査定の上、補助金から研究費を優先的に配当し、地域活性化に関する研究活動の拡大発展を図った。また、本事業で地域・産学連携コーディネーターを登用し、連携自治体や地域企業のニーズと本学の研究シーズ【資料 A-1-7】をマッチングするとともに、連携事業に係る費用を連携先にも負担させる「マッチングファンド方式」の推進を図り、現在では定着している。

・本学の COC 事業に対する文部科学省の補助事業は、平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度の 5 年間であったが、その間の連携自治体内での連携事業は 599 件に上り、補助事業終了後の現在でも、COC 事業に係る予算を連携自治体や企業から提供される資金と、学長が査定する特別教育研究事業予算を原資に自立化を図っており、地域の課題解決に資する事業を継続して推進している。【資料 A-1-8】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-6】 西日本工業大学 HP「西日本工業大学 地（知）の拠点整備事業」

【資料 A-1-7】 西日本工業大学 HP「研究シーズ」

【資料 A-1-8】平成 30（2018）年度 工学とデザインの融合による人を育て地域を拓く拠点づくり事業（冊子）

A-1-③ 地域との連携

・本学は、地域の自治体、団体、企業等と包括的な連携協定を締結し、共同事業、共同研究等を積極的に推進している【資料 A-1-9】。また、本学では教員を中心に学識経験者として地域の自治体の委員に就任しており、地（知）の拠点大学として、その使命を果たしている。【資料 A-1-10】

・令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地域との連携活動が制約される中、感染防止対策を講じ以下の事業を実施している。

- ・地域防災人財育成プログラム（苅田町、小波瀬病院他）【資料 A-1-11】
- ・豊前市「観光産業振興プログラム」（豊前市・豊前市観光協会）【資料 A-1-12】
- ・2020 こうげ灯籠祭（上毛町）【資料 A-1-13】
- ・地域リスクマネジメントの構築（苅田町・小波瀬病院）【資料 A-1-14】
- ・北九州デザインシンポジウム 2020（北九州市）【資料 A-1-15】
- ・JR 八幡駅前「街頭バナー」デザイン（八幡駅前開発㈱・北九州市）【資料 A-1-16】
- ・平成筑豊鉄道の「美夜古泉駅」リニューアル事業（平成筑豊鉄道・行橋市）【資料 A-1-17】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-9】HP「連携協定一覧」

【資料 A-1-10】令和 3（2021）年度学外委員等一覧

【資料 A-1-11】地域防災人財育成プログラム（チラシ）

【資料 A-1-12】西日本工業大学 HP「観光で築く、豊前の未来」観光による地域づくり勉強会開催

【資料 A-1-13】西日本工業大学 HP「2020 こうげ灯籠祭」学生制作の灯籠を展示

【資料 A-1-14】西日本工業大学 HP「地域リスクマネジメント」の構築を目指して

【資料 A-1-15】西日本工業大学 HP「北九州デザインシンポジウム 2020」

【資料 A-1-16】西日本工業大学 HP「JR 八幡駅前「街頭バナー」全 16 種類をデザイン」

【資料 A-1-17】西日本工業大学 HP「ちくらす」による平成筑豊鉄道「美夜古泉駅」リニューアル

A-1-④ 産業界との連携

・本学は、地域企業と産学連携協定を締結し、共同研究や教育の一環として連携事業を推進している【資料 A-1-9】。特に産学連携事業の実例としては、平成 24（2012）年度からスタートした日産自動車九州㈱との産学連携を紹介する【資料 A-1-18】。この事業は、本学の「自動車・ロボット研究所」が中心となって、日産自動車九州㈱の抱える技術的課題を学部生 4 年次の卒業研究で、大学教員と学生と社員の 3 者による課題解決型の教育研究プロジェクトを実施することであり、このプロジェクトを通じて技術シーズの有効活用、就業力の育み、課題解決によるコスト削減という産学連携を通じたモデル的な人材育成と、

地域社会貢献を実現することを目的としている。このプロジェクトを通して複数の技術的な成果が出ており、日産自動車(株)内での実践導入や技術移転等が行われている。【資料 A-1-19】また、この取り組みは平成 25 (2013) 年度の経済産業省「社会人基礎力を育成する授業 30 選」にも選定されており、日本経済団体連合会(経団連)と国立・公立・私立大学の団体等で構成された「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」の Web サイトでも PBL 型教育の事例として紹介されている【資料 A-1-20】。日産自動車九州(株)との連携事業は、現在も進行しており、令和 3 (2021) 年 3 月 29 日に日産自動車九州工場内で開催された共同研究成果発表会で、令和 2 (2020) 年度の成果発表と、次年度の計画が確認された【資料 A-1-21】。

・また令和 2 (2020) 年度は、地元建設業界である(株)川口建設との「コロナ禍においても新たなインターンシップ様式を取入れ地域で活躍する人材育成」を目指し、「豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを」を目的とした産学連携協定【資料 A-1-22】や、(株)システム 1 との「地域社会の発展と大学の教育研究をはじめとする学術の振興を図り、もって、豊かで活力ある社会創造に向けた SDGs の実現に寄与すること」を目的とした産学連携協定【資料 A-1-23】を締結した。特に(株)システム 1 との連携事業では、「ワークライフミックスの家」「新しい働き方に応じた住まい」について本学の学生が考案し、コンペティションで選ばれた提案は、実際にモデルハウスとして現在、建設が進んでいる。【資料 A-1-24】

・その他、北九州市の新銘菓「ネジチョコ」を製造販売する GRAN DA ZUR (グラン ダジュール) と、シャボン玉石けん(株)及び本学とのコラボレーションで、「シャボン玉石けんチョコ」の開発に本学の総合システム工学科(電気情報工学系)の学生が携わり、商品開発に向けて 3DCAD のモデリングし、3D プリンタによるチョコレートの金型の設計及び製作を行い、商品化された。【資料 A-1-25】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 A-1-18】西日本工業大学 HP「日産自動車九州と産学連携協定を締結」

【資料 A-1-19】西日本工業大学 HP「産学連携の取り組みで開発した生産技術のライセンスを鳥取県の企業へ供与」

【資料 A-1-20】西日本工業大学 HP「PBL 型教育 _ 採用と大学教育の未来に関する産学協議会」

【資料 A-1-21】西日本工業大学 HP「日産自動車九州との共同研究成果発表会」

【資料 A-1-22】西日本工業大学 HP「株式会社川口建設とコロナ禍での新たなインターンシップ様式による地域で活躍する人材育成を目指した産学連携協定を締結」

【資料 A-1-23】西日本工業大学 HP「株式会社システム 1 と SDGs 実現の寄与を目的とする産学連携協定を締結」

【資料 A-1-24】西日本工業大学 HP「株式会社システム 1 との連携事業第一弾! ワークライフミックスの家」

【資料 A-1-25】西日本工業大学 HP「産学連携で「シャボン玉石けんチョコ」を商品開発」

A-1-⑤ 学生の地域貢献活動に対する支援

・ 本学の多くの学生が苅田町のおばせキャンパスと北九州市の小倉キャンパスを拠点として、街の活性化や町内清掃、防犯パトロールや有害サイトを監視するサイバーパトロール、小中高生への科学教室の開講を通じた教育活動、産学連携による企業の抱える課題解決プロジェクトへの参加等、多様な形で地域密着型の貢献を果たしている。それら学生の活動に対し、本学の教職員による組織的運営支援や、必要に応じて予算措置を施す等により学生の地域貢献活動を支援している。【資料 A-1-26】

・ 令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため学生の活動は制限されたが、令和元（2019）年度までは以上のとおり、地域密着型で幅広い社会ニーズを吸収し、産学官連携による有機的で非常に意義ある活動支援を実践している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-26】 西日本工業大学 HP「学生の地域貢献活動（抜粋）」

A-1-⑥ 準公共財としての施設開放

・ 本学は、予てよりキャンパスの施設を準公共財と位置づけ積極的に外部団体等に開放している【資料 A-1-27】。開放する施設は、講義室、ラウンジ、体育館、グラウンドなど多岐にわたり、本学の両キャンパスの立地が JR の駅前ということもあり、外部団体等の本学施設利用は平成 29（2017）年度実績で 93 団体、延べ 11,813 人に上った。しかし、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、既に使用を許可した外部団体等に限り、施設の利用を許可したが、令和 3（2021）年度からは、国の緊急事態宣言や福岡県の要請等を踏まえ、外部団体等への施設貸出を再開しており、現在は、おばせキャンパスが立地する苅田町の集団ワクチン接種会場として、本学の総合体育館を提供している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-27】 教育学術新聞（平成 31（2019）3 月 6 日）「地方私立大学からの製作提言」

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

・ 本学は、京築地域と北九州市にそれぞれ「おばせキャンパス」と「小倉キャンパス」を拠点とする地域密着型の大学として COC 事業で培った実績を柱とし、教育研究活動を通じた地域社会との連携強化を図り、令和 3（2021）年度の事業計画に掲げている「地域企業との連携協定による共同研究等の推進」、「工学とデザインの融合等による地域振興の推進」、「SDGs の推進」を実現するため、センターを中心に全学体制で社会貢献活動を推進する計画である。また、引き続き、地域社会のニーズを把握し、本学のシーズと人的、物的資源で解決できる課題に対する活動を推進する計画である。さらに地域への施設開放も積極的に行っていく。

V. 特記事項

1. きめ細やかな学生への対応とさらなる学生支援体制の強化

本学は、予てよりガイダンス制度（担任制）を導入しており、学生は修学上や大学生生活の問題などをガイダンス担当教員に気軽に相談できる体制を取っている。また、30年以上前から学生の出欠状況調査を電算化しており、非常勤講師の科目も含めた全ての科目を対象としている。教職員全員は、学生カルテにアクセスすることにより、学生のリアルタイムな修学状況を確認することができ、修学状況の異変を早期発見することができている。

また、平成 28（2016）年度から、さらなる中途退学者防止を目指し、学生支援体制を強化した。学生の出欠状況を学生支援課が集計し、高欠席者及び低単位取得者を要ガイダンス指導対象者としてリストアップの上、毎週、担当教職員に情報提供することにより、年々退学者は減少し、平成 27（2015）年度の退学者数が、令和 2（2020）年度には半数まで減少することができた。

2. コロナ禍におけるオンライン授業と情報環境整備

令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本学の教育・研究活動に変革を迫られた年であった。本学では急遽、遠隔講義に対応するため全学生及び全教職員分の Microsoft Teams を手配し、遠隔講義を導入した。遠隔講義の全ては双方向のライブ配信方式で実施したことから、多くのデータ通信量を必要としたが、平成 30（2018）年度に情報ネットネットワークを刷新し、高速専用線（10GBps）による情報通信基盤を確保していたことや、工学部の情報工学系の若手教員が中心となって、短時間で 20 教室分の遠隔講義システムを構築したことなどから、支障なく授業を実施することができた。

また、ICT 利活用能力を向上させ、Society 5.0 社会に対応した高付加価値なモノを生み出す人材を育成・輩出することを目的として、令和 4（2022）年度にノート PC 必携化導入を計画していた。しかし、コロナ禍における遠隔講義の学生並びに教員の定着等の状況を踏まえ、令和 3（2021）年度入学生から前倒しで導入するよう「情報設備更新計画」を見直し、情報教育以外においても PC を活用した授業を展開している。

3. 学長査定特別教育研究事業によるカーボンニュートラルを目指した研究

本学は、学長の裁量により教員が提案した教育・研究・社会貢献事業等に学長が査定の上、予算配当するシステムを導入している。申請部門は、重点教育部門、重点研究部門、課外科学技術事業部門、地域志向部門、SDGs 部門の 5 部門であったが、本年度は日本政府が 2050 年までに二酸化炭素ネット排出量ゼロとする政策目標を表明したことから、「カーボンニュートラル」を推進する部門を新たに追加した。この自然エネルギーの研究分野は SDGs の寄与にもつながり、本学の研究の一つの柱になると考えている。既に工学部の教員が中心となって、「機能付加型太陽光発電システムの開発」、「風力発電の効率化に関する研究」、「環境共生型消波ブロック波力発電システム」、「再生可能エネルギーによる変動する発電システムに対する」、「省エネルギー電力変換に関する研究」が提案され採択されている。このカーボンニュートラル推進部門は、申請期間を延長しており、工学部、総合システム工学科（機械工学分野、電気情報工学分野、土木工学分野）での技術の融合と脱炭素社会に貢献できるよう研究を支援している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的として、「工業に関する専門の学術と一般の学芸とを教授研究し、かつ、人格の育成と陶冶を図り、もって文化の向上に寄与することを目的とする。」と明文化している。	1-1
第 85 条	○	本学は、大学院工学研究科、工学部、デザイン学部、総合システム工学科、建築学科、情報デザイン学科を設置し、学則第 2 条に定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 12 条で本学の修業年限は 4 年と定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 21 条で編入学を定めている。	3-1
第 89 条	—	該当なし	
第 90 条	○	本学では、学則第 15 条において、入学資格を定めており、条項の内容を遵守している。	2-1
第 92 条	○	本学では、学則第 6 条において、条項に定める必要な職員を置いており、条項の内容を遵守している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	本学では、学則第 8 条の 2 項において教授会を設置しており、教授会規則において、必要な事項を定めており、条項の内容を遵守している。	4-1
第 104 条	○	学則第 37 条において、卒業を認定した者に対して、学士(工学)の学位を授与するとしている。また、大学院学則第 33 条において、大学院の過程を終了した者に修士(工学)の学位を授与すると定めている。	3-1
第 105 条	○	学則第 61 条の 2 において、明文化している。	3-1
第 108 条	—	該当なし	
第 109 条	○	自己点検・評価規程第 3 条において、自己評価総括委員会、教学自己評価委員会及び管理運営自己評価委員会について定めており、遵守している。	6-2
第 113 条	○	自己点検・評価規程第 9 条において、自己点検・評価結果の報告及び公表について定めており、遵守している。	3-2
第 114 条	○	学則第 6 条、第 7 条において職員及び事務組織について定めており遵守している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 21 条 1 項第 3 号において定めており、遵守している。	2-1
第 132 条		学則第 21 条 1 項第 4 号において定めており、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則において、対象の事項を明文化している。また、目的等の変更についての認可の申請、届出の際は、必要書類を添付している。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当なし(学生簿、学生健康診断票等については適切に管理している。)	
第 26 条 第 5 項	○	学則第 39 条において、懲戒(訓告、停学及び退学)について定めており、遵守している。	4-1
第 28 条	○	学園文書取扱規程第 15 条.16 条において文書の保存、保管期間について定めており、その詳細については、文書保存内規において定められており、遵守している。	3-2
第 143 条	○	教授会規則第 10 条で代議員会について定めており、遵守している。	4-1
第 146 条	○	学則第 32 条の 3 で入学前の既修得単位等の認定を定めており、遵守しているが、その単位数、期間をもって修業年限に通算することはないと定めている。	3-1
第 147 条	—	該当なし	
第 148 条	—	該当なし	
第 149 条	—	該当なし	
第 150 条	○	学則第 15 条において、入学資格を定めており、条項の内容を遵守している。	2-1
第 151 条	—	該当なし	
第 152 条	—	該当なし	
第 153 条	—	該当なし	
第 154 条	—	該当なし	
第 161 条	○	本学は、学則第 21 条に編入学を規定し、編入学、再入学及び転入学に関する規程を定め遵守している。	2-1
第 162 条	○	学則第 20 条(転入学)第 1 項において、転入学を許可すると規定している。	2-1
第 163 条	○	学則第 10 条第 2 項に、学長は前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができるかと定めている。また学則第 14 条(入学の時期)で、ただし、教育上支障がないと認められるときは、学期の始めとすることができるかと規定している。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし	
第 164 条	○	学則第 61 条の 2 において、特別課程の履修生を定めており、特別の課程における履修証明プログラムに関する規程により詳細な規定を定めている。	3-1

西日本工業大学

第 165 条の 2	○	大学、学科、大学院ごとに、第 1 号(ディプロマ・ポリシー)、第 2 号(カリキュラム・ポリシー)、第 3 号(アドミッション・ポリシー)の方針が定められている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 1 条の 2 及び大学院学則第 3 条で自己点検・評価を定義し、自己点検・評価規程で評価項目及び自己評価の組織を規定している。	6-2
第 172 条の 2	○	学園情報公開規則を定め、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める情報については、本学の公式ホームページに全て公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 37 条に卒業証書及び学位記の授与を定めており、学位規則で詳細を定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 21 条及び編入学、再入学及び転入学に関する規程で編入学を定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 21 条及び編入学、再入学及び転入学に関する規程で編入学を定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準に規定されている事項は最低基準であることを認識し、その基準より低下した状態にならないよう、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に目的及び第 2 条の 2 に学部及び学科における教育研究上の目的を定めている。また、大学院学則第 2 条に目的及び第 2 条の 2 に人材養成に関する目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学試験委員会規則に入試審議会及び入試実施委員会を規定し、公正かつ妥当な方法により入試を実施している。また、入試広報部に入試広報委員会を設置し、入試の実施については入試広報課が中心となり適切に処理している。	2-1
第 2 条の 3	○	各専門委員会に教員と事務職員を構成員として規定し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員との適切な役割分担の下で、教職協働体制を確立している。	2-2
第 3 条	○	各学部、学科は教育研究上、適当な規模であり、教員組織、教員数についても大学設置基準を遵守し、適当である。	1-2
第 4 条	○	学則第 2 条に学部、学科及び入学定員を定めている。	1-2

西日本工業大学

第 5 条	—	該当なし	
第 6 条	—	該当なし	
第 7 条	○	本学は、教育研究上の目的を達成するため、必要な教員数を満たしている。また、教育職員役職規程により教員の適切な役割分担と、責任の所在が明確になるようにしている。教員の採用に当たっては年齢構成を考慮し、特定の年齢層に偏ることのないよう配慮している。本学は 2 つのキャンパスを擁しているが、それぞれのキャンパス毎に適切な教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要授業科目は、原則として専任教員が担当している。一部演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、技術員が補助にしている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	—	該当なし	
第 11 条	—	該当なし	
第 12 条	○	本学の専任教員は、他大学の専任教員を兼務しておらず、本学の教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	本学の専任教員数は、大学設置基準が定める基準数を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。	4-1
第 14 条	○	教授の資格については教育職員選考基準に関する規程第 3 条で定めており、任用に当たっては人事委員会で厳正に審査している。	3-2 4-2
第 15 条	○	准教授の資格については教育職員選考基準に関する規程第 4 条で定めており、任用に当たっては人事委員会で厳正に審査している。	3-2 4-2
第 16 条	○	講師の資格については教育職員選考基準に関する規程第 5 条で定めており、任用に当たっては人事委員会で厳正に審査している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	助教の資格については教育職員選考基準に関する規程第 6 条で定めており、任用に当たっては人事委員会で厳正に審査している。	3-2 4-2
第 17 条	○	助手の資格については教育職員選考基準に関する規程第 7 条で定めており、任用に当たっては人事委員会で厳正に審査している。	3-2 4-2
第 18 条	○	入学定員及び編入学定員を学則第 2 条第 2 項で明記し、在籍する学生数を適正に管理している。	2-1
第 19 条	○	ディプロマ・ポリシー達成のため、カリキュラム・ポリシーを学科ごとに設定している。カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を編成しており、各分野の専門科目及び教養科目を開講している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし。	
第 20 条	○	本学は、学則第 29 条及び履修に関する規程第 2 条において、授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目に分けて体系的に各年次・学期に配列して編成しており、条項の内容を遵守している。	3-2

西日本工業大学

第 21 条	○	学則 30 条に各授業科目の単位算出基準は、45 時間の学修を必要とする内容の構成をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義、演習、実験、実習、卒業研究等の基準を定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 10 条 3 項に、1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とすることを定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 29 条第 5 項に、各授業科目の授業は、原則として 15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでないとしている。	3-2
第 24 条	○	授業は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して適切に実施している。特に数学、英語についてはクラス分けを行い受講人数を配慮している。	2-5
第 25 条	○	学則第 29 条第 2 項に授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。これを定め、同条第 3 項に多様なメディアを高度に利用して行う授業についても定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに半期の授業計画については、全科目についてシラバスにて明らかにしている。また、シラバスごとに「成績評価の指標」「成績評価基準」を明示している。シラバスはホームページで公表しており、シラバスの内容については教員相互の第三者チェックを行っている。その根拠として、学則第 31 条第 2 項及び履修に関する規程第 18 条に定めている。	3-1
第 25 条の 3	○	FD 委員会規則を定め、FD 委員会で FD 研修の計画立案、実施を行うほか、教員相互の授業参観等も行っている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし	
第 27 条	○	学則第 31 条第 2 項に授業科目の成績判定は、原則として試験によって行う。ただし、演習、実験、実習、実技及び卒業研究などの授業科目については、平常の成績あるいは学修の成果を評価して行うことができると定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	履修に関する規程第 4 条で、各学期に履修登録できる単位数の上限は 24 単位と定めている。また、前学期の GPA が 3.0 を超えた学生は、6 単位追加した単位数を上限として履修登録できると定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし	
第 28 条	○	学則第 32 条で他の大学又は短期大学における授業科目の履修等を定めている。	3-1

西日本工業大学

第 29 条	○	学則第 32 条の 2 で大学以外の教育施設等における学修の単位認定を定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 32 条の 3 で入学前の既修得単位等の認定を定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし	
第 31 条	○	学則第 49 条から第 56 条に科目等履修生の定義、入学時期、入学資格、出願手続、選考、入学許可、在学期間及び試験等を定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 36 条に卒業要件として、本学に 4 年以上在学し、合計 124 単位以上修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定することを定めている。	3-1
第 33 条	○	該当なし	
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を整備し、学生が休息に利用するのに適当な空地も備えている。	2-5
第 35 条	○	おばせキャンパスにグラウンド、総合体育館、テニスコート、各闘技場と近隣に野球場を設置している。	2-5
第 36 条	○	大学設置基準第 36 条第 1 項から 5 項までの施設を設置している。	2-5
第 37 条	○	校地、校舎の面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校地、校舎の面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	おばせキャンパスに附属図書館を設置し、小倉キャンパスにはメディアライブラリー（図書館分室）を設置しており、それぞれに司書免許を持つ専任事務職員を配置している。	2-5
第 39 条	○	おばせキャンパスに総合実験・実習センターを設置している。	2-5
第 39 条の 2	○	該当なし	
第 40 条	○	機械、器具等については、学部または学科に合わせ教員数及び学生数に応じた、必要な種類及び数を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	それぞれのキャンパスごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	各事業に対し適切な予算が配分され、教育研究上の目的を達成するため必要な教育研究環境が整備されている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は適当であり、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	学園事務組織規程に則り、大学事務局に必要な組織を置き、その事務を遂行するために必要な専任事務職員を適切に配置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	おばせキャンパスには学生支援課、小倉キャンパスにはデザイン学部事務室を設け専任事務職員を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	本学は開学当時からガイダンス制度を導入しており、ガイダンス担当教員が就職指導を行う。また、1 年次からキャリア系科目を必修科目として配置している。教務委員会と学生委員会で組織間の有機的な連携を図り、学生委員会には就職部会を置き、就職担当教	2-3

西日本工業大学

		員と学生支援課就職担当及びデザイン学部事務室就職担当の事務職員とで学生の進路指導及び支援を組織的にも行っている。	
第 42 条の 3	○	役員・教職員を対象とした全学研修会を年 2 回開催している。また、FD 研修会、他大学と連携した SD 研修会を実施する他、外部研修会への参加も促している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし	
第 43 条	—	該当なし	
第 44 条	—	該当なし	
第 45 条	—	該当なし	
第 46 条	—	該当なし	
第 47 条	—	該当なし	
第 48 条	—	該当なし	
第 49 条	—	該当なし	
第 49 条の 2	—	該当なし	
第 49 条の 3	—	該当なし	
第 49 条の 4	—	該当なし	
第 57 条	—	該当なし	
第 58 条	—	該当なし	
第 60 条		該当なし	

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学則第 37 条に卒業証書及び学位の授与、学位規則第 3 条に学士の学位の授与要件を定めている。	3-1
第 10 条	○	学位規則第 2 条に授与する学位の種類を定めており、学位記には適切な専攻分野の名称を付記して授与している。	3-1
第 13 条	○	論文審査等必要事項を学則及び学位規則に定め文部科学大臣に提出している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	ガバナンス・コードを策定し、本学の自主性・自立性・安定性・継続性・公共性・信頼性及び透明性の確保に努めている。また、経営協議会を設置し月 2 回開催して、経営に関する事項と大学の教学や運営に関する連絡調整を行っている。さらに情報公開規則を定め法人及び大学の情報を積極的に公表している。	5-1

西日本工業大学

第 26 条の 2	○	利益相反に関する事項は寄附行為に定めている。また、公益通報規程及び公益通報窓口を定め、役員、教職員の不正の抑止に努めている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 36 条の情報公表の定めにより、寄附行為は本学の公式ホームページで公表している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条で理事の定数を 5 人以上 7 人以内、監事の定数を 2 人に定め、同条第 2 項に理事のうち 1 人を理事長とすることを定めている。また、現在のところ理事、監事に欠員はない。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 17 条で業務の決定の委任を規定している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 16 条に理事会を定め、適切に運営している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条、第 14 条及び第 15 条に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	理事の選任は寄附行為第 6 条、監事の選任は第 7 条に規定しており、選任条項に則り適切に選任されている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に監事の理事、職員、評議員等以外の者から選任することを規定しており、監事の独立性を確保している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条で役員の補充を規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 19 条で評議員会を定め、適切に運営している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 21 条で評議員会の諮問事項を定め、意見を聴取している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条で評議員会の意見具申等を定め、担保している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条で評議員の選任条項を定め、選任条項に則り適切に選任されている。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償の責務については、ガバナンス・コードで明文化している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の悪意ある行為に対する賠償については、ガバナンス・コードで明文化している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任については、ガバナンス・コードで明文化している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	役員賠償責任保険の加入については、令和 2 年 3 月 18 日の理事会で決定し、その更新と役員の保険料負担免除については、令和 3 年 3 月 17 日の理事会で決定し、法律を遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条に寄附行為の変更を定め、変更した場合は遅滞なく文部科学大臣に認可、届出している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 32 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画の編成について定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 34 条に決算及び事業の事業の実績の報告を定め、毎年	5-3

西日本工業大学

		5月に開催する評議員会で評議員に報告し意見を求めている。	
第47条	○	寄附行為第35条に財産目録等の備付け及び閲覧を定め、請求があった場合は、閲覧に供している。	5-1
第48条	○	寄附行為第37条及び役員等報酬規則、役員退職金支給規程を定め、職員の給与規程、職員退職金支給規程と併せて公式ホームページで公開している。	5-2 5-3
第49条	○	寄附行為第39条で会計年度を定めている。	5-1
第63条の2	○	寄附行為第36条に情報の公表を定め、私立学校法第63条の2で定める書類等を公式ホームページで公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第99条	○	大学院学則第2条（目的）及び第2条の2（人材養成に関する目的）に謳っている。	1-1
第100条	○	大学院学則第4条に研究科の設置を定義している。	1-2
第102条	○	大学院学則第14条に本学大学院の入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第155条	○	大学院学則第14条に本学大学院の入学資格を定めている。	2-1
第156条	○	大学院学則第14条に本学大学院の入学資格を定めている。	2-1
第157条	—	該当なし	
第158条	—	該当なし	
第159条	—	該当なし	
第160条	—	該当なし	

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学院設置基準を最低基準として、向上に努めている。	6-2 6-3
第1条の2	○	大学院学則第2条の2で人材養成に関する目的を定めている。	1-1 1-2
第1条の3	○	入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により工学研究科代議員会で実施している。	2-1
第1条の4	○	工学研究科長と大学院の事務を統括している学務課が連携して大学院工学研究科の教育と工学研究科代議員会を運営している。	2-2

西日本工業大学

第2条	○	大学院学則第5条で修士課程の設置を規定している。	1-2
第2条の2	—	該当なし	
第3条	○	大学院学則第2条で大学院の目的を定義し、大学院学則第8条で2年の修業年限を定めている。	1-2
第4条	—	該当なし	
第5条	○	大学院学則第6条で専攻及び教育研究上の目的を規定しており、教員数は大学院設置基準を満たしている。	1-2
第6条	○	大学院学則第6条に専攻の設置を定めている。	1-2
第7条	○	設置する研究科及び専攻と、その基礎となる学部及び学科は、適切な連携を図っている。	1-2
第7条の2	—	該当なし	
第7条の3	—	該当なし	
第8条	○	大学院学則第9条で教員組織を定め、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意している。また、キャンパス毎に必要な専任教員を置いている。	3-2 4-2
第9条	○	大学院教員選考基準に関する規程に則り、工学研究科代議員会で資格審査を行い、基準を満たす人数の教員を配置している。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第7条に入学定員及び収容定員を定めている。	2-1
第11条	○	大学院学則第27条に教育課程を規定し、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第12条	○	大学院工学研究科履修に関する規程第2条で定めている。	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第9条及び第27条に定めている。	2-2 3-2
第14条	○	大学院学則第27条の2に定めている。	3-2
第14条の2	○	大学院学則第30条の2に成績評価基準等の明示等を定めている。	3-1
第14条の3	○	ファカルティ・ディベロップメント委員会規則に大学及び大学院の組織的な研修及び研究を定めている。	3-3 4-2
第15条	○	大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については学則、大学院学則、履修に関する規程及び大学院工学研究科履修に関する規程で定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第32条で課程の修了を定めている。	3-1
第17条	—	該当なし	
第19条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備え、学部と共用している。	2-5
第20条	○	研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及	2-5

西日本工業大学

		び数の機械、器具及び標本を備え、学部と共用している。	
第 21 条	○	図書館において図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備え、学部と共用している。	2-5
第 22 条	○	基礎となる学部と共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし。	
第 22 条の 3	—	該当なし。(1 大学院、1 専攻)	
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	該当なし。	
第 24 条	—	該当なし。	
第 25 条	—	該当なし。	
第 26 条	—	該当なし。	
第 27 条	—	該当なし。	
第 28 条	—	該当なし。	
第 29 条	—	該当なし。	
第 30 条	—	該当なし。	
第 30 条の 2	—	該当なし。	
第 31 条	—	該当なし。	
第 32 条	—	該当なし。	
第 33 条	—	該当なし。	
第 34 条	—	該当なし。	
第 34 条の 2	—	該当なし。	
第 34 条の 3	—	該当なし。	
第 42 条	○	大学院の事務は、学園事務組織規程で学務課及びデザイン学部事務室が所管することを定めている。	4-1 4-3
第 42 条の 2	—	該当なし。	
第 42 条の 3	○	大学院特別奨学生制度を本学ホームページで公表している。	2-4
第 43 条	○	スタッフ・ディベロップメント規則に基づき必要な研修及び外部研修会の参加を促している。	4-3
第 45 条	—	該当なし。	
第 46 条	—	該当なし。	

専門職大学院設置基準 該当なし

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院設置基準大 32 条(学位)及び学位規則第 4 条で定めている。	3-1
第 4 条	—	該当なし。	3-1
第 5 条	—	該当なし。	3-1

第 12 条	—	該当なし。	3-1
--------	---	-------	-----

大学通信教育設置基準 該当なし

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人西日本工業学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内 2022	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	① 西日本工業大学 学則	
	② 西日本工業大学大学院 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	① 令和 3（2021）年度入学者選抜試験要項 指定校推薦選抜	
	② 令和 3（2021）年度入学者選抜試験要項 総合型、一般推薦、一般選抜	
	③ 令和 3（2021）年度入学者選抜試験要項 編・転入、社会人特別、外国人留学生特別、海外帰国子女選抜	
	④ 令和 4（2022）年度大学院入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	① 学生便覧 令和 3（2021）年度	
	② 学生生活のしおり 令和 3（2021）年度	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 3（2021）年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 2（2020）年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ・キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	規程集目次	規程等は電子データ
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員・評議員名簿（理事会・評議員会の開催状況等含む）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算書・監事監査報告書、財務計算に関する書類（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	シラバス	電子データ
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	西日本工業大学ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	留意事項に対する改善状況等報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	西日本工業大学 HP「建学の精神」	
【資料 F-3①】	西日本工業大学学則	
【資料 F-3②】	西日本工業大学大学院学則	
【資料 1-1-2】	西日本工業大学 HP「西日本工業大学の教養教育について」	
【資料 F-5①】	学生便覧 P1	
【資料 1-1-3】	西日本工業大学 HP「養成する人材・研究目的」(大学院)	
【資料 1-1-4】	平成 29 (2017) 年 1 月学務研究協議会議事録及び資料	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学園中期計画(令和元(2019)年度～令和5年(2023)年度)	
【資料 F-6】	令和3(2021)年度事業計画	
【資料 1-2-2】	令和元(2019)年3月理事会議事録	
【資料 1-2-3】	令和3(2021)年3月理事会議事録	
【資料 1-2-4】	令和3(2021)年度重点目標自己申告票の提出について	
【資料 1-2-5】	西日本工業大学 HP「建学の精神」	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-6】	各建物「基本理念」の書の写真	
【資料 1-2-7】	学生インフォメーションモニターの写真	
【資料 1-2-8】	令和2(2020)年度事業計画進捗管理票	
【資料 1-2-9】	令和3(2021)年度第1回自己評価総括委員会議事録	
【資料 1-2-10】	西日本工業大学 HP「西日本工業大学ポリシー」	【資料 F-13】参照

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 F-2】	大学案内 2022	
【資料 F-4①②③】	令和3(2021)年度入学者選抜試験要項	
【資料 2-1-1】	西日本工業大学 HP「建学の精神」	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 2-1-2】	令和2(2020)年度 高校訪問実績	
【資料 2-1-3】	校内ガイダンス、オープンキャンパス、進学説明会などの実績、広報体制等	
【資料 2-1-4】	西日本工業大学 HP「西日本工業大学ポリシー」	【資料 F-13】参照
【資料 2-1-5】	平成 29 (2017) 年 1 月学務研究協議会議事録	
【資料 2-1-6】	令和 4 (2022) 年度西日本工業大学大学院入学試験要項 p.1	【資料 F-4④】参照
【資料 2-1-7】	西日本工業大学 HP「西日本工業大学 大学院」	
【資料 2-1-8】	平成 30 (2018) 年度第 7 回学務研究協議会議事録及び資料	
【資料 2-1-9】	入試広報委員会規則	
【資料 2-1-10】	令和 2 (2020) 年度入学者選抜基本方針等について	【資料 F-4①②③】
【資料 F-3①】	西日本工業大学学則	
【資料 2-1-11】	西日本工業大学入学試験委員会規則	
【資料 2-1-12】	令和 2 (2020) 年度入試問題作成表	
【資料 2-1-13】	入学者選抜試験問題のチェック体制の流れ図	

西日本工業大学

【資料 2-1-14】	入試問題チェック表 2021.2.15 時点	
【資料 2-1-15】	令和 2 (2020) 年度 第 6 回学務研究協議会 議事録	
【資料 2-1-16】	西日本工業大学アドミッション・オフィサーに関する規程	
【資料 2-1-17】	令和 2 (2020) 年度第 11 回入試広報委員会議事録及び資料	
【資料 2-1-18】	令和 3 (2021) 年度第 1 回入試広報委員会議事録及び資料	
【資料 2-1-19】	令和 3 (2021) 年度入学者選抜基本方針等について	
【資料 2-1-20】	令和 4 (2022) 年度西日本工業大学大学院入学試験要項表紙	【資料 F-4④】 参照
【資料 F-3②】	西日本工業大学大学院学則	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	西日本工業大学 HP 「NIT 学生サポートシステム」	
【資料 2-2-2】	入学前準備教育プログラム案内文	
【資料 2-2-3】	令和 3 (2021) 年度 ガイダンス担当教員一覧	
【資料 2-2-4】	西日本工業大学 HP 「オフィスアワーについて」	
【資料 2-2-5】	西日本工業大学アセスメント・ポリシー	
【資料 2-2-6】	西日本工業大学 HP 「LMS Moodle」	
【資料 2-2-7】	令和 3 (2021) 年度会議構成員並びに委員会名簿	
【資料 2-2-8】	令和 2 (2020) 年度 TA・SA 数	
【資料 2-2-9】	本学 HP 「TA・SA 研修の実施」	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	スタートアップセミナー I・II、キャリアプラン I・II、キャリアデザイン I・II のシラバス	
【資料 2-3-2】	令和 2 (2020) 年度就職ガイダンス実施要領 (日程表)	
【資料 F-3①】	西日本工業大学学則	
【資料 2-3-3】	令和 2 (2020) 年度インターンシップ参加学生一覧	
【資料 2-3-4】	北九州地域人財育成事業 (商工会議所) パンプ (2020)	
【資料 2-3-5】	北九州地域人財育成事業 (商工会議所) ご案内 (2020)	
【資料 F-7】	令和 2 (2020) 年度事業報告書 (主な就職先)	
【資料 2-3-6】	令和 2 (2020) 年度授業時間割 (工学部・デザイン学部)	
【資料 2-3-7】	令和 2 (2020) 年度第 2 回大学院進学と教職に関する特別講義の実施報告書・・・第 9 回教務委員資料 P17-18	
【資料 2-3-8】	令和 2 (2020) 年度卒業生の進学実績	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	西日本工業大学 HP 「NIT 学生サポートシステム (修学支援・ガイダンス制度・オフィスアワー等)」	【資料 2-2-1】 参照
【資料 2-4-2】	西日本工業大学 HP 「オフィスアワーについて」	【資料 2-2-4】 と同じ
【資料 2-4-3】	令和 3 (2021) 年度ガイダンス担当教員一覧	【資料 2-2-3】 と同じ
【資料 2-4-4】	令和 3 (2021) 年度前期出席不良学生の早期指導スケジュール	
【資料 2-4-5】	令和 3 (2021) 年度キャリア形成教育科目への学生部関連行事について	
【資料 2-4-6】	令和 3 (2021) 年度保護者懇談会資料 (スケジュール・日程等)	
【資料 2-4-7】	令和 3 (2021) 年度前期オフィスアワー教員別時間帯一覧	
【資料 F-5②】	学生生活のしおり 2021 (P4~P5) Active Portal (学務システム)	
【資料 2-4-8】	Active Portal 学生情報の一元管理 (メニュー画面・個人情報・成績・出欠・サポートメモ状況)	
【資料 2-4-9】	令和 3 (2021) 年度全科目欠席率一覧表 5 月 25 日現在	
【資料 2-4-10】	令和 2 (2020) 年 9 月学務研究協議会資料及び議事録	

西日本工業大学

【資料 2-4-11】	令和 3 (2021) 年度健康診断問診票	
【資料 2-4-12】	令和 2 (2020) 年度保健室月別利用状況・相談員名簿 (在室中は全て相談員)	
【資料 2-4-13】	本学敷地内全域における全面禁煙について	
【資料 F-5②】	学生生活のしおり 2021 (P28) 課外活動	
2-5. 学修環境の整備		
【基礎共通】	認証評価共通基礎データ (施設・設備等、図書館・図書資料等)	
【資料 2-5-1】	西日本工業本学 HP「ライフ (おぼせキャンパス・小倉キャンパス) 」	
【資料 2-5-2】	Nishitech Network Information Home (ネットワーク)	
【資料 2-5-3】	情報設備更新計画について (最終答申)	
【資料 2-5-4】	西日本工業大学 HP「図書館」	
【資料 2-5-5】	西日本工業大学 HP「学習環境に関する情報 (校地・校舎面積及び耐震化率) 」	
【資料 2-5-6】	令和 2 (2020) 年度安全衛生年間管理計画	
【資料 2-5-7】	令和 2 (2020) 年度 科目受講者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	平成 25 (2013) 年度「学生生活アンケート結果」12月実施	
【資料 2-6-2】	令和 2 (2020) 年度「学生満足度調査報告」 (概要)	
【資料 2-6-3】	令和 2 (2020) 年度「学修実態調査報告」 (概要)	
【資料 2-6-4】	令和 2 (2020) 年度「春季学生大会の意見・要望」実施報告	
【資料 2-6-5】	令和 2 (2020) 年度「春季学生大会の意見・要望」に対する回答	
【資料 2-6-6】	令和 2 (2020) 年度学生相談室相談員 (名簿等) 一覧	
【資料 2-6-7】	令和 2 (2020) 年度「卒業時アンケート調査報告」	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	西日本工業大学 HP「令和 3 (2021) 年度授業科目に関する情報について」 (大学・学科・大学院のディプロマ・ポリシーと授業カリキュラムマップ)	
【資料 3-1-2】	西日本工業大学 HP「西日本工業大学ポリシー」	【資料 F-13】 参照
【資料 3-1-3】	西日本工業大学の「教育に関する取り組み」会議 議事録及び資料	
【資料 F-3①】	西日本工業大学学則 第 31 条 (単位認定)	
【資料 3-1-4】	西日本工業大学履修に関する規程第 18 条～第 21 条 (成績、評価及び単位認定)、第 4 条 (履修条件)	
【資料 F-3①】	西日本工業大学学則 第 36 条 (卒業)	
【資料 3-1-5】	西日本工業大学 HP「授業に関する情報 (シラバス作成ガイドラインについて) (11) 評価方法」	
【資料 F-3②】	西日本工業大学大学院学則 第 28 条 (単位)	
【資料 F-3②】	西日本工業大学大学院学則 第 32 条 (課程の修了)、第 27 条 (教育課程)	
【資料 3-1-6】	西日本工業大学大学院工学研究科履修に関する規程 第 10 条 (学位論文等の審査及び最終試験の方法)	
【資料 3-1-7】	西日本工業大学 HP「西日本工業大学ポリシー (アセスメント・ポリシー及び評価ガイドライン (2. 成績評価の平準化))」	

西日本工業大学

【資料 3-1-8】	Active Portal 掲示板（令和 2（2020）年度前期授業科目の GP（GradePoint）データについて）	
【資料 3-1-9】	西日本工業大学履修に関する規程 第 18 条～第 21 条（学習指導及び退学勧告）	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-1-10】	令和元（2019）年 6 月 FD 委員会議事録及び資料（卒業研究Ⅱにおける DP 評価項目の設定）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 F-2】	大学案内 2022 P18、P32	
【資料 F-5】	学生便覧令和 3（2021）年度 P2	
【資料 3-2-1】	西日本工業大学 HP「令和 3（2021）年度授業科目に関する情報について」（大学・学科・大学院のディプロマ・ポリシーと授業カリキュラムマップ）	【資料 3-1-1】と同じ
【資料 3-2-2】	西日本工業大学 HP「西日本工業大学ポリシー」	【資料 F-13】参照
【資料 3-2-3】	平成 29（2017）年 1 月 学務研究協議会議事録及び資料（平成 29（2017）年度三つのポリシー及び学則の改正について）	
【資料 3-2-4】	西日本工業大学 HP「授業に関する情報（シラバス作成ガイドラインについて）（3）科目ナンバリング」	
【資料 3-2-5】	大学院のカリキュラムマップとナンバリング	
【資料 F-3①】	西日本工業大学学則 別表 1 教育課程表 工学部 (1)学部共通科目	
【資料 3-2-6】	令和 2（2020）年度 卒業研究概要集目次	
【資料 3-2-7】	「工学概説」のシラバス	【資料 F-12】参照
【資料 3-2-8】	「工学実験」のシラバス	【資料 F-12】参照
【資料 3-2-9】	「建築設計Ⅰ・Ⅱ」のシラバス	【資料 F-12】参照
【資料 3-2-10】	「デザインプロジェクトⅠ・Ⅱ」のシラバス	【資料 F-12】参照
【資料 3-2-11】	西日本工業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則	
【資料 3-2-12】	令和 2（2020）年度後期 教員授業参観の実施報告について	
【資料 3-2-13】	令和 2（2020）年度前期授業アンケートの報告	
【資料 3-2-14】	西日本工業大学 HP「令和 3（2021）年度 授業科目に関する情報について（科目相関図）」	
【資料 3-2-15】	平成 29（2017）年度第 4 回 FD 委員会議事録及び資料	
【資料 3-2-16】	平成 30（2018）年度第 1 回学務研究協議会議事録及び資料（教育に関する取り組み会議）	
【資料 3-2-17】	令和 2（2020）年度 FD 委員会資料 P23～（能動的授業科目）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	西日本工業大学 HP「西日本工業大学ポリシー」	【資料 F-13】参照
【資料 3-3-2】	各学科・各系の「卒業研究Ⅱにおける DP 評価項目」	
【資料 3-3-3】	自主研究等学修成果として単位認定される資格・検定等の一覧表	
【資料 3-3-4】	西日本工業大学 HP「学生に関する情報（資格取得について）」	
【資料 3-3-5】	令和 2（2020）年度前期授業アンケートの報告	【資料 3-2-13】と同じ
【資料 3-3-6】	令和 2（2020）年度「学修実態調査」の結果報告	【資料 2-6-3】参照
【資料 3-3-7】	令和 2（2020）年度「学生満足度調査」の結果報告	【資料 2-6-2】参照
【資料 3-3-8】	令和 2（2020）年度「卒業時アンケート調査」の結果報告	【資料 2-6-7】参照
【資料 3-3-9】	令和 2（2020）年度「新入生アンケート調査」の結果報告	
【資料 3-3-10】	令和 2（2020）年度「卒業生の就職先企業へのアンケート」の結果報告	
【資料 3-3-11】	令和 2（2020）年度「卒業後アンケート」の結果報告	
【資料 3-3-12】	西日本工業大学教育評価室規程	

西日本工業大学

【資料 3-3-13】	Active Portal 掲示板（令和 2（2020）年度前期授業科目の GP（Grade Point）データについて	【資料 3-1-8】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	西日本工業大学教育職員役職規程	
【資料 4-1-2】	令和 3（2021）年度会議構成員並びに委員会名簿	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 4-1-3】	学校法人西日本工業学園ガバナンス・コード	
【資料 4-1-4】	令和 3（2021）年度 教育職員役職者名簿	
【資料 4-1-5】	西日本工業大学危機管理規則	
【資料 4-1-6】	西日本工業大学教授会規則	
【資料 4-1-7】	西日本工業大学教授会の審議事項に関する細則	
【資料 4-1-8】	学校法人西日本工業学園事務組織規程	
【資料 4-1-9】	学校法人西日本工業学園職務権限規程	
【資料 4-1-10】	西日本工業大学カリキュラムコーディネーターに関する規程	
【資料 4-1-11】	西日本工業大学アドミッション・オフィサーに関する規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	西日本工業大学 HP「教員に関する情報」	
【資料 4-2-2】	令和 4（2022）年度教員公募要領	
【資料 4-2-3】	西日本工業大学 HP「令和 4（2022）年度教員の公募について」	
【資料 4-2-4】	教員採用に関する書類	
【資料 4-2-5】	教員昇任に関する書類	
【資料 4-2-6】	西日本工業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規則	【資料 3-2-11】と同じ
【資料 4-2-7】	令和 2（2020）年度後期 教員授業参観の実施報告について	【資料 3-2-12】と同じ
【資料 4-2-8】	令和 2（2020）年前期授業アンケート結果の報告について	【資料 3-2-13】と同じ
【資料 4-2-9】	令和 2（2020）年 8 月 学務研究協議会議事録・資料（ティーチング・フォリオの試行について）	
【資料 4-2-10】	令和 3（2021）年 2 月 FD 委員会議事録・資料（教育の教育・研究評価方法の改善について）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	西日本工業大学スタッフ・ディベロップメント規程	
【資料 4-3-2】	過去の SD 研修実績一覧	
【資料 4-3-3】	令和 3（2021）年度新規採用教職員研修会資料	
【資料 4-3-4】	令和元（2019）年度大学連携事業完了実績報告書	
【資料 4-3-5】	北九州私立大学・短期大学連携 SD 研修実績一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	令和 2（2020）年度「公的研究費の不正防止と研究者倫理」研修会資料	
【資料 4-4-2】	令和 2（2020）年度研究倫理及びコンプライアンス教育の実施依頼	
【資料 4-4-3】	西日本工業大学研究活動に係る行動規範	
【資料 4-4-4】	西日本工業大学公的研究費の不正防止に関する規則	
【資料 4-4-5】	西日本工業大学研究倫理に関する規則	

西日本工業大学

【資料 4-4-6】	令和 3 (2021) 年度学長査定特別教育研究事業計画申請要領	
【資料 4-4-7】	令和 3 (2021) 年度学長査定特別教育研究事業一覧	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 F-1】	学校法人西日本工業学園寄附行為	
【資料 5-1-1】	学校法人西日本工業学園倫理綱領	
【資料 F-6】	令和 3 (2021) 年度事業計画	
【資料 5-1-2】	学校法人西日本工業学園個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-3】	西日本工業大学ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-4】	学校法人西日本工業学園個人番号及び特定個人情報取扱規則	
【資料 5-1-5】	西日本工業大学安全衛生管理規程	
【資料 5-1-6】	西日本工業大学防火・防災管理規程	
【資料 F-5】	学生便覧令和 3 (2021) 年度 (P102~103) 実験・実習における安全確保について	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	令和 2 (2020) 年度 第 1 回理事会議事録及び資料	
【資料 5-2-2】	平成 29 (2017) 年度 第 3 回理事会議事録及び資料	
【資料 5-2-3】	学校法人西日本工業学園経営協議会規則	
【資料 5-2-4】	令和元 (2019) ~2 (2020) 年度経営協議会案件一覧表	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	令和 2 (2020) 年度事務局連絡会開催一覧	
【資料 5-3-2】	監事監査報告書 (令和 2 (2020) 年 5 月 12 日付)	
【資料 5-3-3】	令和元 (2019) ~2 (2020) 年度評議員会への諮問事項等一覧表	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学園中期計画 (令和元 (2019) 年度~5(2023)年度)	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 5-4-2】	令和 2 (2020) 年度 第 1 回理事会議事録及び資料	【資料 5-2-1】と同じ
【資料 5-4-3】	令和 3 (2021) 年度 第 1 回理事会議事録及び資料	
【資料 F-11】	決算書・監事監査報告書 (平成 28 (2016) ~令和 2 (2020) 年度)	
【資料 5-4-4】	学校法人西日本工業学園予算管理規程	
【資料 5-4-5】	令和元 (2019) 年度 第 4 回理事会議事録及び資料	
【資料 5-4-6】	令和 2 (2020) 年度 第 3 回理事会議事録及び資料	
【資料 5-4-7】	自己診断チェックリスト (令和元 (2019) 年度)	
【資料 5-4-8】	学校法人西日本工業学園資金運用規程	
【資料 5-4-9】	令和 2 (2020) 年度 第 2 回理事会議事録及び資料	
【資料 5-4-10】	令和 2 (2020) 年度財産目録	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人西日本工業学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人西日本工業学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	独立監査人の監査報告書 (令和 2 (2020) 年 6 月 17 日付)	
【資料 5-5-4】	監事監査報告書 (令和 2 (2020) 年 5 月 12 日付)	【資料 5-3-2】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 F-3①】	西日本工業大学学則（学則第 1 条の 2）	
【資料 6-1-1】	西日本工業大学内部質保証の方針	
【資料 6-1-2】	西日本工業大学自己点検・評価規程（第 4 条第 6 項第 7 号）	
【資料 6-1-3】	西日本工業大学外部評価委員会名簿	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	西日本工業大学自己点検・評価規程（第 8 条第 2 項）	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-2-2】	重点目標自己申告票	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 6-2-3】	人事考課マニュアル	
【資料 6-2-4】	令和 2（2020）年度第 1 回自己評価総括委員会資料及び議事録	
【資料 6-2-5】	令和 3（2021）年度第 1 回自己評価総括委員会資料及び議事録	
【資料 6-2-6】	令和 3（2021）年度第 1 回理事会議事録	【資料 5-4-3】と同じ
【資料 6-2-7】	西日本工業大学教育評価室規則	【資料 3-3-12】と同じ
【資料 6-2-8】	令和 2（2020）年度第 6 回学務研究協議会資料及び会議録	
【資料 6-2-9】	令和 2（2020）年度第 7 回入試広報委員会議事録	
【資料 6-2-10】	令和 2（2020）年度第 3 回学務研究協議会資料及び会議録	
【資料 6-2-11】	平成 31（2019）年度北九州市大学連携促進事業報告書	【資料 4-3-4】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 6-3-2】	中期計画（令和元（2019 年）～令和 5（2023）年度）	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 6-3-3】	平成 30（2018）年度事業計画	
【資料 6-3-4】	平成元（2019）年度事業計画	
【資料 6-3-5】	令和 2（2020）年度第 5 回学務研究協議会会議録	

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 社会貢献		
【資料 A-1-1】	西日本工業大学地域・産学連携センター規則	
【資料 A-1-2】	西日本工業大学 HP「社会貢献方針（地域連携ポリシー）」	
【資料 A-1-3】	西日本工業大学 HP「地域・産学連携センター」	
【資料 F-6】	令和 3（2021）年度事業計画書	
【資料 A-1-4】	令和 2（2020）年度事業計画進捗管理票	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 A-1-5】	西日本工業大学研究所規程	
【資料 A-1-6】	西日本工業大学 HP「西日本工業大学 地（知）の拠点整備事業」	
【資料 A-1-7】	西日本工業大学 HP「研究シーズ」	
【資料 A-1-8】	平成 30（2018）年度 工学とデザインの融合による人を育て地域を拓く拠点づくり事業（冊子）	
【資料 A-1-9】	西日本工業大学 HP「連携協定一覧」	
【資料 A-1-10】	令和 3（2021）年度学外委員等一覧	
【資料 A-1-11】	地域防災人材育成プログラム（チラシ）	

西日本工業大学

【資料 A-1-12】	西日本工業大学 HP「観光で築く、豊前の未来」観光による地域づくり勉強会開催	
【資料 A-1-13】	西日本工業大学 HP「2020 こうげ灯籠祭」学生制作の灯籠を展示	
【資料 A-1-14】	西日本工業大学 HP「地域リスクマネジメント」の構築を目指して	
【資料 A-1-15】	西日本工業大学 HP「北九州デザインシンポジウム 2020」	
【資料 A-1-16】	西日本工業大学 HP「JR 八幡駅前「街頭バナー」全 16 種類をデザイン」	
【資料 A-1-17】	西日本工業大学 HP「ちくらす」による平成筑豊鉄道「美夜古泉駅」リニューアル	
【資料 A-1-18】	西日本工業大学 HP「日産自動車九州と産学連携協定を締結」	
【資料 A-1-19】	西日本工業大学 HP「産学連携の取組みで開発した生産技術のライセンスを鳥取県の企業へ供与」	
【資料 A-1-20】	西日本工業大学 HP「PBL 型教育 _ 採用と大学教育の未来に関する産学協議会」	
【資料 A-1-21】	西日本工業大学 HP「日産自動車九州との共同研究成果発表会」	
【資料 A-1-22】	西日本工業大学 HP「株式会社川口建設とコロナ禍での新たなインターンシップ様式による地域で活躍する人材育成を目指した産学連携協定を締結」	
【資料 A-1-23】	西日本工業大学 HP「株式会社システム 1 と SDGs 実現の寄与を目的とする産学連携協定を締結」	
【資料 A-1-24】	西日本工業大学 HP「株式会社システム 1 との連携事業第一弾！ワークライフミックスの家」	
【資料 A-1-25】	西日本工業大学 HP「産学連携で「シャボン玉石けんチョコ」を商品開発」	
【資料 A-1-26】	西日本工業大学 HP「学生の地域貢献活動（抜粋）」	
【資料 A-1-27】	教育学術新聞（平成 31（2019）3 月 6 日）「地方私立大学からの製作提言」	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。